

PRTRデータを読み解くための 市民ガイドブック

～ 化学物質による環境リスクを減らすために ～

平成19年度
集計結果から



PRTRデータを読み解くための 市民ガイドブック

目次

. PRTR制度とは

1 .PRTR制度のしくみ	1
2 .対象となる化学物質	3
3 .対象となる事業者	5
4 .対象事業者が届け出るもの(排出量・移動量)	6
5 .排出量・移動量の把握	7
6 .対象事業者以外からの排出(国の推計)	8

. PRTRデータ

1 .PRTRデータの概要	
(1)PRTRデータの構成	13
(2)基本となる集計表	14
(3)PRTRデータでこんなことが分かる	16
(4)PRTRデータの取扱い上の留意点	16
2 .個別事業所のデータを入手する	
(1)データの公表	18
(2)開示されるデータ	18
(3)開示請求の窓口	19
(4)請求の方法	20
(5)開示請求の手数料	20
3 .ホームページ上でPRTRデータを見る	
環境省「PRTR集計・公表システム」	21
コラム : 個別事業所のデータと「PRTRけんさくくん」の利用について	24
4 .PRTRデータの集計結果	
(1)平成19年度PRTRデータの集計結果	
1)平成19年度PRTRデータの概要	25
2)平成19年度PRTRデータをグラフや表で見る	26
全国で排出量が多かった物質	26
都道府県別に見る	28
大気・水・土壌に多く排出されている物質	30
排出量の多い業種	32
家庭から排出される物質	34
身の回りの気になる物質	35
移動量	37

(2)平成15～19年度PRTRデータの集計結果

1)平成15～19年度PRTRデータをグラフや表で見る	38
届出事業所の数	38
全国の排出量	39
大気・水・土壌に多く排出されている物質	41
移動量	42

わたしたち市民にできること

1.市民・事業者・行政のそれぞれの役割	45
コラム：市民、事業者、行政が参加する会議「化学物質と環境円卓会議」	46
2.暮らしの中でできること	47
3.化学物質削減への取組	49
(1)リスクコミュニケーションとは	49
(2)リスクコミュニケーションの実際	50
(3)近隣の工場とリスクコミュニケーションしたいときは	53
コラム：リスクコミュニケーションを支援するしくみ「化学物質に関する冊子」	54
コラム：リスクコミュニケーションを支援するしくみ「化学物質アドバイザー」	55
コラム：リスクコミュニケーションを支援するしくみ「PRTR大賞」	56

もっと知りたい時には

1.法律に関すること	59
(1)化学物質排出把握管理促進法の概要	59
(2)これまでの経緯と今後の予定	60
コラム：情報提供を受け付ける窓口「PRTR目安箱」	62
(3)第一種指定化学物質リスト	63
(4)ファイル記録事項開示請求書	84
2.PRTRに関連する用語の解説	85

環境リスク 排出量 移動量 取扱量 化学物質管理指針 有害性 発がん性 変異原性 感作性 生態毒性 オゾン層破壊物質 CAS番号 レスポンシブル・ケア 環境マネジメントシステム 環境報告書 MSDS 指定化学物質等取扱事業者

3.関連サイトアドレス集	89
4.各自治体のPRTR担当窓口	91
5.索引	94

. PRTR制度とは

1 .PRTR制度のしくみ	1
2 .対象となる化学物質	3
3 .対象となる事業者	5
4 .対象事業者が届け出るもの(排出量・移動量)	6
5 .排出量・移動量の把握	7
6 .対象事業者以外からの排出(国の推計)	8

1. PRTR制度のしくみ

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。現在、原材料や製品など、いろいろな形で流通している化学物質は数万種類といわれています。私たちは、意識するしないにかかわらず、日常の生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌を通じて排出し、環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。そこで、どんな化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るとともに、化学物質の排出量や化学物質による環境リスク¹を減らすための制度の1つとして、PRTR制度が設けられました。PRTR制度は、これまで市民がほとんど目にする事のなかった化学物質の排出に関する情報を国が1年ごとに集計し、公表する制度です。

国がデータを集計・公表するためには、対象となる事業者²が、環境中に排出した化学物質の量(排出量)や廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量(移動量)を自ら把握し、年に1回国に届け出ることから始まります。

国は、その届出データを集計するとともに、届出の対象とならない事業者³や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表します。

事業者から届け出られた個別事業所ごとの情報についても、ホームページ上で公表されることになりました(詳細は、18ページをご参照ください)。

PRTRデータの流れ



- 1.環境リスクについては、85ページをご参照ください。
- 2.「事業者」には民間の企業だけでなく、国や地方公共団体などの廃棄物処理施設や下水道処理施設、教育・研究機関なども含まれます。
- 3.届出が必要な業種に該当しない、または、従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないといった理由から、PRTR制度で届出を行うことが義務付けられていない事業者を指します。

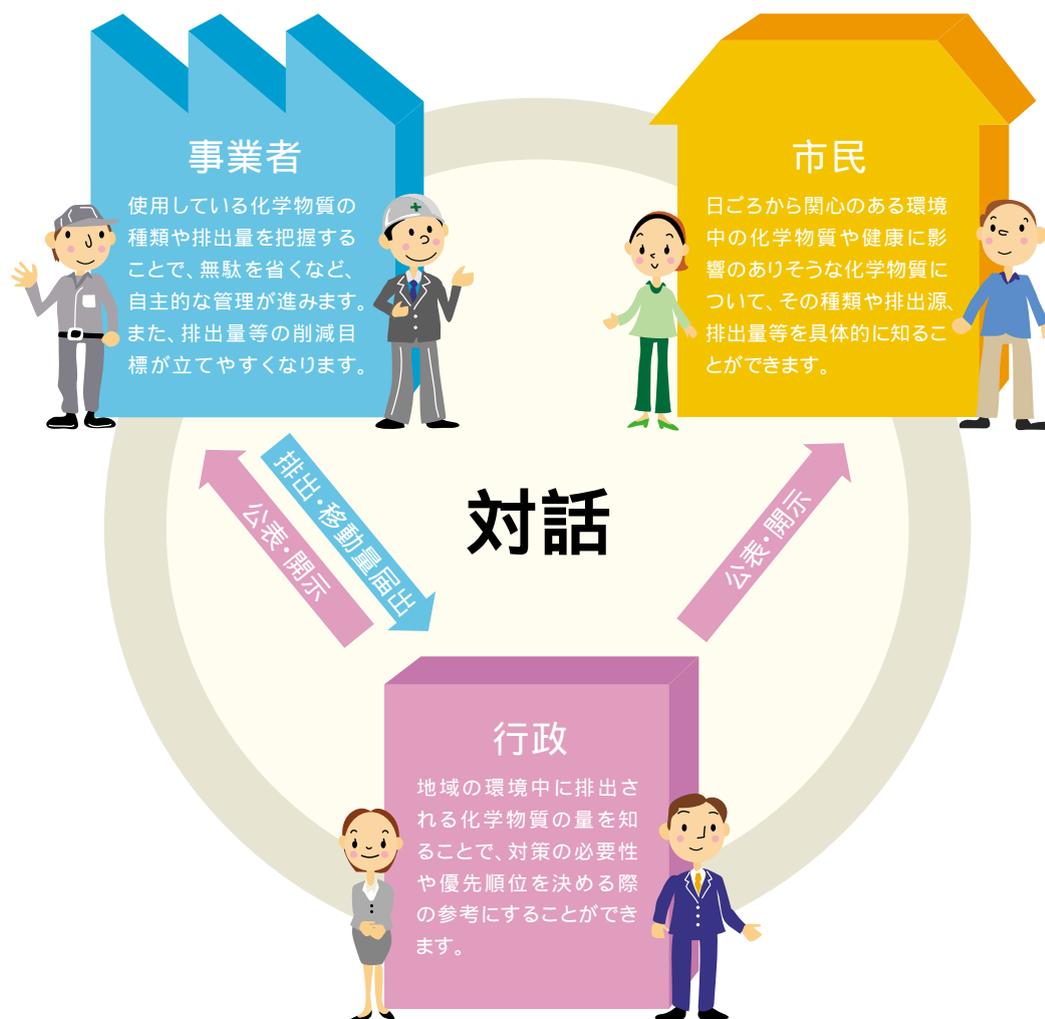
PRTR制度は、化学物質の情報を共有し、協力して取組を進める。

PRTR制度によって、市民や行政は、化学物質の排出に関するより詳しい情報を入手することが可能となりました。これにより、市民にはこれまで行政や事業者任せのしかなかった化学物質問題への取組に積極的に参加する機会が広がりました。

PRTRデータを利用して、市民、事業者、行政が、化学物質の排出の現状や対策の内容、進み具合について話し合いながら、協力して化学物質対策を進めていくことが期待されます。

PRTRの基本構造

社会全体で化学物質対策を進める



化学物質排出把握管理促進法

PRTR制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化されています。この法律は「化学物質排出把握管理促進法」や「化管法」、「PRTR法」といった略称で呼ばれていますが、このガイドブックの中では「化管法」と表記します。化管法の詳細については、59ページをご参照ください。

2. 対象となる化学物質

化管法の対象となる化学物質は、人の健康を損なうおそれ(発がん性、変異原性、感作性など)又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれ(生態毒性)があるもので、環境中に存在すると考えられる量の違いによって**第一種指定化学物質(354種類)⁴**と**第二種指定化学物質(81種類)**の2つに区分されています。

PRTR制度の届出の対象となるのは、第一種指定化学物質で、このうち、人に対する発がん性があると評価されている物質は、**特定第一種指定化学物質**と呼ばれ、12種類が指定されています。

第一種指定化学物質を他の事業者へ出荷する場合には、有害性に関する情報や取扱い方法などを記載した**MSDS(化学物質等安全データシート)⁵**を提供することが事業者⁶に義務づけられています。

第二種指定化学物質については排出量等を国に届け出る必要はありませんが、第一種指定化学物質と同様MSDSの提供が求められています。

これらは化管法施行令の改正により、対象物質が見直されます。詳しくは、61ページをご参照ください。

第一種指定化学物質(354物質)：排出量・移動量の届出とMSDSの提供

次のいずれかの**有害性⁶**の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するもの
 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
 その物質自体は人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがない
 ても、環境中に排出された後で化学変化を起し、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
 オゾン層を破壊するおそれがあるもの

特定第一種指定化学物質(12物質)

人に対する発がん性があると評価されているもの
 石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、6価クロム化合物、塩化ビニル、ダイオキシン類、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロリド、ベンゼン、メトキサレン

第二種指定化学物質(81物質)：MSDSの提供

第一種指定化学物質と同じ有害性の条件に当てはまり、製造量の増加等があった場合には、環境中に広く存在することとなると見込まれるもの

4.第一種指定化学物質については、63ページ以降をご参照ください。

5.MSDSについては、87ページをご参照ください。

6.有害性については、85ページをご参照ください。

対象化学物質の例

人の健康を損なうおそれがあるもの
(例：ベンゼン)



主な用途

石油成分の一つで、石油の精製により工業的に製造されます。染料や合成洗剤、医薬品、合成繊維、農薬、防虫剤など多くの石油化学製品の原料として使われています。また、ガソリン中にも含まれており、給油時や走行時に大気に排出されています。

有害性

人への発がん性が認められています。高濃度の蒸気を短い時間に大量に吸い込むと、皮膚や気道が刺激され、めまいや頭痛、吐き気、意識喪失などを引き起こします。

動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼす
おそれがあるもの
(例：ノニルフェノール)



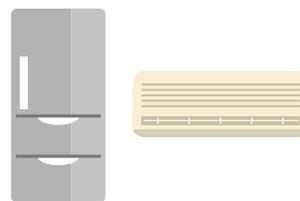
主な用途

主に洗剤となる界面活性剤の合成用原料として使われています。親油性フェノール樹脂やグリセリンなどのエステル類の合成原料としても使われる場合があります。また、殺虫剤、殺菌剤、抗カビ剤に用いられたり、酸化防止剤や腐食防止剤として石油系製品に加えられたりすることもあります。

有害性

水生生物に対しては比較的毒性が高いことが認められています。また、同一濃度では女性ホルモンよりはかなり弱いながらも、メダカに対する内分泌かく乱作用を持つことが推察されています。なお、今のところラットに対する試験では、明らかな内分泌かく乱作用は確認されていません。

オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する
量を増加させることにより人の健康を損なう
おそれがあるもの
(例：ジクロロジフルオロメタン(CFC 12))



主な用途

一般にフロンガスと呼ばれるものの一つで、無色、無臭、不燃性で化学的に安定しているなどの特性があり、冷蔵庫や空調の冷媒として使われてきました。

有害性

大気中に排出されたフロンガスは、ゆっくりと上昇していき、オゾン層のある高度まで達すると、宇宙からの強い紫外線を受けて分解します。このときに塩素原子が発生して、この塩素原子がオゾン層を壊します。オゾン層が破壊されると本来オゾン層で吸収されるはずの有害な紫外線が大量に地上に降り注ぎ、皮膚がんや白内障が増えるのではないかと考えられています。

3. 対象となる事業者

PRTR制度の対象化学物質を製造したり、使用したり、環境中へ排出している事業者のうち、以下の3つの条件すべてに合致する事業者に届出の義務が課されています⁷。

対象業種(平成5年日本標準産業分類による業種区分に基づく)

- | | | |
|-----------------|---|---|
| ○金属鉱業 | ・輸送用機械器具製造業 | ○燃料小売業 |
| ○原油・天然ガス鉱業 | ・精密機械器具製造業 | ○洗濯業 |
| ○製造業 | ・武器製造業 | ○写真業 |
| ・食料品製造業 | ・その他の製造業 | ○自動車整備業 |
| ・飲料・たばこ・飼料製造業 | ○電気業 | ○機械修理業 |
| ・繊維工業 | ○ガス業 | ○商品検査業 |
| ・衣服・その他の繊維製品製造業 | ○熱供給業 | ○計量証明業
(一般計量証明業を除く) |
| ・木材・木製品製造業 | ○下水道業 | ○一般廃棄物処理業
(ごみ処分に限る) |
| ・家具・装備品製造業 | ○鉄道業 | ○産業廃棄物処分量
(特別管理産業廃棄物処分量を含む) |
| ・パルプ・紙・紙加工品製造業 | ○倉庫業
(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る) | ○医療業
(平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届出) |
| ・出版・印刷・同関連 | ○石油卸売業 | ○高等教育機関 |
| ・化学工業 | ○鉄スクラップ卸売業
(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る) | ○自然科学研究所 |
| ・石油製品・石炭製品製造業 | ○自動車卸売業
(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る) | |
| ・プラスチック製品製造業 | | |
| ・ゴム製品製造業 | | |
| ・なめし革・同製品・毛皮製造業 | | |
| ・窯業・土石製品製造業 | | |
| ・鉄鋼業 | | |
| ・非鉄金属製造業 | | |
| ・金属製品製造業 | | |
| ・一般機械器具製造業 | | |
| ・電気機械器具製造業 | | |

従業員数 / 常用雇用者21人以上の事業者

第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1トン以上(特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)取り扱う事業所を有するなどの要件を満たす事業者又は特別要件施設(廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など)を有する事業者



全国数百万の事業所(民営・公営含む)のうち、この条件をすべて満たす事業所は数万事業所とみられています。対象業種以外や、対象業種であっても従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないなどの理由でPRTR制度の対象とならない事業所からの排出量は、家庭や自動車などからの排出量と同様に国が推計します。

7. 対象事業者選定の考え方や選定の経緯については、「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について(中央環境審議会第二次答申)-PRTR対象事業者等について-」

<http://www.env.go.jp/council/former/tousin/040002-2.pdf>をご参照ください。

4. 対象事業者が届け出るもの(排出量・移動量)

対象事業者は、年に一度、前年度の事業所ごとの排出量及び移動量を国へ届け出ることが義務づけられています。

排出量とは、生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量で、下記の から に分けられています。

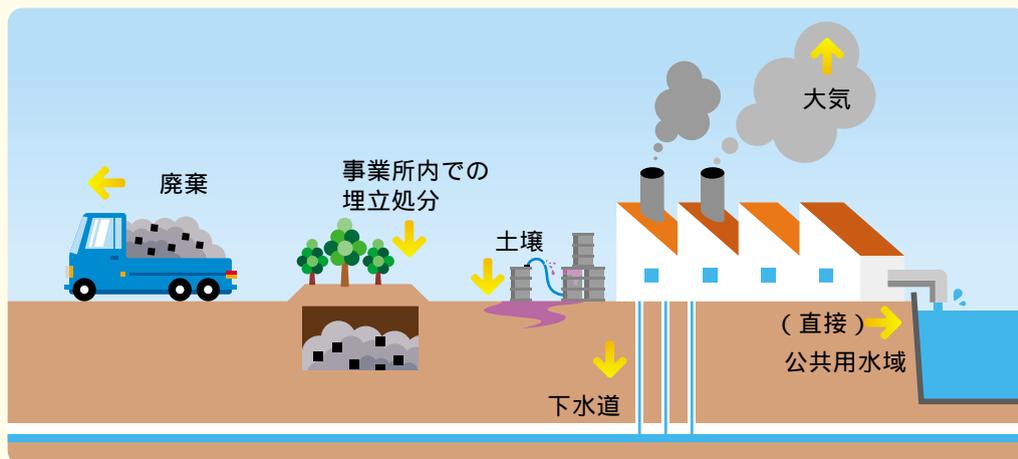
移動量とは、廃棄物の処理を事業所の外で行うなどで移動する第一種指定化学物質の量のこと、下記の と に分けられています。

排出量

大気への排出
公共用水域⁸への排出
事業所における土壌への排出
事業所における埋立処分

移動量

下水道⁹への移動
事業所の外への移動



排出量

大気への排出量は、排気口や煙突からの排出ばかりではなく、ペンキなどの塗料に含まれる成分の揮発も排出と考えます。

公共用水域への排出量は、河川や湖沼、海などに排出した量をいいます。

土壌への排出量は、タンクやパイプから土壌へ漏洩した量なども排出とみなします。

埋立処分とは、事業所で生じた対象化学物質を含む廃棄物を事業所内の埋立地に埋め立てる場合をいい、土壌への排出とは区別されます。

移動量

下水道に流した量のことをいいます。

産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量のことをいいます。

8. 公共用水域とは、水質汚濁防止法で、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」と定められており、川や湖、海などはすべて公共用水域に該当します。(下水道を除く。)

9. 下水道とは、下水道法で、「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設など」と定められており、家庭や工場などで汚れた水を、下水管渠を通じて処理場に集め、浄化して自然に返す施設です。

5. 排出量・移動量の把握

事業所では1年間の排出量や移動量を必ずしも実際に測定しているわけではなく、以下の5つの算定方法¹⁰のいずれかを使って求めます。

事業所に入ってきた量と出ていった量の差を求める

排ガスや排水の濃度を実際に測定し、それに排ガス・排水量を乗じる

取扱量(事業所で使用した量)に排出係数(これくらいが環境中に出ていくとされる割合)を乗じる

排ガス・排水量に物性値(蒸気圧、溶解度など、含まれている化学物質の量を固定できる値)を乗じる

その他、的確に算出できると認められる方法

のいずれかで算定して求め、有効数字2桁で記入します。

届出の様式について

事業者は「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」の様式に従って届出を行います。

これは、事業者の名前や事業所の住所、その事業所で行われている事業の業種などを記入するものと、その事業所から排出または移動される化学物質の量を記入するものの2種類があり、1つの化学物質につき1枚作成されます。(10ページ参照)

届出は、「書面」「磁気ディスク」「電子」のいずれの方法でも受け付けていますが、直接都道府県の窓口に出向く必要がない「電子」による届出を奨励しています。電子届出の詳細については、次のホームページをご参照ください。<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html>¹¹

届出の対象となる第一種指定化学物質は354物質ですが、1事業所が届け出る物質の数は業種や規模などによって異なります。例えば、平成19年度のデータでは、最も多かった事業所で62物質、1事業所あたりの平均届出物質数は5.5物質でした。



企業秘密について

対象事業者は、通常、都道府県を經由して国に届け出ますが、企業秘密にあたると思われる物質についての情報は国に直接届け出ます。この情報は、国による集計・公表にあたって、秘密情報として保護されることとなりますが、企業秘密であるか否かは国で厳格に判断されます。なお、PRTR制度が開始されて以来、国への企業秘密としての届出は1件もありません。

10. 排出量の算定方法については、「PRTR排出量等算出マニュアル」(環境省・経済産業省)
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/calc.html>をご参照ください。

11. (独)製品評価技術基盤機構(NITE)では、国の届出業務を受託しています。

6. 対象事業者以外からの排出(国の推計)

PRTR制度の届出の対象となった事業者だけが化学物質の排出源ではありません。届出の対象とはならない事業者や自動車などの移動体、家庭においても排出源となっています。

これら対象事業者以外の排出源からの排出量を国が推計します。この結果は、事業者から届出された情報と併せて公表されます。



推計の対象となるのは主に次のような排出源からの排出量です。

届出対象業種のうち従業員数が21人未満の事業者

届出対象業種のうち事業所ごとの年間取扱量が1トン未満(特定第一種指定化学物質は0.5トン未満)の化学物質

届出の対象となっていない業種(建設業、医療業、農業等)

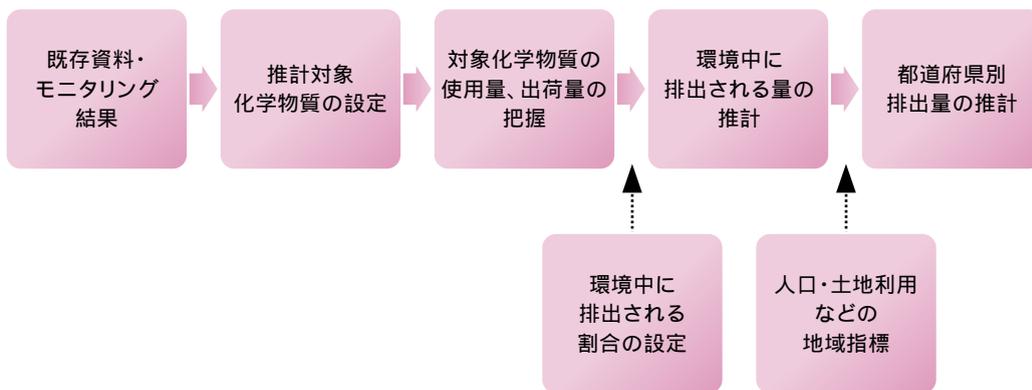
家庭(防虫剤、塗料、除草剤、殺虫剤、洗浄剤などの使用に伴う排出)

移動体(交通機関): 自動車、二輪車、船舶、鉄道車両、航空機等

推計方法

届出以外の排出源からの排出量については、その排出源に応じたさまざまな推計方法¹²を用いて推計されますが、おおまかに以下のような手順で推計されます。

推計方法



12.推計方法の詳細は、環境省の「PRTRインフォメーション広場」の「PRTR届出外排出量の推計方法」
http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/todokedegai_siryu.html をご参照ください。

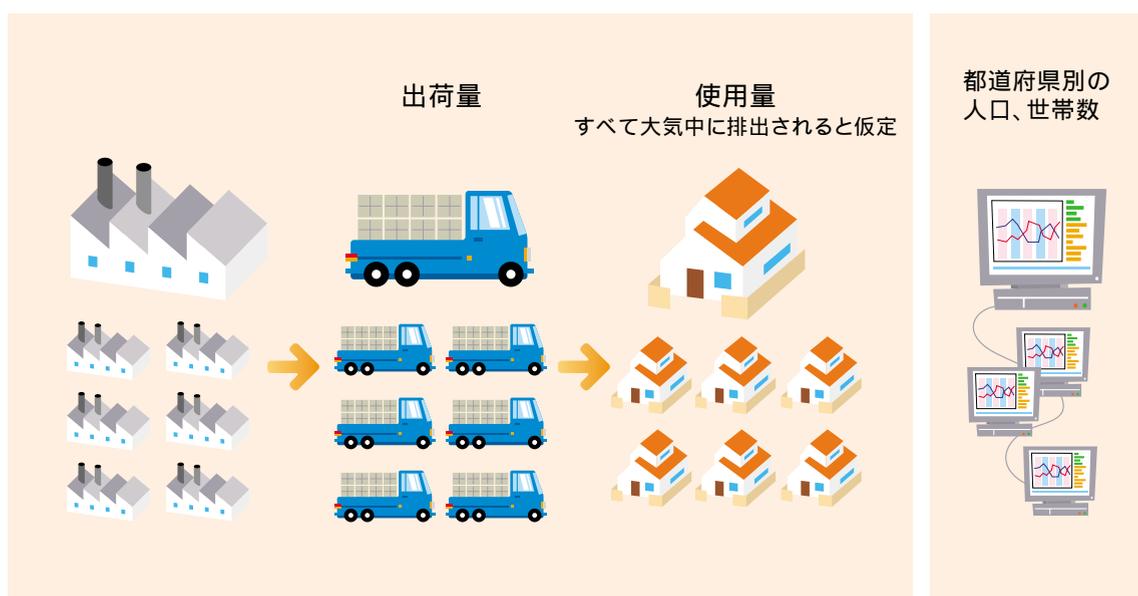
推計方法の例

その物質の使用量すべてが大気へ排出されるような物質の場合



《推計方法》

- ・推計対象年度の出荷量はすべて使用され、使用量の全量が環境中に排出されるものと仮定します。
- ・業界団体がまとめている製品の全国出荷量などのデータや、人口、世帯数の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計します。



都道府県別に
割り振り



第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書(部分)

事業所	(ふりがな) 事業者の名称	かすがせき 霞が関株式会社			
	前回の届出における名称	桜田門株式会社			
	(ふりがな) 事業所の名称	ふじさわだいちこうじょう 藤沢第一工場			
	前回の届出における名称	第一工場			
	所在地	〒251-XXXX	都道府県	神奈川県	市区町村
(ふりがな)	あさひちょう 朝日町XX-X				
事業所において常時使用される従業員の数		95			
事業所において行われる事業が属する業種	業種名	業種コード			
	うち主たるもの	化学工業	2000		
		自動車卸売業	5220		
		商品検査業	8620		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1~ 4 のとおり			
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであること の有無(該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無			
担当者 (問い合わせ先)	部署	藤沢第一工場環境安全部管理第一係			
	(ふりがな) 氏名	かがく はなこ 化学 花子			
	電話番号	0466-XXXX-XXXX			
※受理日	年 月 日	※整理番号			

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量を記入する様式(部分)

第一種指定化学物質の名称		ベンゼン				
第一種指定化学物質の号番号		299		単位(該当するものに○をすること)		1. kg 2. mg-TEQ
排出量	イ 大気への排出					
	ロ 公共用水域への排出					排出先の河川、湖沼、海域等の名称 □□川
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)					
	ニ 当該事業所における埋立処分					埋立処分を行う場所(該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動					
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)					
※整理番号						

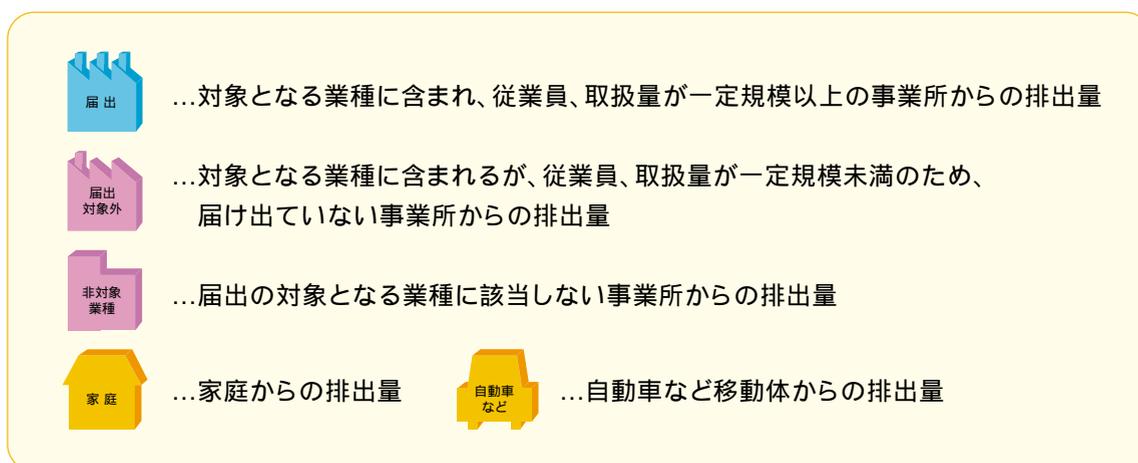
・ PRTRデータ

1 .PRTRデータの概要	
(1)PRTRデータの構成	13
(2)基本となる集計表	14
(3)PRTRデータでこんなことが分かる	16
(4)PRTRデータの取扱い上の留意点	16
2 .個別事業所のデータを入手する	
(1)データの公表	18
(2)開示されるデータ	18
(3)開示請求の窓口	19
(4)請求の方法	20
(5)開示請求の手数料	20
3 .ホームページ上でPRTRデータを見る	
環境省「PRTR集計・公表システム」	21
コラム : 個別事業所のデータと「PRTRけんさく」の利用について	24
4 .PRTRデータの集計結果	
(1)平成19年度PRTRデータの集計結果	
1)平成19年度PRTRデータの概要	25
2)平成19年度PRTRデータをグラフや表で見る	26
全国で排出量が多かった物質	26
都道府県別に見る	28
大気・水・土壌に多く排出されている物質	30
排出量の多い業種	32
家庭から排出される物質	34
身の回りの気になる物質	35
移動量	37
(2)平成15～19年度PRTRデータの集計結果	
1)平成15～19年度PRTRデータをグラフや表で見る	38
届出事業所の数	38
全国の排出量	39
大気・水・土壌に多く排出されている物質	41
移動量	42

1. PRTRデータの概要

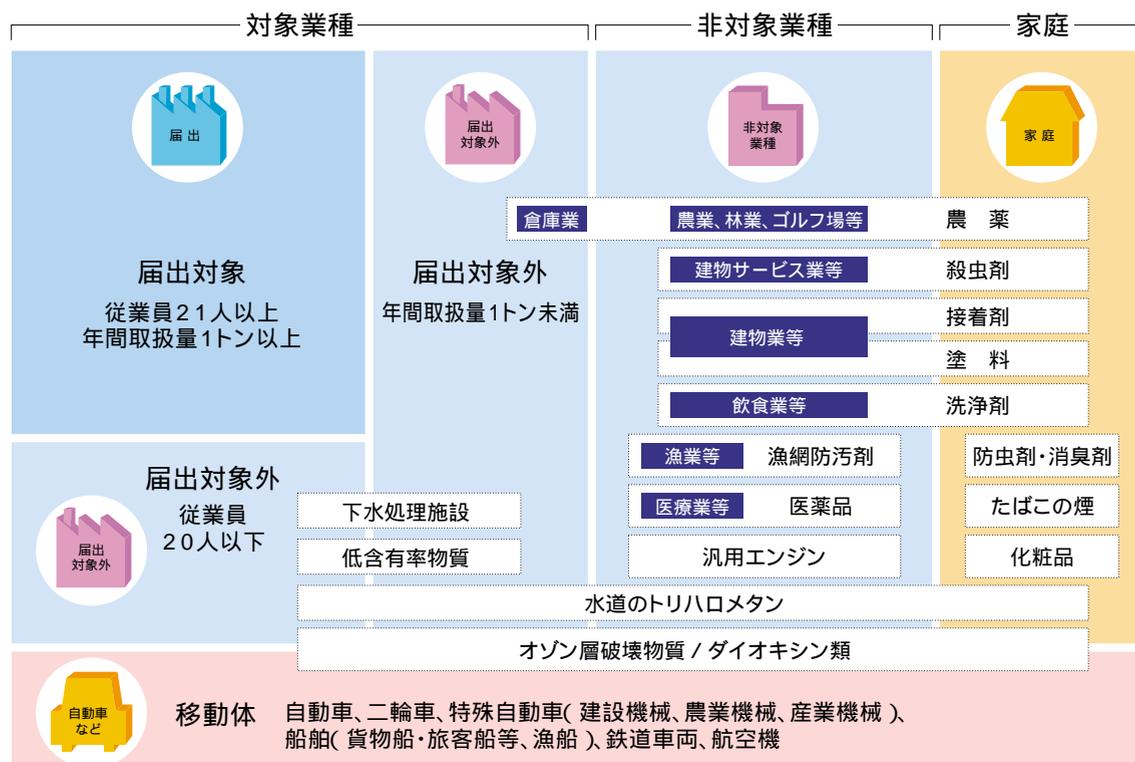
(1) PRTRデータの構成

PRTRデータは、排出源別に次の5種類のデータで構成されています。



このうち「届出」は届出データ、「届出対象外」「非対象業種」「家庭」「自動車など」は国による推計データです。推計の対象となる製品などについては図外に示してあります。図中の「届出」部分以外が国で推計した部分です。

集計の対象となる排出量の構成



注)あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではありません。

下表は、平成19年度データの都道府県別の届出排出量及び届出外排出量の概要です。この表では、対象事業所からの届出数とその排出量、国が推計を行った排出量、届出分と推計分を合わせた排出量の合計、日本全国の排出量に占める各都道府県の割合などが示されています。

平成19年度の都道府県別届出排出量及び届出外排出量

都道府県	届出数	届出排出量 (kg/年)	届出外排出量(kg/年)				排出量合計 (kg/年)	割合	
			対象業種*	非対象業種	家庭	移動体			
北海道	2,165	2,336,863	1,774,044	6,156,777	1,138,028	4,680,977	13,749,826	16,086,689	3.05%
青森県	447	642,267	508,036	2,155,858	805,473	1,344,013	4,813,380	5,455,647	1.04%
岩手県	563	2,338,322	528,070	1,189,368	711,479	1,576,792	4,005,708	6,344,030	1.20%
宮城県	849	1,546,165	848,022	1,122,726	759,080	1,946,025	4,675,853	6,222,018	1.18%
秋田県	553	7,502,780	502,189	830,093	547,188	1,089,004	2,968,474	10,471,253	1.99%
山形県	620	967,646	563,884	923,842	405,962	1,243,817	3,137,505	4,105,150	0.78%
福島県	1,107	6,484,176	865,141	1,258,026	996,142	1,902,910	5,022,218	11,506,394	2.18%
茨城県	1,156	10,011,902	1,495,559	3,614,076	1,387,902	3,136,393	9,633,930	19,645,831	3.73%
栃木県	827	7,325,418	1,046,553	1,430,267	901,425	2,357,460	5,735,706	13,061,124	2.48%
群馬県	838	6,814,454	1,192,002	2,994,882	1,096,448	2,271,439	7,554,770	14,369,224	2.73%
埼玉県	1,712	12,183,975	3,155,823	2,194,028	2,267,037	4,180,891	11,797,779	23,981,754	4.55%
千葉県	1,418	8,775,462	1,571,083	3,967,583	2,306,887	4,080,852	11,926,405	20,701,867	3.93%
東京都	1,532	2,754,152	4,737,207	10,764,690	2,243,885	5,170,215	22,915,997	25,670,148	4.87%
神奈川県	1,732	9,249,810	2,485,313	4,471,136	1,704,869	4,223,552	12,884,870	22,134,680	4.20%
新潟県	1,109	4,412,493	1,292,044	1,204,449	1,078,404	2,238,603	5,813,500	10,225,992	1.94%
富山県	632	2,572,458	550,773	1,499,004	388,101	953,886	3,391,764	5,964,221	1.13%
石川県	535	3,512,640	677,414	1,578,797	459,365	1,033,595	3,749,172	7,261,812	1.38%
福井県	425	3,237,621	522,794	1,182,704	331,304	936,096	2,972,898	6,210,518	1.18%
山梨県	383	1,822,352	568,831	473,359	395,650	1,234,924	2,672,764	4,495,116	0.85%
長野県	1,325	2,579,648	1,093,199	822,448	716,188	2,690,198	5,322,034	7,901,682	1.50%
岐阜県	979	8,010,034	1,284,172	788,208	814,315	2,220,759	5,107,454	13,117,487	2.49%
静岡県	1,628	16,560,778	2,215,079	1,735,302	1,888,247	3,268,579	9,107,206	25,667,983	4.87%
愛知県	2,493	16,828,499	3,982,707	4,059,026	2,931,703	4,642,363	15,615,798	32,444,297	6.16%
三重県	845	7,176,841	893,245	950,790	950,924	2,256,066	5,051,025	12,227,866	2.32%
滋賀県	669	4,600,308	520,342	371,677	375,356	1,645,403	2,912,777	7,513,086	1.43%
京都府	696	3,172,524	1,184,548	670,277	675,335	2,013,691	4,543,852	7,716,375	1.47%
大阪府	2,011	6,586,135	4,460,323	3,113,915	2,033,185	4,113,625	13,721,047	20,307,182	3.86%
兵庫県	1,825	9,464,628	2,164,485	1,726,053	1,363,418	3,374,002	8,627,958	18,092,586	3.44%
奈良県	362	1,139,841	629,438	331,899	500,538	1,402,989	2,864,864	4,004,706	0.76%
和歌山県	373	1,949,450	525,315	1,186,595	828,597	1,053,647	3,594,155	5,543,605	1.05%
鳥取県	318	786,564	200,620	520,789	296,910	764,603	1,782,922	2,569,487	0.49%
島根県	315	2,502,043	280,523	485,160	486,758	898,287	2,150,728	4,652,770	0.88%
岡山県	958	6,352,926	789,782	1,077,189	912,830	1,857,266	4,637,066	10,989,992	2.09%
広島県	1,005	11,642,037	1,281,486	1,840,814	1,245,853	2,457,017	6,825,170	18,467,207	3.51%
山口県	653	5,923,745	481,583	3,152,780	744,118	1,495,609	5,874,090	11,797,834	2.24%
徳島県	317	756,731	377,745	932,991	672,769	806,387	2,789,892	3,546,623	0.67%
香川県	446	7,126,845	389,525	629,367	633,796	1,010,103	2,662,791	9,789,637	1.86%
愛媛県	516	5,145,130	577,748	1,492,665	937,175	1,366,894	4,374,483	9,519,612	1.81%
高知県	209	443,298	328,136	1,040,318	550,502	788,023	2,706,978	3,150,277	0.60%
福岡県	1,392	7,510,718	1,647,841	3,249,919	1,862,127	3,106,420	9,866,308	17,377,026	3.30%
佐賀県	360	1,826,329	336,042	992,414	475,169	1,051,221	2,854,846	4,681,175	0.89%
長崎県	357	3,334,062	464,760	1,651,029	787,609	1,333,761	4,237,158	7,571,220	1.44%
熊本県	623	2,712,608	633,414	2,371,754	872,028	1,749,587	5,626,782	8,339,390	1.58%
大分県	398	1,373,071	488,412	775,113	732,249	1,314,223	3,309,998	4,683,069	0.89%
宮崎県	367	3,636,502	470,530	2,067,294	623,895	1,172,282	4,334,001	7,970,503	1.51%
鹿児島県	505	524,201	624,800	3,246,090	1,097,258	1,585,908	6,554,057	7,078,258	1.34%
沖縄県	177	142,584	485,589	728,608	576,249	1,020,688	2,811,134	2,953,718	0.56%
合計*	40,725	234,299,034	55,525,617	91,022,148	46,509,727	99,281,668	292,339,161	526,638,195	100%
割合(%)		44.49%	10.54%	17.28%	8.83%	18.85%	55.51%	100%	

* 公表されるPRTRデータのうち、届出事業所が排出した量の合計は、各事業所から届け出られたデータ(ダイオキシン類を除き小数点第1位まで)の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数で表示したものです。このため公表される集計表の排出量などの各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合があります。

* 対象業種、移動体については、都道府県に配分できないものがあるため都道府県の合計と合計欄の数値が異なります。

(3) PRTRデータでこんなことがわかる

物質別や排出先別、地域別などの項目ごとに集計されたPRTRデータからは、次のようなことが分かります。

全国の事業者が大気、公共用水域、事業所内の土壌への排出及び事業所内で埋立処分している対象化学物質とその量
全国の事業者が廃棄物として下水道への放出によって事業所の外へ移動している対象化学物質とその量
全国の届出の対象とならない事業所や家庭、自動車などから排出される対象化学物質とその量
対象化学物質別の排出量・移動量
業種別の排出量・移動量
都道府県別の排出量・移動量 など



PRTRデータは、事業者からの届出と国の推計に基づいた、化学物質別の排出先と排出量の情報です。そのデータを排出量の大きい順番に並べたり、排出先(大気・公共用水域・事業所内土壌・事業所内埋立)別に集計したり、地域別や業種別に区分してみると、その化学物質の排出状況にどのような特徴があるのかを知ることができます。

しかし、データの加工のしかたによっては誤解を招くものもあり、読み手にも注意が必要です。例えば、グラフ化すると分かりやすいという印象を受けますが、つい排出量の大小にだけ関心が向き、量が少なくても有害性が大きい物質などを見落としがちです。排出量の大きさがそのまま環境や人の健康への影響となるわけではありません。また、基になるデータそのものも届出や推計された数値であることから、データが絶対的な値を示しているとは限りません。

(4) PRTRデータの取扱い上の留意点

PRTRデータを見たり、活用したりする上で留意すべき点は次のとおりです。

1) 届出排出量・移動量の限界

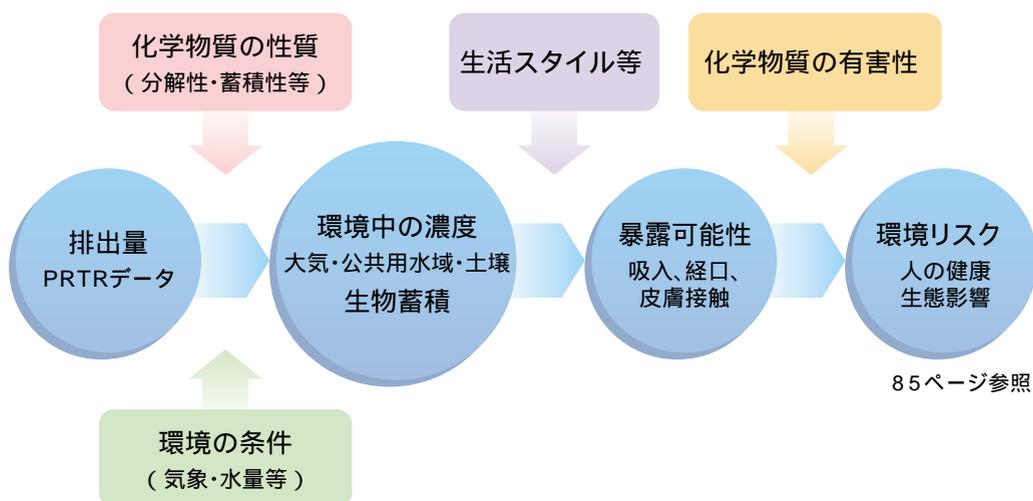
- ・一定の要件を満たした事業者が届出を行うため、全国すべての事業者からの排出量等を網羅しているわけではありません。
- ・事業者が届け出た排出量等は、必ずしもすべてが実際に測定した値に基づくものではないことから(7ページ参照)、データの精度には限界があります。

2) 届出外排出量の限界

- ・届出外排出量については、想定される主要な排出源を対象に国が推計を行っていますが、推計を行った時点で利用可能な信頼できる知見が存在する排出源のみが対象となっており、すべての排出源を網羅したものとはなっていません。
- ・届出外排出量については、利用可能な信頼できる知見に基づき推計を行っているものの、あくまで推計であり、データの精度には限界があります。また、排出源の種類によっても推計方法が異なるため、精度に開きがあります。

3)公表データによるリスク評価¹の限界

- ・公表されるPRTRデータはあくまで排出量・移動量の集計値であり、環境中の濃度や、人や動植物が実際にさらされる化学物質の量(暴露量)ではありません。また、化学物質が人の健康や動植物に影響を及ぼすおそれ(リスク)の大きさを直接表すものでもありません。
- ・化学物質による環境や人への影響については、PRTRデータに加え、それが環境中にどのように分布しているのか(環境中の濃度)、実際に人や生物にどれくらい取り込まれるのか(暴露可能性)、化学物質の有害性の程度、といったさまざまな要因とあわせて分析する必要があります。この過程を模式的に示すと次の図のようになります。



- ・PRTRで公表される排出量・移動量の集計値のみで人の健康や動植物への影響を検討することはできませんが、排出量の多い物質や地域の特定等、リスク評価あるいはそのための暴露評価²の際の着目点が把握できます。
- ・なお、ダイオキシン類については、届出量の単位がmg(ミリグラム:1/1000グラム)と、他の物質と比べて極端に小さいため、図表中でも単位を区別して表しています。また、ダイオキシンにはいくつもの種類があり、それぞれに毒性が異なるため、毒性の大きさを統一した量(TEQ)に変換されて届出がされます。(詳細は35ページ参照)

1.リスク評価とは、人の健康や動植物への影響などを科学的に予測するために、化学物質の有害性と暴露の程度を評価することを行います。

2.暴露評価とは、人が皮膚や口、肺などを通じて体内に取り込む化学物質の量を推定し、評価することを行います。

2. 個別事業所のデータを入手する

PRTRデータは、「第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令」(経済産業省・環境省令)に基づき、化学物質別、都道府県別、業種別、従業員数別など、総計4,464種類の集計表としてとりまとめ、その概要とともに毎年ホームページで公表しています。また、国が推計した届出外排出量の結果及びその概要、届出外排出量の推計方法や推計の基礎としたデータを取りまとめたものも併せて公表しています。事業者から届け出られた個別事業所ごとの情報についても、ホームページ上で公表されることになりました。

(1) データの公表

個別事業所のデータは、環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場」で見ることができます。詳しくは、24ページをご参照ください。

なお、これまでのように開示請求をされる場合は、以下をご参照ください。

(2) 開示請求

1) 開示されるデータ

事業者から届け出られた個別事業所ごとの情報は、開示請求をすることによって、個人情報等を除く次の情報をいつでも簡単に入手することができます。

事業者、事業所に関する情報(名称、所在地等)

事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報

- ・ 第一種指定化学物質の名称
- ・ 大気への排出量、公共用水域への排出量、事業所における土壌への排出量、事業所における埋立処分量及び排出先の名称
- ・ 下水道への移動量
- ・ 事業所外への移動量

開示されるデータは、電子媒体(光ディスク(CD-R)又はフロッピーディスク)による交付、用紙による交付のうち、いずれかの方法を選択することができます。

電子媒体により交付される事業所データの電子ファイルは、CSV方式³で提供され、データベースソフトや表計算ソフトの多くで読み書きができ、開示請求者が独自に表を作成したり、集計・分析等を行うことが可能です。

また、電子ファイルに納められているPRTRデータ分析システム「PRTRけんさくん」を利用すると、集計・分析等が簡単に行えます。「PRTRけんさくん」の利用については、24ページをご参照ください。

国による集計結果の公表日以降であれば、誰でも個別の事業所が届け出た排出量等のデータについて、国に対して開示請求をすることができます。請求先は、環境省、経済産業省及び事業者の営業活動を管轄する省庁です。

3.CSV方式とは、項目の間をカンマで区切ったテキスト形式のファイルのことです。

(3) 開示請求の窓口

環境省及び経済産業省の窓口では、全国すべての事業者からの届出について開示請求を受け付けるほか、開示にあたっての事前照会(開示を希望する事業所等を特定するための事前の手続き)や開示手続全般の問い合わせにも対応しています。

それ以外の事業所管省庁(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省)では、その省庁が所管している事業者からの届出分について、開示請求を受け付けています。

各省庁に設置されているPRTR開示窓口は、以下のとおりです。

省庁名	問い合わせ部署	住所 / 電話 / E-mail	対象となる業種
環境省	環境保健部環境安全課	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03-5521-8260 Eメール：ehs@env.go.jp	全業種
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話：03-3501-0080	全業種
財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話：03-3581-4111(内線2258)	たばこ塩 製造業など
文部科学省	研究開発局海洋地球課 地球・環境科学技術推進室	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 電話：03-5253-4111(内線4473)	高等教育 機関など
厚生労働省	医薬食品局審査管理課 化学物質安全対策室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03-3595-2298	医薬品 製造業など
農林水産省	消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-3501-3965	農薬製造業 など
国土交通省	総合政策局環境政策課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話：03-5253-8268	下水道、 自動車整備業 など
防衛省	大臣官房文書課環境対策室	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話：03-3268-3111(内線20902)	駐屯地など

(4) 請求の方法

開示請求には、開示請求者の氏名及び住所、開示請求しようとする事業所の名称及び所在地、その他の開示を希望する事業所を特定できる事項が必要です。

また、特定の事業所に限定せず、ある年度に届出のあったすべての事業所のデータを請求することもできます。その場合は、必要な事項を「ファイル記録事項開示請求書」(84ページ参照)

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html> に記入し、

開示窓口 に直接提出する、 郵送により提出する、 インターネットを利用し提出する、という3つの方法のうちいずれかを選択します。

提出方法(国民)	開示方法(環境省)
開示窓口 に直接提出する	CD-R等の開示媒体をその場でお渡しします。
郵送により提出する	CD-R等の開示媒体を郵送しますので、切手を貼付した返信用封筒(A4以下でCD-RやFDが入る大きさのもの)が必要となります。切手代は、CD-R1枚の場合、140円(定形外封筒)です。
インターネットを利用し提出する (環境省ホームページの「各種の窓口・案内(電子申請・届出窓口)から行う。)	

(5) 開示請求の手数料

開示請求には、所定の手数料が必要です。手数料は、開示を受ける媒体及びデータの量(容量)によって決まります。手数料は、開示請求書に収入印紙を貼付して納付します。なお、インターネットにより開示請求する場合には、電子納付します。

内容	開示媒体	手数料算出方法
事業所を検索して開示	用紙(A4)	紙1枚につき20円
	フレキシブルカートリッジ(FD)	FD1枚につき80円+0.5MB(メガバイト)までごとに260円
	光ディスク(CD-R)	CD-R1枚につき200円+0.5MBまでごとに260円
年度の全データを開示	光ディスク(CD-R)	CD-R1枚につき200円+200MBまでごとに900円

平成19年度の全国・全事業所のデータのみを1枚のCD-Rに収録したものは「1,100円」、過年度修正版と平成19年度の各々の全国・全事業所のデータを併せて1枚のCD-Rに収録したものは「2,000円」となります。

開示請求に関する詳しい情報は、環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場」の「開示を請求される方へ」をご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html>

3. ホームページ上でPRTRデータを見る

環境省や経済産業省のホームページからPRTRデータの集計結果を入手することができます。

環境省「PRTR集計・公表システム」

環境省のPRTR集計・公表システムでは、集計結果の閲覧や検索、集計データのファイルをダウンロードすることができます。この「PRTR集計・公表システム(PRTRインフォメーション広場内)」を表示させるためには、2通りの方法があります。

検索エンジン(Yahoo!、Googleなど)から検索する

検索欄に「PRTR」と入力し、検索結果一覧の中から

「PRTRインフォメーション広場 > 集計結果・データ」をクリックしてください。

PRTRインフォメーション広場トップページ

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>



集計結果・データを見る

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html>



環境省のホームページから探す

環境省のトップページから次に示す手順に沿って進んでください。

HP <http://www.env.go.jp/>

手順

「保健・化学物質対策」の
「化学物質(PRTR等)」を
クリックします。



手順

「化学物質対策」の上から4つ目にある「環境リスクの低減」をクリックします。



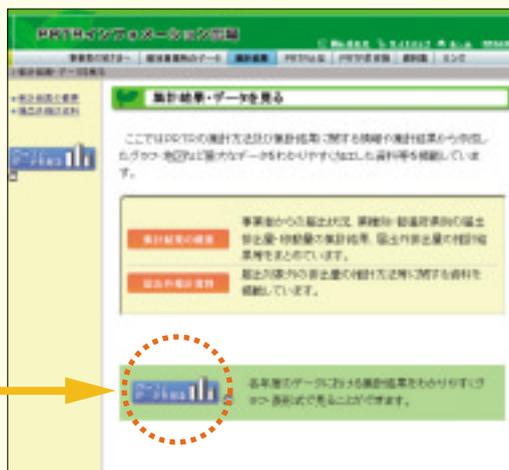
手順

「PRTR：化管法ホームページ
(PRTRインフォメーション広場)」の
「集計結果・データを見る」を
クリックします。



手順

「集計結果・データを見る」のページが表示されます。
 「グラフでデータを見る」をクリックします。



「グラフでデータを見る」のページが表示されます。
 このページが「集計・公表システム」です。

HP <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrinfo/index.html>

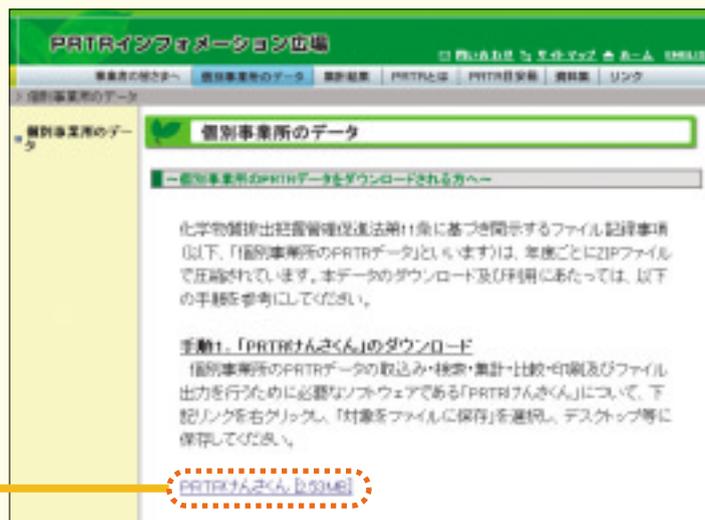


画面上の指示に従って操作をしてみてください。
 さまざまなグラフや地図を表示させることができます。



個別事業所のデータと「PRTRけんさく」の利用について

個別事業所のデータは、「PRTRインフォメーション広場」>「個別事業所のデータ」で入手できます。ここで得られるデータは、「本紙ファイル(本紙.txt)」、「別紙ファイル(別紙.txt)」、「他業種ファイル(他業種.txt)」の3種類に分かれおり、データを利用する際は、これらのファイルを1つに統合する作業が必要となります。「PRTRけんさく」では、この作業をサポートし、PRTRデータの再集計や分析が容易にできます。



PRTRけんさくの機能

機能	説明
1. ファイルの取込み	PRTRデータ(電子ファイル)を取込む機能
2. データの検索・抽出	データ一覧画面に表示されるデータについて検索・抽出する機能
3. データの集計	データを全国・都道府県・市区町村毎に集計し、一覧表示またはグラフ表示する機能
4. データの比較	違う年度のデータを比較する機能
5. データの印刷	データを印刷する機能
6. ファイルの出力	取込んだファイルをデータベースソフトや表計算ソフトで扱いやすいファイルに変換して出力する機能

電子ファイル中の「PRTRけんさく」の所在

「PRTRけんさく」、「PRTRDAS」、「PRTR Data Analyze System」の中にあります。

4. PRTRデータの集計結果

(1)平成19年度PRTRデータの集計結果

1)平成19年度PRTRデータの概要

平成21年2月に公表されたPRTRの結果は、全国の事業者から平成20年(2008年)4月1日から6月30日までに届出のあった、平成19年(2007年)4月から翌20年(2008年)3月までの1年間の化学物質の排出量・移動量届出の対象にならなかった事業所や家庭、自動車等の移動体などからの国が推計した化学物質の排出量を集計したものです。

排出量などの把握期間

2007年4月～
2008年3月
各事業者による
排出・移動量の把握

届出期間

2008年4月1日～
2008年6月30日
全国40,725事業所
から326物質の届出

集計・推計期間

2008年7月～
2009年2月
集計と共に267物質に
ついて国で推計

公表

2009年
2月27日
開示開始

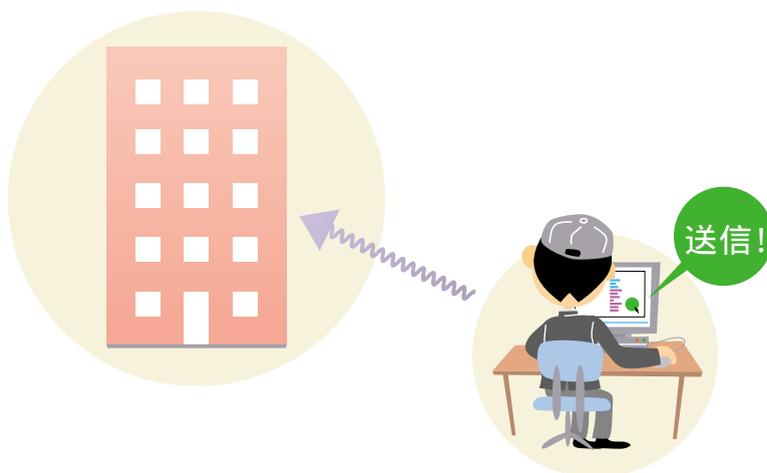
届出のあった物質と事業者

PRTRの届出対象である第一種指定化学物質(354物質)のうち、事業者から排出量・移動量について届出があった物質は326物質でした。

事業者から全国40,725事業所の届出があり、1事業所あたりの平均届出物質数は5.5物質でした。

国が推計を行った物質

届出を行った事業者以外からの排出は、届出の対象とならない事業者からの排出や、家庭で使用される防虫剤や塗料、洗剤などの排出、自動車等の移動体から排出される267物質を推計しました。



2)平成19年度PRTRデータをグラフや表で見る

全国で排出量が多かった物質

データの項目

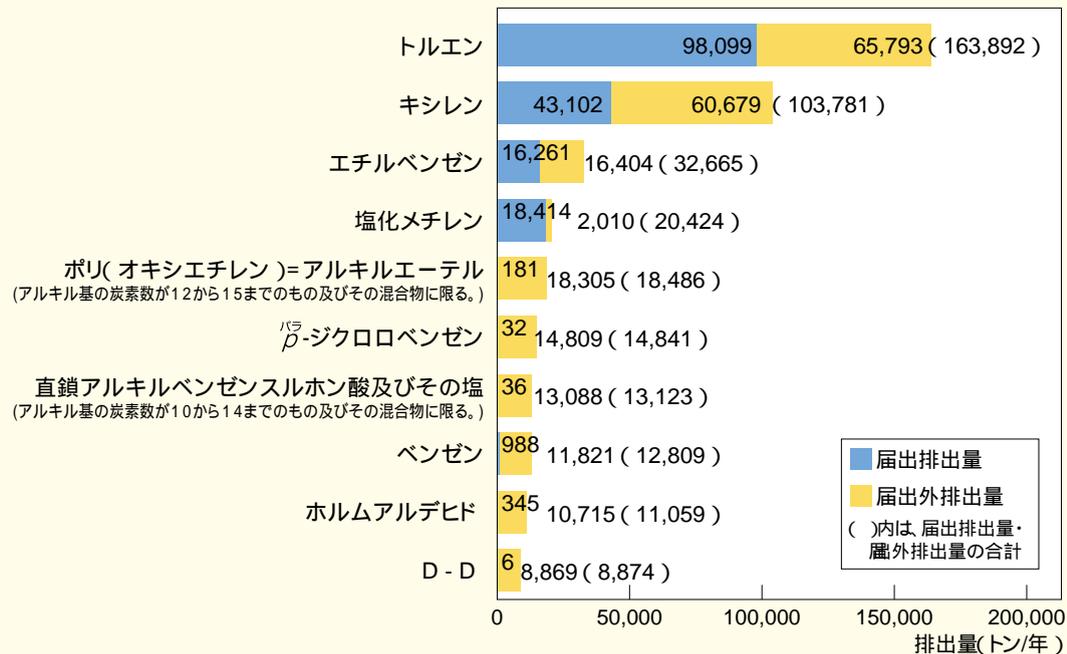
事業者から届け出られた排出量の326物質と、届出の対象とはならない事業者や家庭、自動車などからの排出量として国が推計した267物質について、それぞれの物質毎に排出量を足し合わせ、ある物質が全国で1年間に環境中に排出された総量を計算します。

集計・加工例

届出排出量と届出外排出量の総排出量が多い上位10物質をグラフで示してみました。



全国で排出量が多かった上位10物質



データを見る上で留意すること

排出量の多い物質ほど人の健康や動植物の生息もしくは生育への影響も大きいと考えがちですが、ある化学物質がどの程度の影響を及ぼすおそれがあるかについては、排出量の大小だけでは判断できません。

人の健康や環境への影響については、化学物質の有害性の程度、その化学物質が環境中にどのように分布しているのか(環境中の濃度)、環境中から人や動植物にどれくらい取り込まれるのか(暴露量)などの情報を総合的に検討する必要があります。

関連情報

排出量の多かった上位5物質の主な用途と有害性⁴は次のとおりです。

排出量	物質名	主な用途	長時間(反復)暴露による人の健康や動植物の生息もしくは生育への影響
1位	トルエン	多種多様な化学物質を合成する基礎原料、印刷インキや塗料、接着剤の溶剤、ガソリンの添加剤(排ガスに含まれる)	トルエンそのものを、そのまま長期間にわたって取り込むと視野狭さく、記憶障害など中枢神経系に悪影響を与えます。シンナーはトルエンを主成分としており、シンナー中毒はこの例です。また、シックハウス症候群との関連性が疑われていることから室内空気濃度の指針値が定められ、水質要監視項目の指針値も定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないとは判断されています。
2位	キシレン	化学物質の合成原料、塗料や接着剤、印刷インキ、農薬の溶剤、ガソリンや灯油の成分(排ガスに含まれる)	高濃度のキシレンは目やのどを刺激し、中枢神経系に影響を与えることがあります。シックハウス症候群との関連性が疑われていることから室内空気濃度の指針値が定められ、水質要監視項目の指針値も定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないとは判断されています。
3位	エチルベンゼン	プラスチックや発泡スチロールの原料となるスチレンモノマーの原料	エチルベンゼンは、シックハウス症候群との関連性が疑われていることから、室内空気濃度の指針値が定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないとは判断されています。
4位	塩化メチレン	金属部品や電子部品の工業用洗浄剤、石油系溶剤の不燃化剤	高濃度の塩化メチレンの吸入による吐き気、めまいなどの中枢神経系への影響から、大気環境基準が設定されています。また、ラットを用いた2年間の飲用水投与と試験における肝腫瘍の増加を根拠に、水道水質基準等が定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないとは判断されています。
5位	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	台所用洗剤、洗濯用洗剤、化粧品のクリームやローションの乳化剤	人の皮膚に刺激はないか、あってもごく弱い一時的な刺激性がありますが、湿疹患者に対しては影響を及ぼすことがあります。現時点では、食物や飲み物を通じて口から取り込んだ場合について、人の健康に悪影響を及ぼすことはないと考えられていますが、皮膚からの経路については、情報の収集が必要であるとされています。

4. 対象物質の有害性については、環境省PRTRホームページの「PRTR法指定化学物質データ検索」

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/db.php3>

または、「対象化学物質情報」http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.htmlをご参照ください。

化学物質一般の有害性については85、86ページをご参照ください。

都道府県別に見る

データの項目

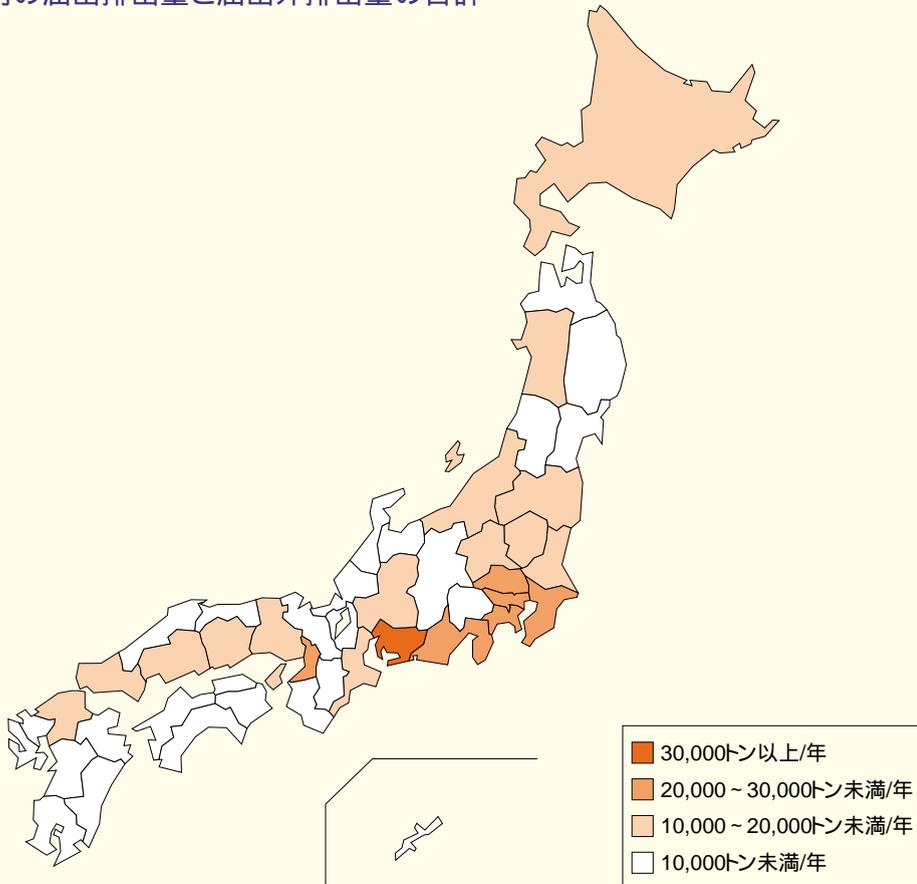
全国の届出排出量と届出外排出量の合計を都道府県別に集計しました。

集計・加工例

排出量の合計をそれぞれ4段階に色分けし、日本地図上に示してみました。



都道府県別の届出排出量と届出外排出量の合計



届出排出量と届出外排出量の合計は52万7千トンで、このうち届出排出量は23万4千トン、届出外排出量は29万2千トンとなっています。届出外排出量の内訳は、届出対象外が5万6千トン、非対象業種が9万1千トン、家庭が4万7千トン、自動車などの移動体が9万9千トンです。

データの項目

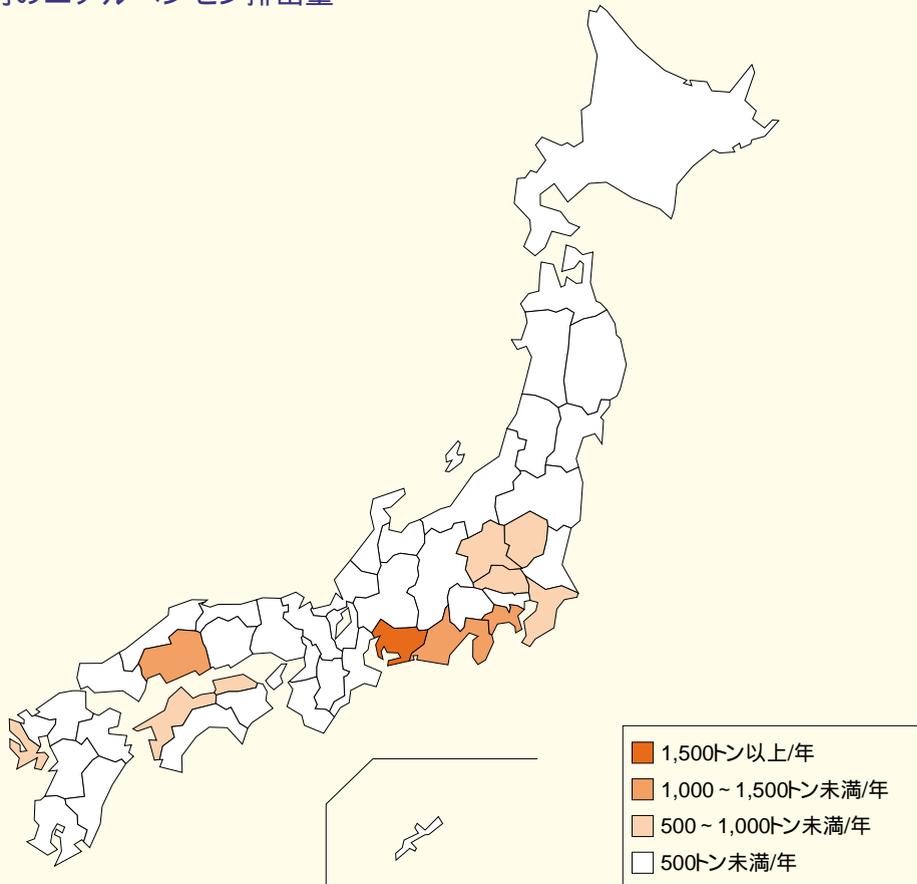
全国で環境への排出量が3番目に多いエチルベンゼンを取り上げ、都道府県別の排出量を集計しました。

集計・加工例

排出量の合計をそれぞれ4段階に色分けし、日本地図上に示してみました。



都道府県別のエチルベンゼン排出量



エチルベンゼンの排出量が多い都道府県は、愛知県、広島県、神奈川県、静岡県などでした。エチルベンゼンは、プラスチックや発泡スチロールの原料となるスチレンモノマーの原料です。また、油性塗料や接着剤、インキなどの溶剤として広く使用されている混合キシレンの中にも含まれます。対象事業所の主な排出源は、輸送用機械器具製造業や化学工業などです。また、届出の対象とならない事業所や、家庭、自動車などからも多く排出されています。

大気・水・土壌に多く排出されている物質

データの項目

事業者は、大気、公共用水域(河川、海など)、事業所敷地内の土壌、事業所敷地内の埋立処分のどこに化学物質を排出したかについても届け出ます。

ここでは、全国の事業所から報告された合計23万4千トンの化学物質の物質名と排出量を、大気、公共用水域、事業所内土壌、事業所内埋立処分の4つの排出先に分けて集計しました。

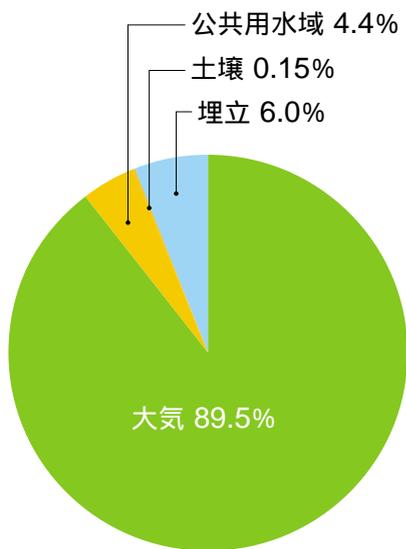
集計・加工例

排出先別の排出量の割合をみると、大気への排出が約90%で大部分を占めていることが分かります。排出先別に排出量の多い上位5物質を棒グラフで示してみます。なお、グラフ毎に横軸の単位が異なることに留意しましょう。

使用データ



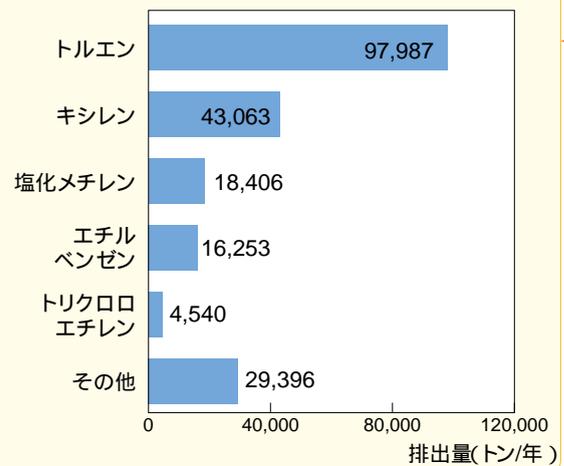
排出先別割合(総排出量23万4千トン)



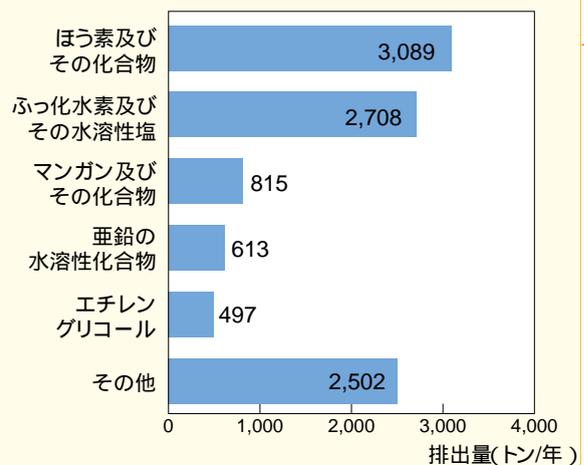
データを見る上で留意すること

大気や水域、土壌に排出された化学物質のなかには、呼吸や飲食、皮膚接触などを通して人の身体に取り込まれ、健康に有害な影響を及ぼすおそれのあるものもあります。このため、どんな物質がどこへ排出されているかは重要な情報です。

大気への排出量 209,645トン/年



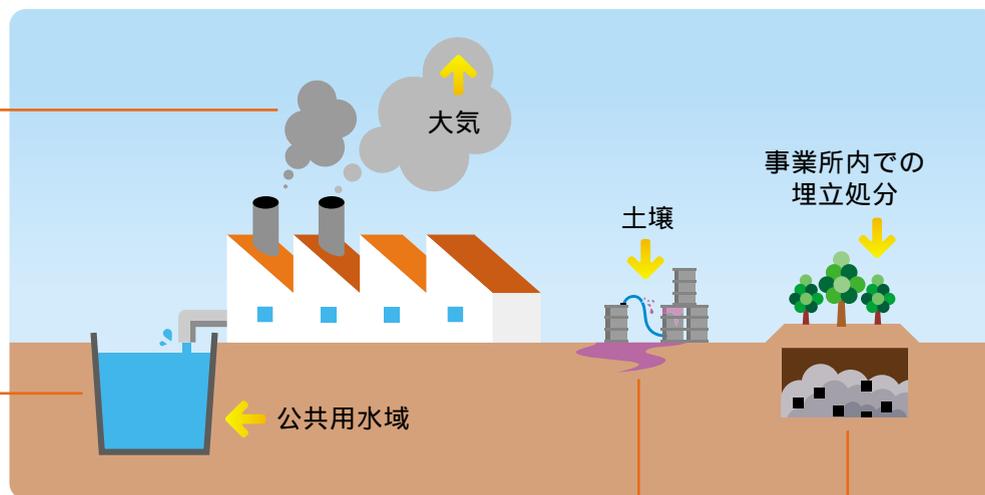
公共用水域への排出量 10,224トン/年



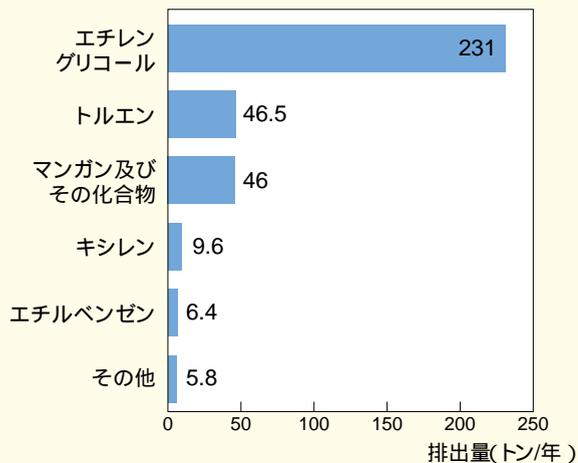
土壌への排出と埋立の違い

「土壌」への排出は、漏洩や地下浸透などによって環境中へ排出した量を指します。

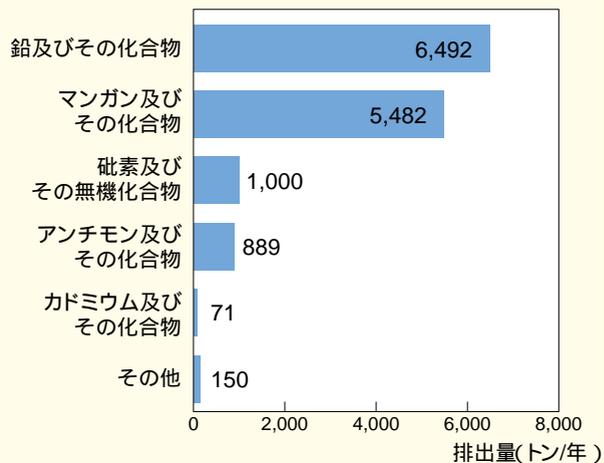
「埋立」は、対象事業者の事業所から対象物質を含む廃棄物が発生する場合に、事業者が同一の事業所内の埋立地へ埋め立てた量を指します。なお、産業廃棄物処理業者に廃棄物処分を委ねた場合は、「当該事業所の外への移動量」となります。



事業所内の土壌への排出 345トン/年



事業所内での埋立処分 14,084トン/年



排出量の多い業種

データの項目

事業者からの届出には、その事業者が属する業種(例えば、化学工業、プラスチック製品製造業など)が記入してあります。ここでは、届出データのうち同じ業種に属する事業者の排出量を合計し、業種別の総排出量を算出しました。

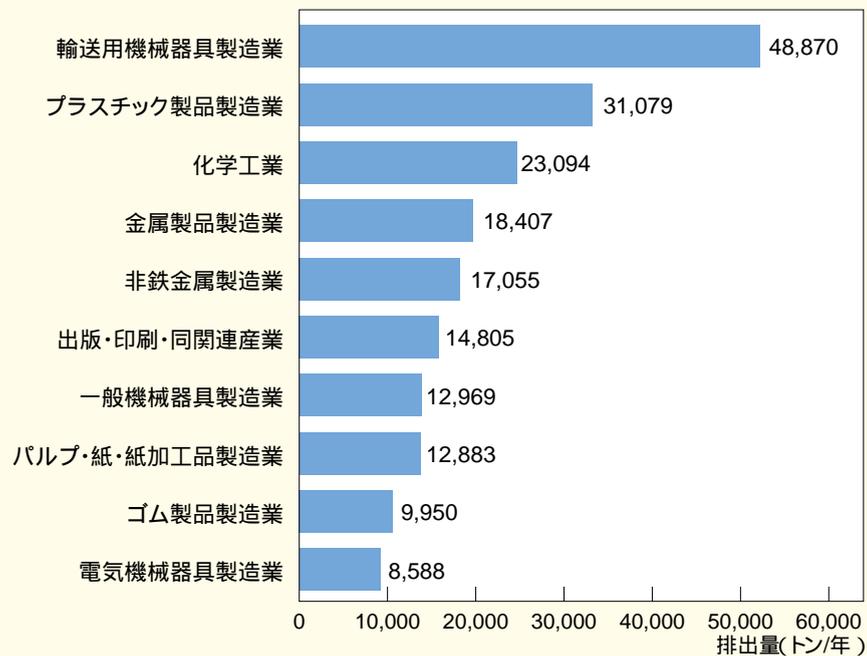
集計・加工例

棒グラフにして総排出量の多い順番に10業種を示してみました。

使用データ



排出量の多い上位10業種



各業種の詳しい解説は、PRTR排出量等算出マニュアル第3版「4-1-2 対象業種の概要」
http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/sansyutsu/3_4_1.pdfを参照ください。

データを見る上で留意すること

このデータは、異なる物質の排出量を単純に足し合わせたもので、その業種から排出される化学物質が環境にどのような影響を与えているのかを具体的に示す情報ではありません。ある業種がどの化学物質を優先的に削減した方がよいかといったことを知るためには、物質ごとや大気、水、土壌などの媒体ごとに見る必要があります。同じように「排出量の多い事業所上位10」といった集計も、物質ごとに詳細に見ていくことが必要です。

データの項目

次に、同じ業種に属する事業所の排出量を物質ごとに集計し、業種によって排出される物質の種類や量にどのような違いがあるのかを見てみましょう。

業種別に集計することで、ある物質の削減に優先的に取り組む必要があるのはどの業種かといったことを判断する手がかりを得ることができます。

集計・加工例

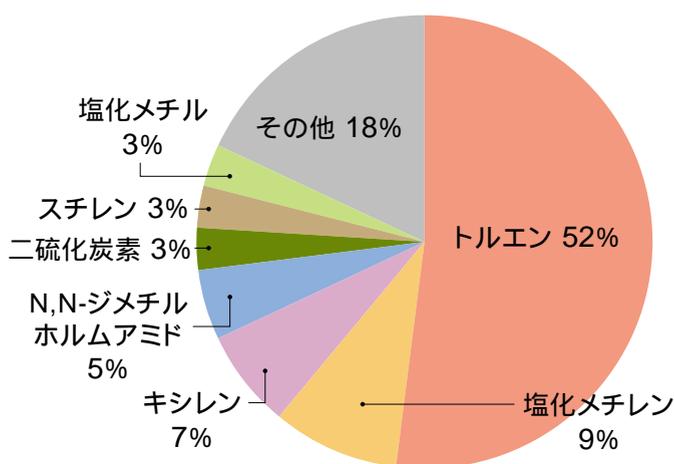
主な業種として化学系、金属系、機械系に分けて、それぞれ排出量の多い物質順に円グラフに示してみました。円グラフの大きさは排出量の大小を表しています。

使用データ

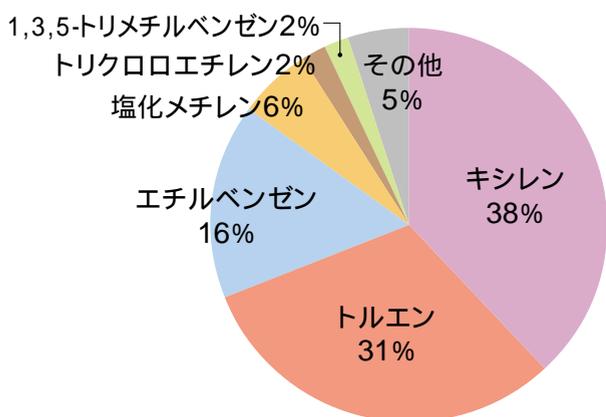


- 化学系製造業**：化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業
- 金属系製造業**：鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業
- 機械系製造業**：一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業

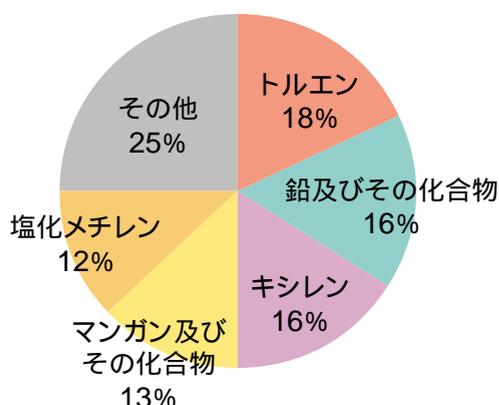
化学系製造業 排出量合計：6万5千トン/年



機械系製造業 排出量合計：7万2千トン/年



金属系製造業 排出量合計：4万1千トン/年



家庭から排出される物質

データの項目

事業所からの報告とは別に、国では届出対象事業所以外からの排出量を推計しています。ここでは、家庭から排出される物質の排出量を集計してみます。

集計・加工例

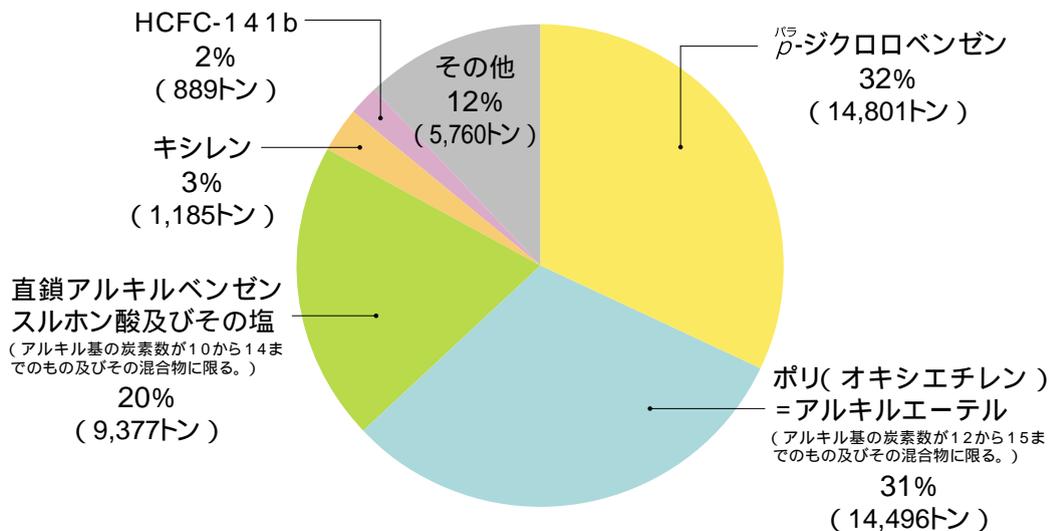
国が推計したデータのうち、家庭から排出される上位5物質の割合をグラフで示してみました。

使用データ



家庭

家庭から排出される物質の割合 排出量合計：4万7千トン/年



排出量の多い上位5物質の主な用途は次のとおりです。

^{パラ}p-ジクロロベンゼンは、家庭で使用される衣類防虫剤が主な排出源となっています。

ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテルは、家庭の台所用洗剤や洗濯用洗剤などに使われています。また、化粧品のクリームやローションなどにも使用されています。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は、一般にはLASといわれており、そのほとんどが家庭の洗濯用洗剤として使われています。

キシレンは全国で2番目に多く排出されている物質で、そのほとんどが化学原料として使われていますが、家庭からは、塗料や接着剤、殺虫剤などの使用に伴い排出されています。

HCFC-141bは、フロン類の中でもオゾン層を破壊する力は比較的弱い物質で、断熱材の発泡材や電子機器・精密機器の洗浄剤などに使われています。

身の回りの気になる物質

発がん性があると評価されている物質や自動車などから排出されている物質など、身の回りの気になる化学物質の排出量を見てみましょう。

a)発がん性があると評価されている物質

データの項目

発がん性があると評価されている物質は12物質あります。

特定第一種指定化学物質⁵

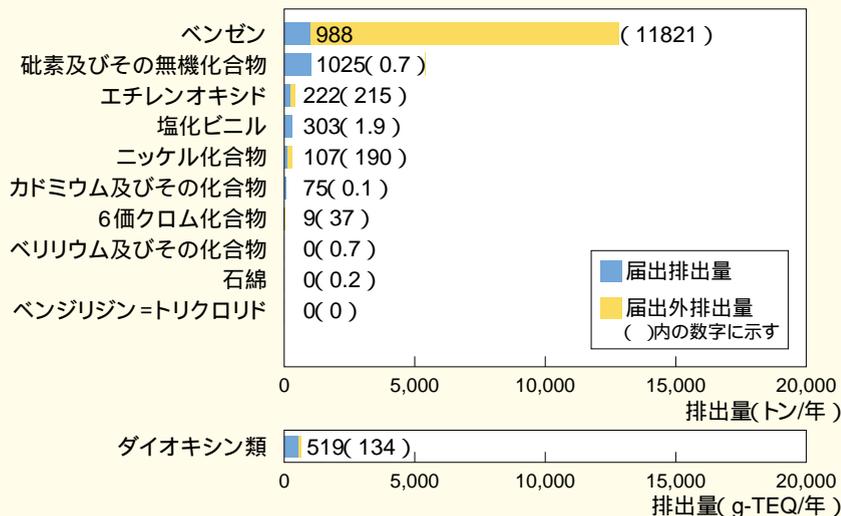
石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、6価クロム化合物、塩化ビニル、ダイオキシン類、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロリド、ベンゼン、メトキサレン

集計・加工例

特定第一種指定化学物質の排出量を集計し、排出量の多い順番にグラフで示してみました。なお、ダイオキシン類は他の物質と排出量の単位が異なるため、グラフを別にしてみました。



発がん性があると評価されている物質



排出量が最も多かった物質は、ベンゼンでした。ベンゼンのほとんどが主に自動車やオートバイなどの排気ガスに含まれて排出されています。

ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す毒性等量(TEQ)

ダイオキシン類は、PCDD(ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)、PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)にコプラナーPCBを加えた総称です。また、それぞれの異性体⁶ごとに毒性の強さが異なっており、PCDDのうち2と3と7と8の位置に塩素の付いたもの(2,3,7,8-TCDD)がダイオキシン類の仲間の中で最も毒性が強いことが知られています。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、合計した影響を考える必要があります。

そこで、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数が用いられています。多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数(TEF: Toxic Equivalency Factor)を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値(通常、毒性等量(TEQ: Toxic Equivalent)という単位で表現)が用いられています。

5.特定第一種指定化学物質については、3ページをご参照ください。

6.異性体とは、分子式は同じで異なった物理的・科学的性質を持つ化合物をさします。これは分子内における原子の配列方法が異なるために起こります。

b)自動車などから排出される物質

データの項目

自動車などから排出される物質には、どのようなものがあるのか見てみましょう。



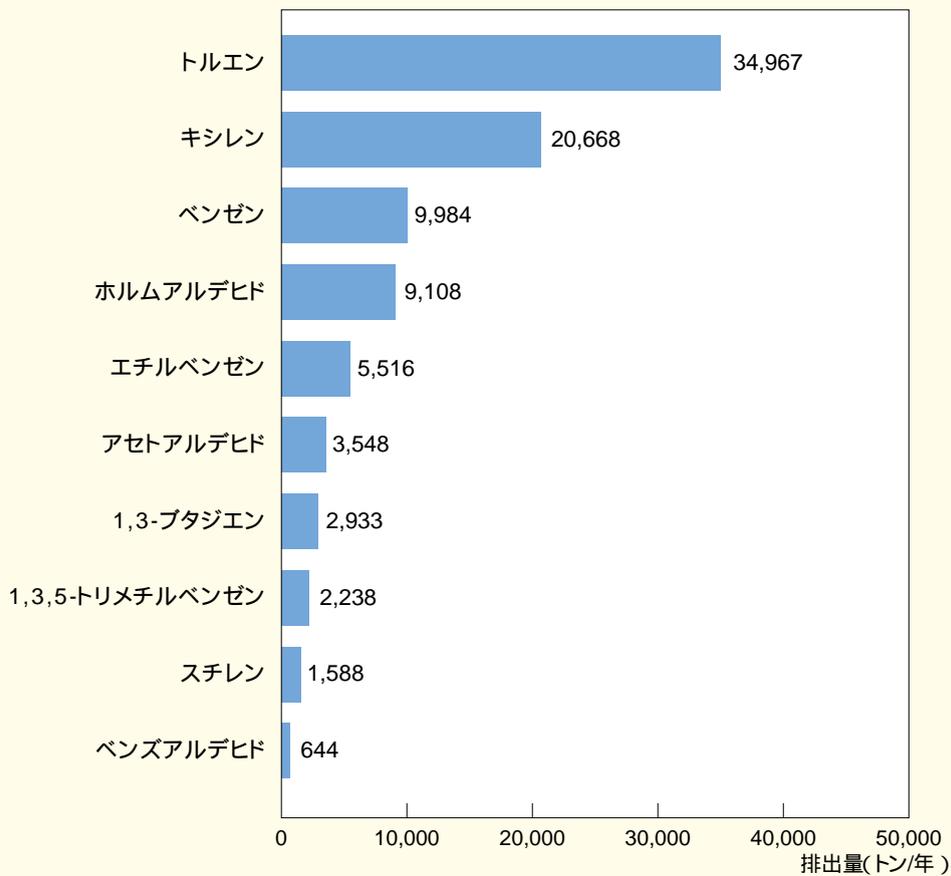
集計・加工例

国による推計データから自動車と二輪車及び特殊自動車(建設機械、農業機械、産業機械)のデータを排出量の多い順に上位10物質をグラフで示してみました。

使用データ



自動車(二輪車及び特殊自動車含む)から排出される物質



自動車や二輪車及び特殊自動車から多く排出される物質は、事業所からの排出量の多いトルエンやキシレンでした。また、シックハウス症候群の原因物質の一つといわれるホルムアルデヒドは、ディーゼル車からの排出が多いとされています。

移動量

データの項目

事業所は、大気や公共用水域、土壌などへの排出量とは別に、「移動量」も届け出ることとされています。

移動量には、

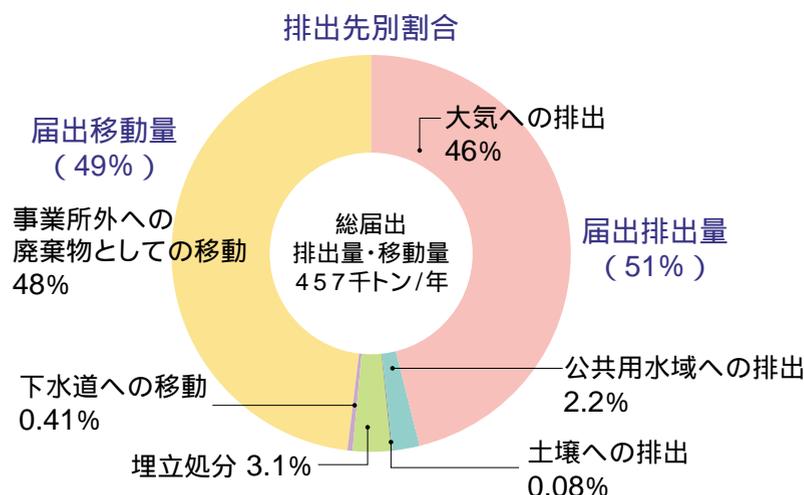
- a)対象事業者の事業所から発生した対象化学物質を含む廃棄物を、廃棄物処理業者に処分を委託して、当該事業所の外へ移動した量
- b)事業所内での工程からの排水や排水処理施設・装置からの排出などを、下水道⁷に放出した量

の2つが該当します。



集計・加工例

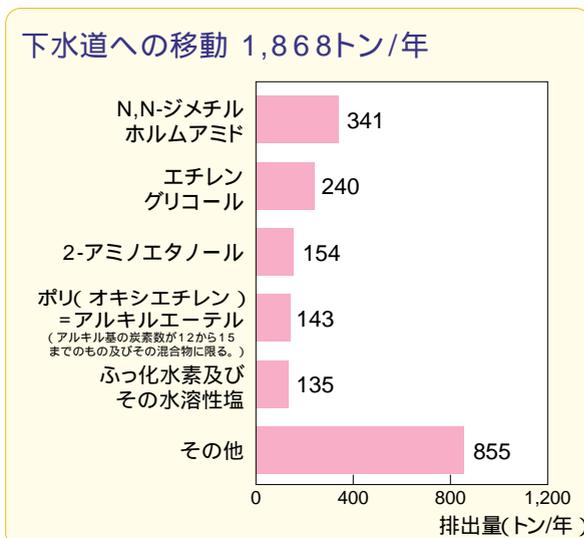
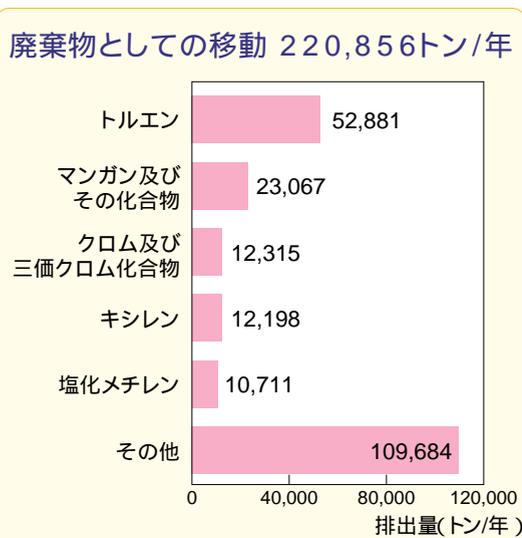
総届出排出量・移動量に占める、廃棄物としての移動と下水道への移動の割合をグラフで示してみました。



届出移動量の合計は、約22万3千トンで、総届出排出量・移動量の合計の49%を占めています。うち、ほとんどが事業所外への廃棄物としての移動(約22万1千トン)となっており、下水道への移動は約2千トンです。

集計・加工例

廃棄物として移動される量と下水道への移動量についてそれぞれ上位5物質をグラフで示してみました。なお、グラフ毎に横軸の単位が異なることに留意しましょう。



7. 下水道とは、下水道法で、「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設など」と定められており、家庭や工場などで汚れた水を、下水管渠を通じて処理場に集め、浄化して自然に返す施設です。

(2)平成15～19年度PRTRデータの集計結果

1)平成15～19年度PRTRデータをグラフや表で見る

PRTRデータの集計結果は毎年公表されるため、ある物質の排出量など自分の関心のある項目に注目し、何年にもわたって継続的にデータを見ることは、増減の傾向を知り、削減の取組の成果が上がっているかどうかを確認するのに有効です。ここでは、平成15～19年度までのデータをグラフに示しました。

届出事業所の数

平成19年度に事業者から届出のあった全国の事業所の総数は40,725事業所で、前年度より約250事業所減っています。都道府県別にみた届出状況は次のとおりです。

都道府県別にみた届出事業所数と届出物質種類数

都道府県	年度	届出事業所数	届出物質種類数												
北海道	19	2,165	137	東京都	19	1,532	107	滋賀県	19	669	141	香川県	19	446	92
	18	2,221	143		18	1,473	121		18	651	138		18	417	95
	17	2,051	140		17	1,487	120		17	651	142		17	422	97
	16	2,132	134		16	1,511	117		16	643	141		16	427	95
	15	2,182	145		15	1,532	129		15	637	139		15	410	97
青森県	19	447	76	神奈川県	19	1,732	172	京都府	19	696	132	愛媛県	19	516	137
	18	472	77		18	1,778	174		18	706	131		18	548	141
	17	419	76		17	1,798	171		17	703	131		17	552	136
	16	394	75		16	1,825	174		16	710	132		16	537	138
	15	408	72		15	1,926	178		15	665	132		15	530	142
岩手県	19	563	78	新潟県	19	1,109	150	大阪府	19	2,011	181	高知県	19	209	49
	18	562	76		18	1,089	153		18	1,947	184		18	211	50
	17	571	78		17	1,086	147		17	1,926	187		17	209	48
	16	542	75		16	1,046	143		16	1,939	188		16	225	47
	15	543	73		15	1,108	147		15	1,995	188		15	217	47
宮城県	19	849	110	富山県	19	632	122	兵庫県	19	1,825	194	福岡県	19	1,392	153
	18	880	108		18	639	129		18	1,852	193		18	1,434	148
	17	858	109		17	661	128		17	1,813	190		17	1,431	157
	16	514	108		16	673	131		16	1,845	194		16	1,455	157
	15	825	109		15	672	130		15	1,862	192		15	1,451	160
秋田県	19	553	77	石川県	19	535	107	奈良県	19	362	91	佐賀県	19	360	109
	18	560	76		18	534	108		18	386	90		18	385	100
	17	558	75		17	550	105		17	384	90		17	384	107
	16	550	74		16	551	110		16	358	91		16	300	113
	15	539	76		15	557	110		15	382	89		15	420	119
山形県	19	620	101	福井県	19	425	139	和歌山県	19	373	137	長崎県	19	357	53
	18	632	102		18	423	140		18	362	136		18	368	54
	17	644	104		17	420	137		17	363	138		17	368	51
	16	620	105		16	420	139		16	371	137		16	383	60
	15	638	106		15	443	141		15	346	137		15	510	55
福島県	19	1,107	198	山梨県	19	383	74	鳥取県	19	318	49	熊本県	19	623	101
	18	1,128	208		18	386	77		18	319	47		18	647	106
	17	1,185	208		17	400	78		17	325	47		17	605	102
	16	1,133	210		16	393	77		16	294	51		16	587	96
	15	1,084	205		15	398	78		15	313	48		15	620	100
茨城県	19	1,156	188	長野県	19	1,325	115	島根県	19	315	76	大分県	19	398	112
	18	1,162	192		18	1,341	120		18	317	81		18	379	112
	17	1,207	190		17	1,344	113		17	300	77		17	382	113
	16	1,097	193		16	1,276	114		16	296	75		16	408	112
	15	1,126	193		15	1,364	121		15	292	74		15	378	112
栃木県	19	827	135	岐阜県	19	979	126	岡山県	19	958	175	宮崎県	19	367	97
	18	878	132		18	951	128		18	931	175		18	371	94
	17	804	133		17	947	128		17	923	177		17	377	97
	16	753	131		16	956	131		16	874	178		16	382	93
	15	791	136		15	985	133		15	943	176		15	374	97
群馬県	19	838	135	静岡県	19	1,628	170	広島県	19	1,005	174	鹿児島県	19	505	87
	18	825	134		18	1,646	179		18	1,004	179		18	504	87
	17	828	135		17	1,632	185		17	1,012	181		17	507	91
	16	814	132		16	1,570	188		16	1,011	179		16	528	89
	15	805	133		15	1,587	187		15	1,019	187		15	502	88
埼玉県	19	1,712	188	愛知県	19	2,493	165	山口県	19	653	204	沖縄県	19	177	58
	18	1,711	185		18	2,517	168		18	636	200		18	165	48
	17	1,725	189		17	2,564	171		17	619	200		17	185	57
	16	1,674	191		16	2,592	172		16	631	199		16	151	46
	15	1,642	191		15	2,602	173		15	642	199		15	192	45
千葉県	19	1,418	176	三重県	19	845	167	徳島県	19	317	108	合計	19	40,725	326
	18	1,455	179		18	837	165		18	340	109		18	40,980	327
	17	1,468	179		17	855	166		17	320	114		17	40,823	330
	16	1,443	179		16	861	168		16	333	113		16	40,341	334
	15	1,457	172		15	815	171		15	346	122		15	41,075	334

全国の排出量

データの項目

平成15～19年度の届出排出量と届出移動量を見てみましょう。

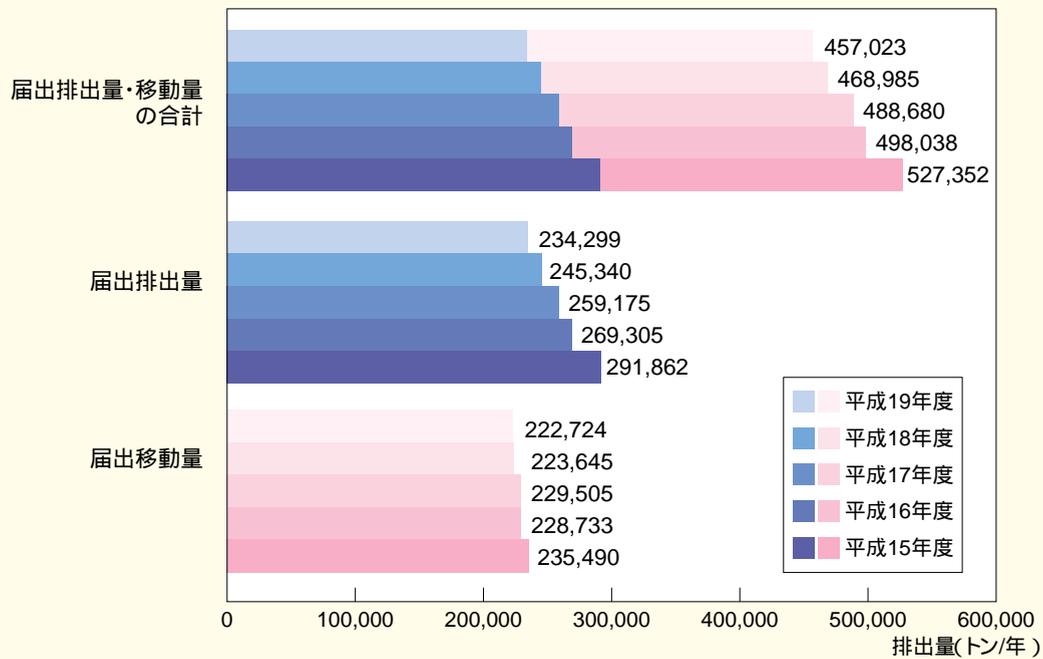
集計・加工例

平成15～19年度の届出排出量と届出移動量を足した総排出量を棒グラフで示してみました。内訳は、表に示しています。

使用データ



平成15～19年度までの届出排出量・移動量



排出先		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
排出量 (トン/年)	大気	251,651	233,044	225,781	216,800	209,645
	公共用水域	12,671	11,399	10,987	10,464	10,224
	土壌	250	252	234	166	345
	埋立	27,290	24,609	22,173	17,909	14,084
	合計	291,862	269,305	259,175	245,340	234,299
移動量 (トン/年)	廃棄物移動	232,382	225,842	226,906	221,384	220,856
	下水道への移動	3,108	2,891	2,599	2,261	1,868
	合計	235,490	228,733	229,505	223,645	222,724
排出量・移動量合計(トン/年)		527,352	498,038	488,680	468,984	457,023

平成19年度に事業者から届出のあった届出排出量・移動量の総計は、約45万7千トンでした。届出排出量・移動量ともに前年度より減少しています。

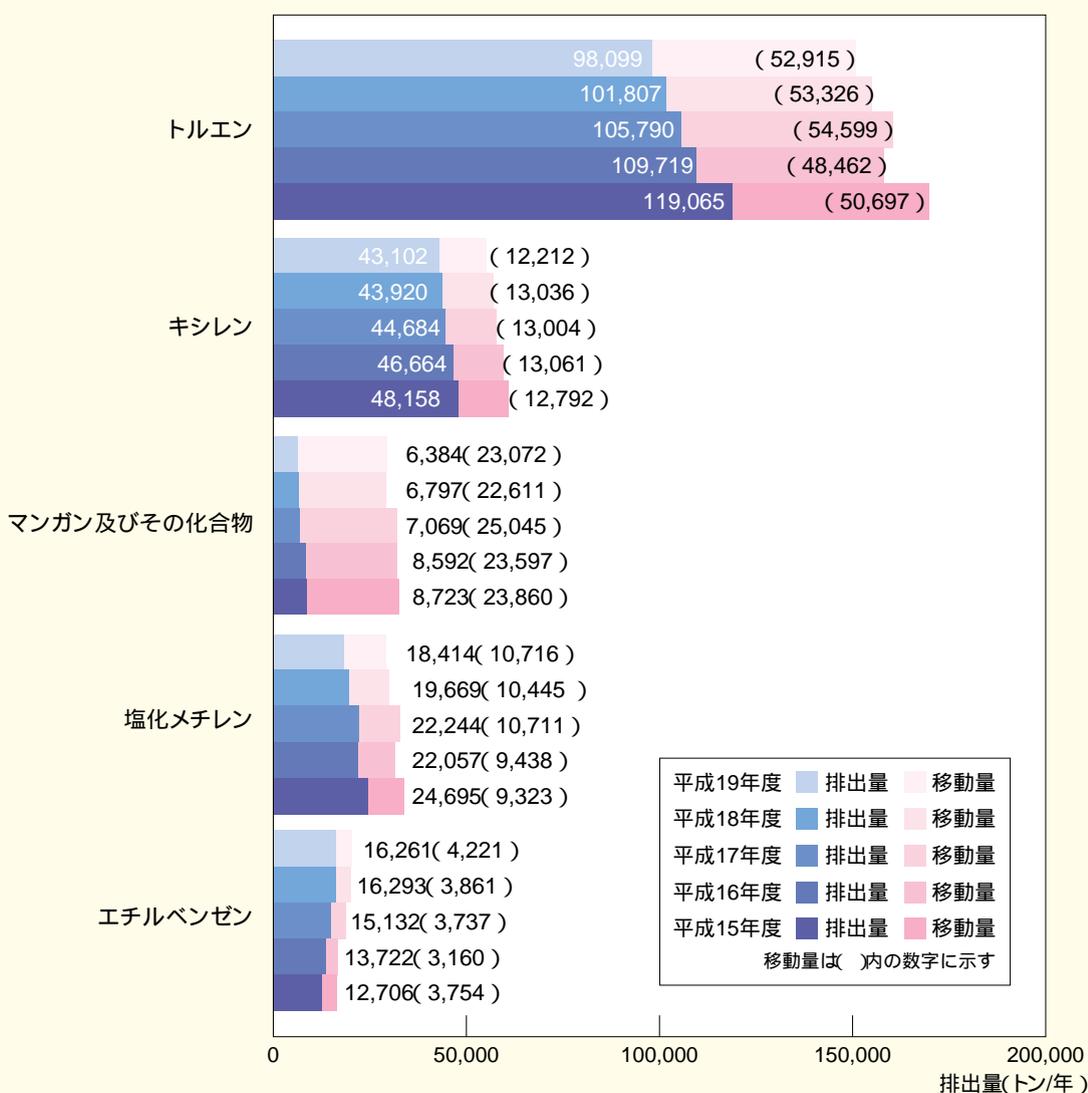
集計・加工例

平成19年度の届出排出量と届出移動量を足した合計が多かった上位5物質を過去4年分のデータとあわせて棒グラフで示してみました。

使用データ



平成15～19年度までの届出排出量・移動量上位5物質



届出排出量・移動量の総量は、減少傾向にあります。上位5物質の構成と順位は、平成18年度に比べ若干変動があり、塩化メチレンとマンガン及びその化合物の順位が入れ替わりました。

排出量が多かったトルエンやキシレンは、製造業全般で主に油性塗料や接着剤などの溶剤として使われています。これらの2物質は、揮発性が高い液体という点が共通しています。マンガン及びその化合物は、主に鉄鋼業や非鉄金属製造業、化学工業などから排出されており、そのほとんどが廃棄物として事業所から移動されたり、埋立処分されたりしています。

大気・水・土壌に多く排出されている物質

データの項目

平成15～19年度の排出先別(大気、公共用水域、事業所敷地内の土壌、事業所敷地内の埋立処分)の届出排出量を見てみましょう。

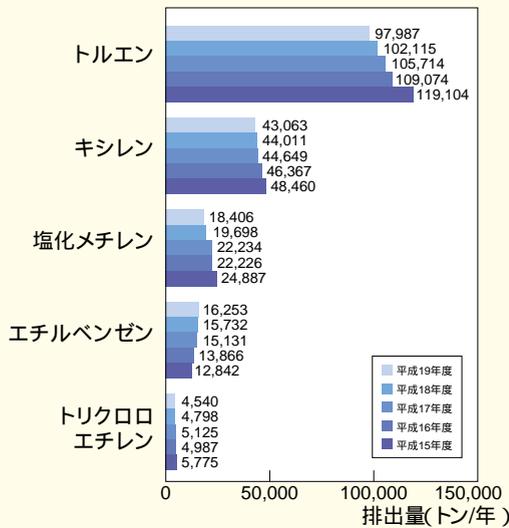
集計・加工例

平成19年度の排出先別に排出量の多い上位5物質を過去4年分のデータとあわせて棒グラフで示してみます。なお、グラフ毎に横軸の単位が異なることに留意しましょう。

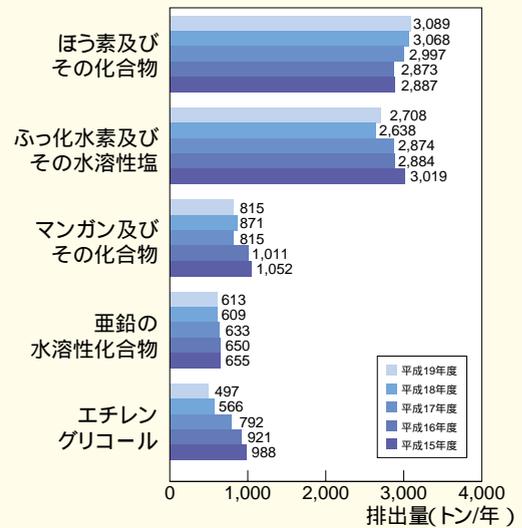
使用データ



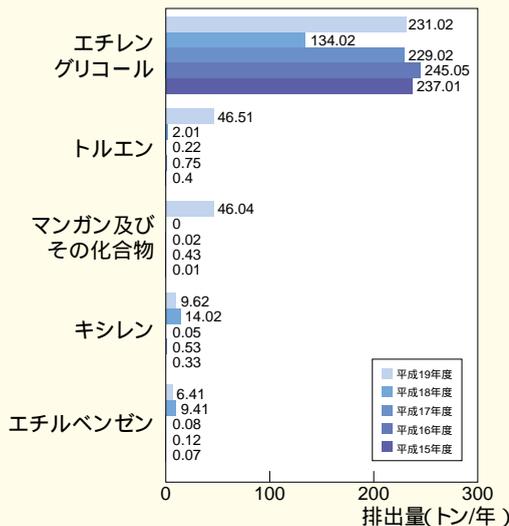
大気への届出排出量上位5物質



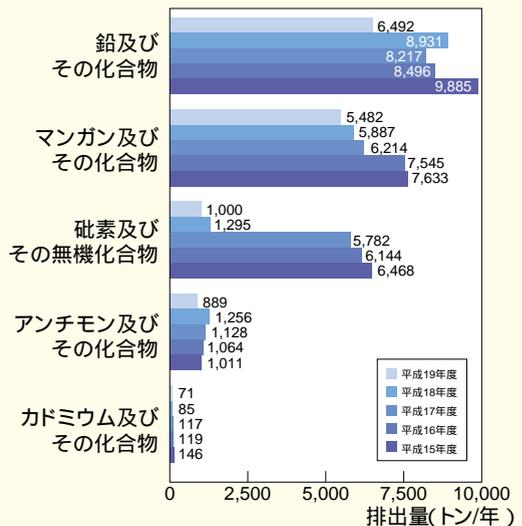
公共用水域への届出排出量上位5物質



事業所内の土壌への届出排出量上位5物質



事業所内の埋立処分の届出排出量上位5物質



移動量

データの項目

平成15～19年度の廃棄物に含まれて移動される物質と下水道へ移動される物質にはどのようなものがあるのか見てみましょう。

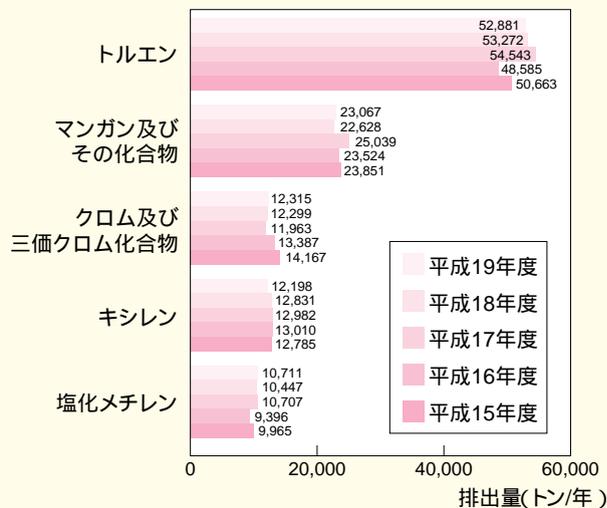
集計・加工例

平成19年度の廃棄物としての移動量と下水道への移動量のそれぞれ上位5物質を過去4年分のデータとあわせて棒グラフで示してみました。なお、グラフ毎に横軸の単位が異なることに留意しましょう。

使用データ

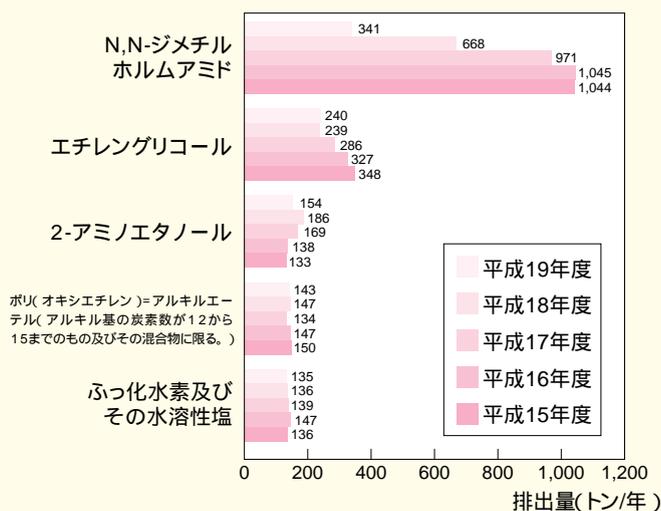


事業所外への廃棄物としての届出移動量上位5物質



廃棄物としての届出移動量上位5物質の構成は、平成18年度に比べ若干変動が見られ、クロム及び三価クロム化合物とキシレンの順位が入れ替わりました。2番目に多いマンガンは、合金の原料や鉄鋼製品を製造するときの添加剤などとして使用されています。また、マンガンの化合物としては、乾電池や酸化剤に使われる二酸化マンガンを飲料水の処理などに使われる過マンガン酸カリウムなどがあります。4番目のクロム及び三価クロム化合物は、合金の成分として特殊鋼や非鉄金属などに使用されています。

下水道への届出移動量上位5物質



下水道への届出移動量上位5物質の構成と順位は、平成18年度と同じです。排出量が最も多いN,N-ジメチルホルムアミドは、合成繊維や合成皮革、医薬品、農薬、特殊インキなどを作るときの溶剤として使用されています。また、2番目に多いエチレングリコールは、ポリエステル繊維やペットボトルを作るPET(ポリエチレンテレフタレート)の原料として使用されています。

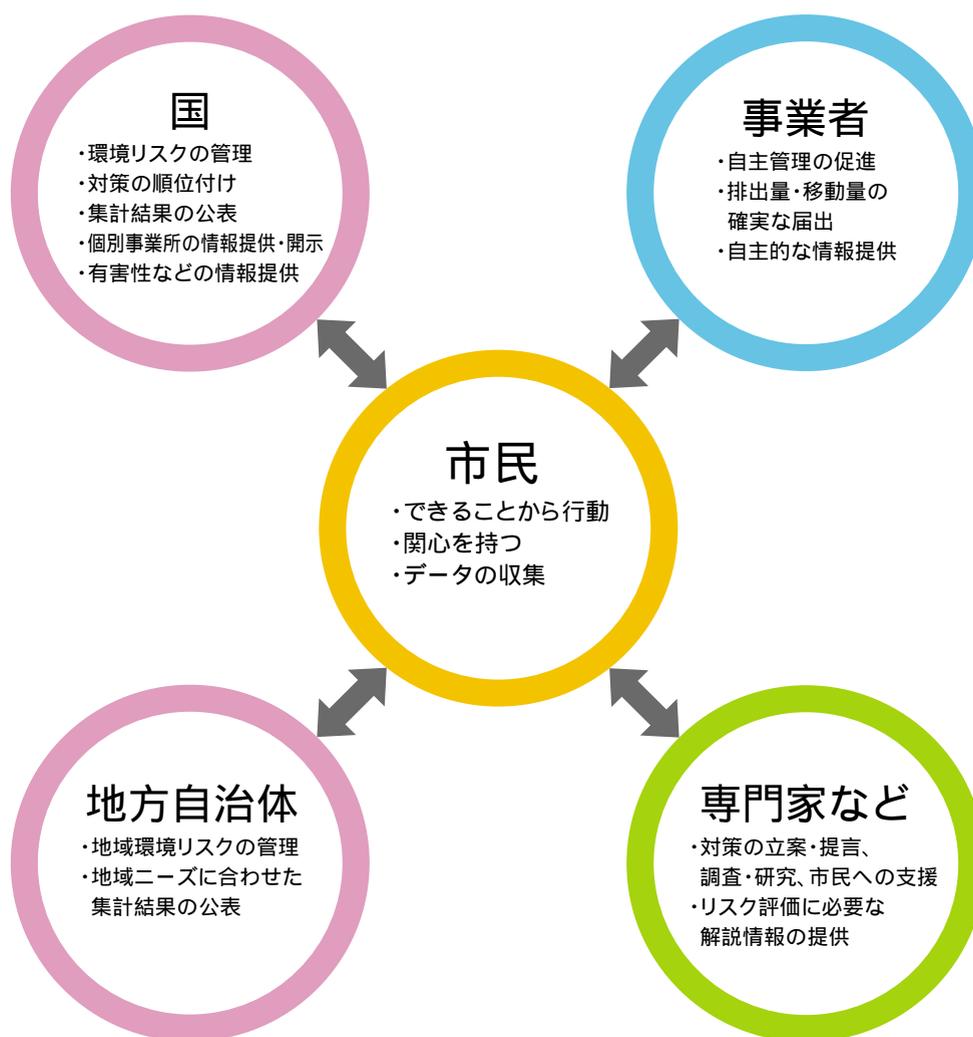
・わたしたち市民にできること

1 . 市民・事業者・行政のそれぞれの役割	45
コラム : 市民、事業者、行政が参加する会議「化学物質と環境円卓会議」	46
2 . 暮らしの中でできること	47
3 . 化学物質削減への取組	49
(1) リスクコミュニケーションとは	49
(2) リスクコミュニケーションの実際	50
(3) 近隣の工場とリスクコミュニケーションしたいときは	53
コラム : リスクコミュニケーションを支援するしくみ「化学物質に関する冊子」	54
コラム : リスクコミュニケーションを支援するしくみ「化学物質アドバイザー」	55
コラム : リスクコミュニケーションを支援するしくみ「PRTR大賞」	56

1. 市民・事業者・行政のそれぞれの役割

PRTR制度は、個々の物質を規制するのではなく、化学物質の排出に関する情報を公表することにより、地域全体で化学物質による環境リスクを減らしていくことを目指した仕組みです。この制度では、国や地方自治体などの行政と事業者、そして市民や専門家などが、それぞれの役割を果たしていかなければ、公表された情報は活かされません。PRTR制度におけるそれぞれの役割を下図に示します。

PRTR制度におけるそれぞれの役割



市民は、まず身の回りの化学物質に少しでも関心を持ち、公表されたデータを見るのが期待されます。PRTR制度で情報が公表されるようになって、私たちが関心を持ってそれを見なければ制度を活かすことができません。毎年一人でも多くの市民がPRTRデータに目を通し、それをきっかけに自らの暮らしを見直したり、事業者や行政とコミュニケーションを図ったりすることが、社会全体で化学物質による環境リスクを減らしていく取組につながります。

市民、事業者、行政が参加する会議 「化学物質と環境円卓会議」

環境省では、市民、事業者、行政に属するメンバーが化学物質をテーマに議論する「化学物質と環境円卓会議」を開催しています。

これは、

インターネットの活用や地域フォーラムの開催により、市民、事業者、行政の国民各界の意見・要望を集約し、これらの意見・要望を踏まえた対話を通じて、環境リスク低減に関する情報の共有と相互理解を深め、会議での議論やそこで得られた共通認識を市民・事業者・行政に発信するもので、平成13年度から毎年3～4回程度開催され、活発な議論が展開されています。

これまでに議論されたテーマには、

- ・リスクコミュニケーション¹について(第8回会合)
- ・自主的取組による化学物質管理について(第10回会合)
- ・「いわゆる環境ホルモン」問題に対する認識について(第11回会合)
- ・「市民が自ら実践できる化学物質の環境リスクの削減策」について(第12回会合)
- ・メディアにおける化学物質問題の取り上げ方について(第13回会合)
- ・地方における化学物質対策への取組(第15回会合)
- ・化学物質と環境に関する教育(第18回会合)
- ・LCAとリスクコミュニケーションについて(第20回会合)

などがあります。

この会議はすべて公開で行われており、誰でも傍聴することができます。

参加者のプロフィールや、傍聴の申込方法、議論の内容等についてはホームページをご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/entaku/>



化学物質と環境円卓会議の様子

1.リスクコミュニケーションについては、49ページ以降をご参照ください。

2. 暮らしの中でできること

化学物質に関心を持つ・PRTRデータを見る

新聞やテレビのニュース、自治体の広報紙、事業者や自治体の説明会など、PRTRデータの集計結果を目にする機会は少なくありません。まずは、データを見ることから始めてみましょう。データのすべてを理解する必要はありません。実際にデータに触れてみて「難しい」「分からない」といった感想を持つことから始めても良いのです。



疑問に思ったことや分からないことを調べる

インターネットや図書館などを利用して自分で調べるだけでなく、同じような関心を持つ人たちと一緒に勉強会を開催する、事業者や自治体の説明会などに参加し、質問をするといった方法があります。

毎日の暮らしを見直す

PRTR制度では、家庭や自動車などから排出される化学物質の量も推計され、公表されます。例えば、ベンゼンは自動車の排ガスやガソリンなどに含まれますし、*p*-ジクロロベンゼンは家庭で使用される衣類防虫剤の主成分の一つです。このように私たち自身の暮らしから排出される化学物質も少なくありません。

食品類

- ・安息香酸、ソルビン酸など(保存料)
- ・食用赤色2号など(合成着色料)
- ・残留微量化学物質



自動車

- ・ベンゼン、トルエンなど



家電製品

- ・PBDEなど(難燃剤)
- ・アルミニウム、鉄など(金属類)



衣料品

- ・ナイロン、ポリエステルなど(化学繊維)
- ・テトラクロロエチレンなど(ドライクリーニング)



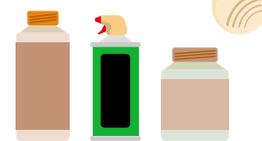
塗料や接着剤

- ・トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドなど
- ・酢酸ビニルなど(接着剤)



農薬・殺虫剤・肥料

- ・パラジクロロベンゼン、フェニトロチオンなど



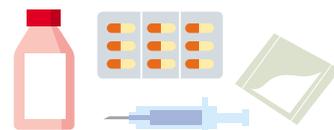
洗剤や化粧品

- ・ヘキサクロロフェン、トリクロサン、パラベンなど(殺菌剤・防腐剤)
- ・LASなど(界面活性剤)



医薬品

- ・アセトアミノフェン、イブプロフェン、テトラサイクリンなど



一人一人の暮らしの中の小さな行動が積み重なり、地域全体としては大量の化学物質の排出につながっていることをほんの少しだけ意識して、できることから始めてみてはいかがでしょうか。

必要なものを必要な分だけ

化学物質をまったく利用せずに日常生活を送ることはできませんが、毎日の暮らしのなかで化学物質の使用や排出を減らす機会も意外と多いものです。

まずは無駄をなくすよう心がけてみましょう。



捨てる時にはルールを守って

さまざまな化学物質を不注意に環境中に排出することのないよう、使った後は表示された方法に従って廃棄しましょう。



環境への負荷が少ない製品を選ぶ

どんな化学物質が使用されているのか表示を見て確認したり、リサイクル可能な製品を選んだりするなど、製品を買う段階で今よりも少しだけ環境への影響を気にかけてみてください。消費者のこうした行動は、事業者をより環境に配慮する方向へと変えていくことにもつながります。

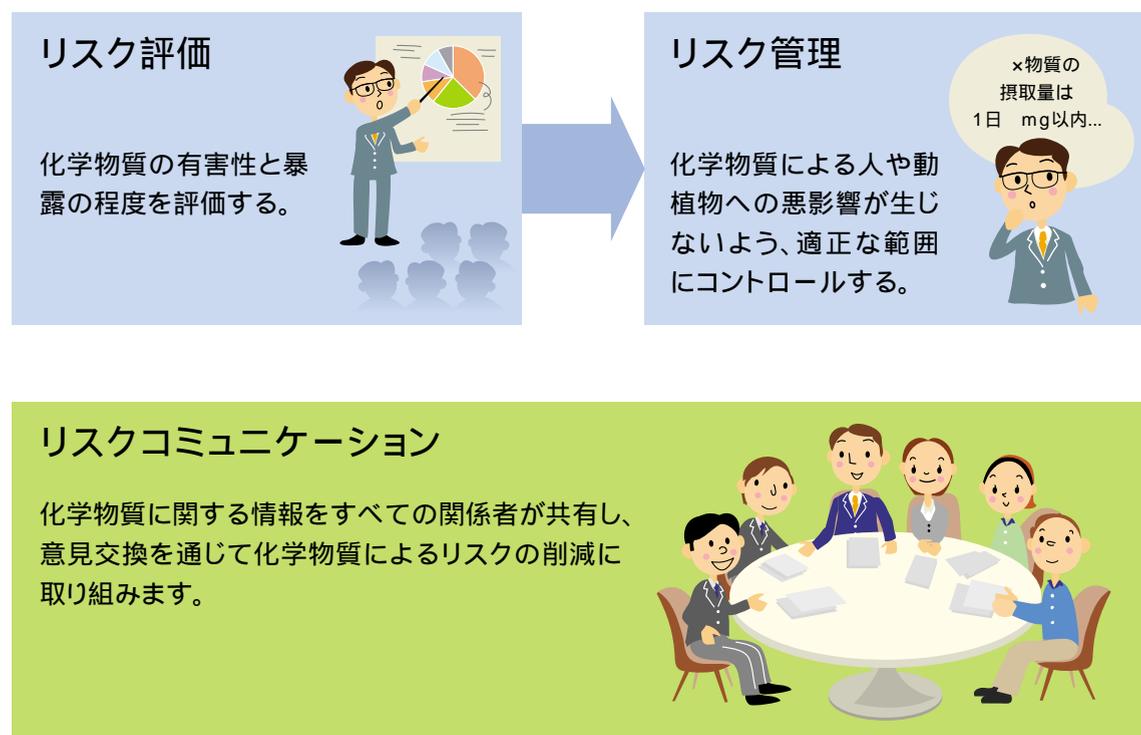


3. 化学物質削減への取組

この冊子の冒頭(2ページ参照)でも述べたように、PRTR制度による「化学物質に関する情報」を市民、事業者、行政が共有し対話することにより、化学物質による環境リスクを減らしていくことが期待されています。一人一人が生活を見直し、少しでも化学物質の使用や排出を削減するように心がけることと併せて、地域全体で化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるためには、市民、事業者、行政の間でコミュニケーションを図ることが欠かせません。

(1) リスクコミュニケーションとは

化学物質による人や動植物への影響を把握するには、科学的な知見が必要です。影響の度合いがわかったら、次は化学物質の量が人や動植物に悪影響を及ぼすレベルにならないよう、適切に管理することが必要になります。より合理的にリスクを管理し削減するためには、市民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図ることが必要です。これを「リスクコミュニケーション」と呼んでいます。市民や事業者、行政がそれぞれ自分たちの都合だけを主張しては、化学物質による環境リスクを削減する取組がなかなか進みません。そこで、お互いの考えていることを理解しあい、力を合わせて取組を進めようとするものです。



(2) リスクコミュニケーションの実際

それでは、どのようにリスクコミュニケーションが行われているのか、具体的な事例をみてみましょう。

次に示すのは、平成20年12月に福島県にあるグラスファイバーの生産工場で行われたリスクコミュニケーションです。

開催のきっかけ

この工場は以前は紡績工場でしたが、昭和42年からグラスファイバーの生産工場となりました。リスクコミュニケーションは、グラスファイバー製造に使用する化学物質の環境影響を評価するため、また、周辺の地域住民のみなさんとの相互理解を深めるために始まりました。

その時、工場独自に化学物質の排出量を測定しようと技術開発を進め、地域住民の家庭からモニターを募り、各戸に設置された測定採取機器のデータから、周辺地域への影響が無いことを確認しています。測定結果については、地域住民とのコミュニケーションの場として年に2回開催している「モニター委員会」で報告しています。なお、この事業者の工場は周辺地域に2つあり、モニター委員会はそれぞれの工場です。年に2回、合計4回開催しています。

参加者

地域住民：40名、工場：10名

地域の住民であれば誰でも参加できます。

各回の参加者は約50名、年に4回の実施で、延べ参加者数は約200名です。

プログラム

- 16:00 ~ 開会の挨拶
- 16:05 ~ 工場長からの挨拶(工場関係者自己紹介含む)
- 16:15 ~ 工場の概要の説明、環境測定結果の報告
- 16:30 ~ 工場の環境への取組の説明
- 16:45 ~ 意見交換会
- 17:15 ~ 工場見学
- 18:00 閉会挨拶

モニター委員会のプログラムには、工場の取り組みについての理解を深めてもらったり、意見交換を円滑に進めたりするために、工場見学が盛り込まれています。見学の対象は、生産設備はもとより、環境施設等(排ガス処理、排水処理、廃棄物処理等)が中心となっています。

話し合われた内容

このモニター委員会では、工場で取り扱っている化学物質の排出量の報告、モニターをお願いしている家庭での化学物質の測定結果等の開示、その他に環境に関するトピックの紹介などが行われています。

【工場での環境測定結果等の報告及び工場の環境への取組について】

工場：みなさんのご家庭に取り付けていただいている測定機器から計測された化学物質の濃度は、低い値で推移しており健康上の問題はありません。測定結果は風向き等の関係から、少しばらつきがありますが、すべて問題のない範囲内に収まっています。

ここでは、排出量については第三者機関(計量事業者)の測定結果と自社で測定したデータについても報告しています。さらに、昨今では、測定データの改ざん等が大きな社会問題となっていることから、地域住民のみなさんの不安を解消するためにも、官庁による立入査察の報告書のコピーを配布しています。また、生活排水による水質汚濁への関心も高いことから、工場周辺の一般生活排水の水質を測定し、その結果を報告しています。工場排水の改善はもちろん、一般生活排水の改善も環境保全にとっては重要であることをお話ししています。

その後、工場関係者と地域住民で意見交換を実施しています。その中で、前回のモニター委員会での質問について回答しています。それでは、どのような意見交換があったのか、少しご紹介します。

【地域住民との意見交換内容】

地域住民：発生したCO₂の回収・吸収方法にはどんなものがあるのでしょうか？

工場：方法はいろいろありますが技術的や経済的に実施が困難なものが多く、樹木による吸収が現実的です。何よりも自然界のバランスを維持することが大切であり、樹木を減らさないでCO₂の発生量を抑制することが重要です。

地域住民：ボイラーと発電機では、なぜ規制値に差があるのでしょうか？

工場：エンジンのように燃料を爆発的に燃焼させるものはNO_xが多量に発生するため、発電機の規制値の方が高くなっています。当工場では定期メンテナンス等の機会ごとに調整を行っており、確実に排出濃度は低減しています。

地域住民：工場からの排水のpHが昨年の値から変わってきていませんか？

工場：グラフのスケールの関係で変化しているように見えますが、実際には昨年とはほとんど差はありません。



会場風景

今回の事例(モニター委員会)は、進行から意見交換まですべて工場側で対応しています。工場ではモニター委員会の歴史が長く、工場側の説明は環境施設の担当者、または環境カウンセラー、公害防止管理者等の国家資格有資格者による説明によって、信頼を得ています。

市や県といった地域的な化学物質の排出状況の説明や地域における工場の位置付けなどについては、日常的な動向を把握している行政の担当者に参加してもらうのも良いでしょう。

また、全体のとりまとめを専門の進行役(ファシリテーター)に任せたり、工場で扱う化学物質の性状やそのリスクについて化学物質に関する解説者(化学物質アドバイザー:55ページ参照)に説明してもらったりすることで、工場側の負担を軽くすることもできます。

コミュニケーションした後の感想

まず、参加した地域住民からの声を紹介します。

- ・昔から変わらない、地域を大切にする工場の姿勢に感謝します。
- ・採取測定機器の測定データが規制値内であり、安心しました。
- ・排水を利用したの鯉の飼育等、環境対策に万全を尽くす工場の姿勢に感心しました。
- ・厳しい経済情勢である中、モニター委員会の開催に感謝します。
- ・工場を見学し、排ガスとされていたものが水蒸気であるという事が良く理解できました。

次に、リスクコミュニケーションを通して、事業者として感じた効果を示します。

- ・きちんと化学物質の管理をしてきたことや、長年リスクコミュニケーションを続けてきたという一連の活動が評価され、PRTRに関する賞を受賞出来、各従業員の環境に対する意識の高揚が図られたと思います。
- ・リスクコミュニケーションを通じて、様々な会合等に出席、または講演等を開催することで、当工場のリスクコミュニケーションの方法を広報してきましたが、同時に他社の取組に対して強い感心を持つようになり、他社の取組を導入するとともに他工場やグループ関係会社においても水平展開を図り、環境リスクの低減に積極的に取り組んでいけるベースが出来たと考えます。

このような取り組みを弾みにして、この工場では新たなコミュニケーションにチャレンジすることができました。過去にも地域の小中学生への設備見学会を実施していましたが、ここから一歩進めて、地域の小学生を対象に「子ども科学教室」を開催しています。この取り組みは「化学物質管理に優れた工場」として地元新聞社2社、地元テレビ局で紹介されるなど、地域の方に広く知られることになりました。



(3) 近隣の工場とリスクコミュニケーションしたいときは

リスクコミュニケーションが実際にどのように行われているのかを紹介しました。「近所のあの工場からどのような化学物質が出ているか、以前から不安だった」という方は、リスクコミュニケーションを試みたくなったことと思います。また、日頃不安がなくてもリスクコミュニケーションを実施することは重要です。なぜなら、化学物質に対するイメージや考え方は人それぞれです。このような状態で、万が一、工場で事故が発生してその影響が住民にも及ぶようなことがあった場合、感情的な対立が先行して、建設的な話し合いや有効な対策の推進が困難であったり遅れたりすることになりかねません。日頃から住民、事業者、行政が情報を交換し、信頼関係を築いておくことが必要です。

では、どのようにリスクコミュニケーションを始めればよいのでしょうか。

住民からアクションを起こす

まずは事業者が化学物質についてどのような取組をしているかを知ることから始めるとよいでしょう。事業者には必ず問い合わせ窓口がありますので、そこに「PRTR届出状況について説明してほしい」「環境報告書に掲載されている情報について解説してほしい」などと要請すれば対応してもらえます。個人レベルでも良いのですが、お互いに関心のあるグループ単位で要請した方が、事業者としても対応しやすいでしょう。

また、市役所等の環境担当部署に「リスクコミュニケーションしたいので仲介してほしい」と依頼すれば対応してくれる場合もあります。さらに、事業者と話し合う前に、個別事業所のデータを入手したり、他の事業所と排出量を比較したりして予習しておくとう�효的です。

最初から難しい議論をしようとせず、まずは「分からないことを聞く」、「自分たちが何を考えているか知らせる」、また「事業者の取組を知る」ことから始めましょう。



事業者からアクションを起こす

事業者は、地域清掃への協力、お祭り等のイベントへの協賛など、地域社会との関わりを必ずと言っていいほど持っているものです。おそらくは総務部門が担当していることと思いますので、環境安全部署の方はすでに地域住民との信頼関係がある部署のチャネルを通じてコミュニケーションを始めれば、テーマを化学物質に移しても、比較的すんなりとコミュニケーションが進められると思われれます。

また、市役所等に相談すれば、町内会長など地域住民の核となる方を紹介してくれる場合もあります。

行政からアクションを起こす

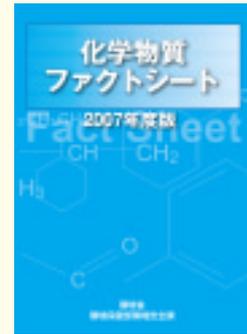
行政は、市民と事業者が協力して、自主的にリスクコミュニケーションが推進されるよう支援することが求められます。事業者や市民に「リスクコミュニケーションの考え方」「実践方法」「得られるメリット」などを説明し開催を促すとともに、事業者や市民から「開催したい」という手が上がったら、積極的に協力しましょう。



リスクコミュニケーションを支援するしくみ 「化学物質に関する冊子」

化学物質ファクトシート

環境省では、第一種指定化学物質(354種類)について、個々の情報をわかりやすく整理し、簡素にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成しています。現在配布している2007年度版は、平成18年度PRTR集計結果から、排出量・移動量の多い順に259物質について収録しています。ファクトシートは毎年発表されるPRTR集計結果やモニタリング結果に併せて改訂され、残りの対象化学物質については、改訂時に随時追加される予定です。



ファクトシートには、以下のような項目について、専門家以外の方にもわかりやすく整理されています。

- 物質名、別名、PRTR政令番号、CAS番号、構造式
- 用途(その化学物質がどのように使用されているか)
- 排出・移動(環境中への排出量・移動量、主な排出源、主な排出先など)
- 環境中での動き(環境中に排出された後の化学物質の動き、当該物質が主に存在する媒体など)
- 健康影響(人の健康への有害性についての記載、またはPRTR対象化学物質に選ばれる理由となった毒性等について)
- 基本的な情報の一覧表(性状、生産量、排出・移動量、PRTR対象選定理由、環境データ、適用法令等)
- 引用・参考文献及び用途に関する参考文献のリスト

化学物質ファクトシートは、環境省のホームページ上で見ることができます。冊子の入手方法についても紹介していますので、ぜひご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>

かんたん化学物質ガイド

環境省では、家庭や自動車等の身近なところから排出される化学物質について、市民が自らの生活と関連付けて考え、化学物質の正しい利用や廃棄など、市民一人一人ができる環境リスクの低減のための取組について考えるきっかけとなるよう、子どもにも親しみやすい小冊子「かんたん化学物質ガイド」を作成し、配布しています。

かんたん化学物質ガイドシリーズは、生活編(総論編)、乗り物編、洗剤編、殺虫剤編、塗料・接着剤編が発行されており、今後もシリーズで発行する予定です。

かんたん化学物質ガイドは、環境省のホームページ上で見ることができます。冊子の入手方法についても紹介していますので、ぜひご参照ください。



HP <http://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html>

コラム

リスクコミュニケーションを支援するしくみ 「化学物質アドバイザー」

化学物質やその環境リスクに関する話は、とかく専門的になりがちで、一般の市民には理解できないことも多々あります。また、事業者の中にも「化学物質は使っているが、詳しい知識が必ずしもあるわけではなく、うまく説明できない」場合もあります。そのような状態でコミュニケーションをしても、相手の説明が理解できなかったり、場合によっては「難しい言葉ばかりを並べ立てられて言いくるめられてしまった」というようなマイナスイメージを持ってしまったりします。

そこで、環境省では化学に関する知識が少ない市民や化学物質の専門家でない事業者を知識の面から支援する仕組みとして「化学物質アドバイザー」制度を創設しました。

化学物質アドバイザーの活躍場面はリスクコミュニケーションの場だけではなく。

右の写真は、「暮らしの中の化学物質を知ろう」をテーマにした講演会の風景です。この他に「身の回りの化学物質について」、「界面活性剤(洗剤)について」など皆さんの生活に密接した化学物質をより理解していただけるようお手伝いをしています。もちろん、行政や事業者の内部研修会や行政が主催する各種説明会にも講師として参加し、幅広く活躍しています。



講演会にて



対話集会にて



化学物質アドバイザーに関するお問い合わせはこちらです。

化学物質アドバイザー事務局
〒102-0081 東京都千代田区四番町8-19
(社)環境情報科学センター内 化学物質アドバイザー事業事務局
TEL : 03-3265-4000 FAX : 03-3234-5407
E-mail : adviser@ceis.or.jp

HP <http://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>

リスクコミュニケーションを支援するしくみ 「PRTR大賞」

身近な地域社会でのリスクコミュニケーションは、他の地域ではなかなか情報として得られません。そこで、より優れたリスクコミュニケーションを実践している事業者を表彰する表彰制度をご紹介します。

PRTR大賞

平成16年度に国内で初めてPRTR制度に基づく優秀な活動について表彰する「PRTR大賞」(社団法人環境情報科学センター主催)が創設され、化学物質の管理及びリスクコミュニケーションを積極的に推進する事業者や事業所を表彰しています。

平成20年度の受賞者は次のとおりです。昨年度からは、PRTR制度の推進に寄与している市民団体や自治体における秀でた取り組みについても、PRTR特別賞として表彰の対象としています。

PRTR大賞

宇部興産株式会社 宇部本社・宇部ケミカル工場

PRTR優秀賞

優秀賞・審査員特別賞

株式会社ガスター

優秀賞(大賞候補)

武田薬品工業株式会社 製薬本部 光工場

凸版印刷株式会社 エレクトロニクス事業本部 新潟工場

PRTR奨励賞

京セラ株式会社 鹿児島国分工場

京セラ株式会社 鹿児島川内工場

埼玉日本電気株式会社

株式会社資生堂 久喜工場

パナソニックプラズマディスプレイ株式会社 尼崎工場

株式会社村田製作所

ヤマハ株式会社 掛川工場

PRTR特別賞

岩手県環境保全連絡協議会・岩手県(環境生活部 環境保全課)

彩の国環境大学修了生の会 化学物質分科会

千葉県(環境生活部 大気保全課)

PRTR大賞

化学物質管理・リスクコミュニケーションを積極的に行っており、かつ優れた成果を挙げ、他の規範となる事業者・事業所

PRTR優秀賞

化学物質管理・リスクコミュニケーションについて積極的に努力している事業者・事業所

PRTR奨励賞

化学物質管理・リスクコミュニケーションについて今後の更なる取組を奨励する事業者・事業所

PRTR特別賞

化学物質管理・リスクコミュニケーションについて特徴的な取り組みのあった事業者・事業所、市民団体、自治体に対する表彰



表彰式・シンポジウムの様子
(平成21年2月2日)



< PRTR大賞受賞・講評 >

宇部興産株式会社

宇部本社・宇部ケミカル工場

リスク評価や臭気監視システムの構築など本社と工場が一体となった化学物質管理への取り組みや、地域住民と化学物質に関する深い議論を交わすなど独自の対話集会を継続していることなどが評価されました。

主催：(社)環境情報科学センター

後援：経済産業省、環境省、(独)製品評価技術基盤機構、(財)WWFジャパン、(社)日本化学会、(社)化学工業会、(社)環境科学会、(社)大気環境学会、日本環境化学会、(社)日本水環境学会、日本リスク研究学会、(株)化学工業日報社、日経エコロジー、日経BP環境経営フォーラム(順不同)

PRTR大賞の詳細については、
(社)環境情報科学センターのホームページ <http://www.ceis.or.jp/hyosho/index.html> をご参照ください。

・もっと知りたい時には

1. 法律に関すること	59
(1) 化学物質排出把握管理促進法の概要	59
(2) これまでの経緯と今後の予定	60
コラム : 情報提供を受け付ける窓口「PRTR目安箱」	62
(3) 第一種指定化学物質リスト	63
(4) ファイル記録事項開示請求書	84
2. PRTRに関連する用語の解説	85
環境リスク 排出量 移動量 取扱量 化学物質管理指針 有害性 発がん性 変異原性 感作性 生態毒性 オゾン層破壊物質 CAS番号 レスポンシブル・ケア 環境マネジメントシステム 環境報告書 MSDS 指定化学物質等取扱事業者	
3. 関連サイトアドレス集	89
4. 各自治体のPRTR担当窓口	91
5. 索引	94

1. 法律に関すること

(1) 化学物質排出把握管理促進法の概要

化管法の正式名称は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」で、1999年(平成11年)7月13日に公布されました。その目的や対象となる化学物質、事業者、データの届出や集計、公表について次のようなことを定めています。

1) 法律の目的

化管法の目的(第1条)

化管法は、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定しています。

2) 法律の概要

化管法の対象化学物質(第2条)

対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するもので、環境中にどれくらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の2つに区分しています。このうちPRTR制度の対象となるのは、「第一種指定化学物質」の354物質です。

対象化学物質の選定は、有害性についての国際的な評価や生産量などを踏まえ、専門家の意見を聴いて決定しています。

化管法の対象事業者(第2条)

業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に合致する事業者に、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けています。

事業者による化学物質の管理の改善の促進(第4条)

事業者には、国が定める技術的な指針(化学物質管理指針)に留意しつつ、化学物質の管理を改善・強化します。また、その環境への排出や管理の状況などについて関係者によく理解してもらえるよう努めることが求められています。

情報の流れ(第5条、第8～第11条)

事業者の届出は都道府県を經由して国に集められ、集計されたのち、その他の排出源(家庭、農地、自動車など)からの排出量と併せて公表します。国は届出データを都道府県に提供しますので、都道府県は地域のニーズに応じてデータを集計し公表することができます。国は、国民からの請求に基づき、個別事業所データを開示します。

国による調査の実施(第12条)

国は、PRTRの集計結果などを踏まえて、環境モニタリング調査や、人の健康や生態系への影響についての調査を行います。

化学物質等安全データシート(MSDS)の交付の義務付け(第14条)

事業者が指定化学物質やそれを含む製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して化学物質等安全データシート(MSDS)を交付することにより、その成分や性質、取扱い方法などに関する情報を提供することを義務付けています。

国および地方公共団体による支援措置(第17条)

化管法では、さらに国や地方公共団体が次のような支援措置に努めるよう定めています。

1. 化学物質の有害性などの科学的知見の充実
2. 化学物質の有害性などのデータベースの整備と利用の促進
3. 事業者に対する技術的な助言
4. 化学物質の排出や管理の状況などについての国民理解の増進
5. 3.や4.のための人材育成

(2)これまでの経緯と今後の予定

これまで化管法やPRTR制度は、以下のような経緯をたどってきました。

- 1999年7月 化管法 公布
- 2000年3月 化管法 施行
- 2001年4月 PRTR制度がスタート
- 2002年4月 事業者による排出量・移動量の届出開始
- 2003年3月 国が届出結果を公表開始

化管法は附則第三条により、施行後7年(2007年3月)を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされています。これを受け、中央環境審議会と産業構造審議会は2007年2月から合同で審議会を開催し、化管法の施行状況に対する評価や課題の抽出を行うとともに、国際的な整合性に配慮しつつ、今後の方向性について検討を行い、2007年8月に中間とりまとめとして公表しました。

化管法見直し合同会合中間とりまとめ(概要)

PRTR制度に関する課題と方向性

方向性1

施行後の社会動向等を踏まえた仕組みの効率化

1. 対象物質の見直し
 - ・ GHSとの整合化に留意し、化学物質の有害性情報やリスク評価の結果等を活用
2. 一部の非対象業種の対象化妥当性の検討
 - ・ 建設業、医療業等の現行非対象業種の対象化の実行可能性について検討
3. 届出事項の追加
 - ・ 廃棄物処理方法及び放流先の下水道名を届出事項に追加
4. 排出量の把握手法や推計手法の改善
 - ・ 算出マニュアルの継続的改善を実施
5. 未届出事業者に対する対応
 - ・ 悪質な未届出事業者に対しては、厳正に対処

方向性2

PRTRデータの多面的利用の促進

1. 個別情報の開示請求方式を国による公表方式に変更
2. 地図情報等の活用による、わかりやすい情報の提供
 - ・ 地方公共団体は、地域特性のニーズに対応した取組
 - ・ 事業者は、環境リスク評価やリスクコミュニケーションに活用

化管法の役割と施行状況

事業者は、化学物質自主管理指針に基づき、管理計画を作成する等して自主管理を促進

PRTR制度は、過去5ヶ年度分の届出実績を有し、対象化学物質による環境負荷を低減させる点で一定の効果あり

MSDS制度も事業者間の情報伝達の手法としてほぼ定着

現行の役割を維持することが適当

MSDS制度に関する課題と方向性

1. 事業者は記載内容の充実に努めるとともに、自主管理にMSDSをより一層活用
2. GHSとの整合に向けた対応の検討

化学物質の自主管理に関する課題と方向性

1. 自ら事業所周辺の環境リスク評価を行い、リスク懸念の大きい物質から優先的に管理を強化
2. 高懸念物質等については排出削減等の自主管理をより一層強化
3. 国は、そのためのガイダンスの普及やモデル等の使い勝手の向上等により支援
4. 国は、例えば業種ごとの自主管理の取組状況に関する発表の場を設定する等、国民が産業界の取組を把握できるよう検討

今後は、中間とりまとめを踏まえ、化管法の政省令の改正事項等について検討していきます。

詳細は環境省ホームページをご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8709>

化管法施行令の改正の概要

化管法施行令の一部が改正されました(公布:平成20年11月21日)。この改正により、平成22年度から変更後の第一種指定化学物質の排出量・移動量を把握し、平成23年度から届け出る必要があります。

なお、平成22年度は、平成21年度に把握された変更前の第一種指定化学物質の排出量・移動量を届け出るようになります。

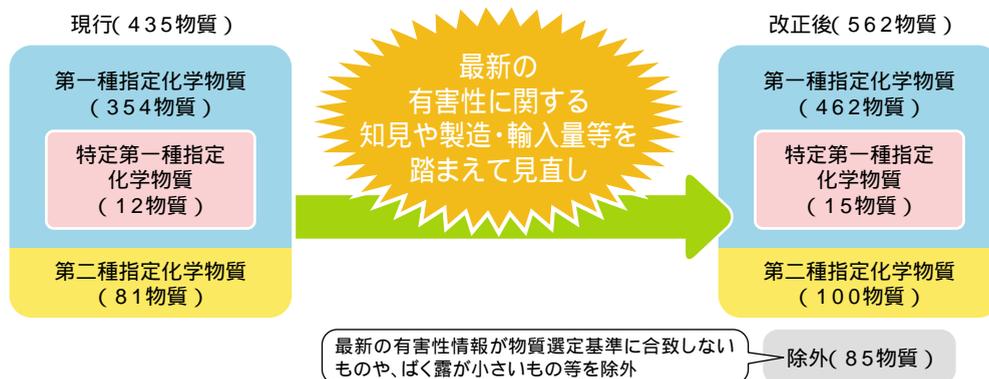
改正内容

第一種指定化学物質の変更

PRTR制度及びMSDS制度の対象となる「第一種指定化学物質」について、現行354物質から462物質に変更

第一種指定化学物質のうち、PRTR制度の届出のすそ切りがより厳しく設定されている「特定第一種指定化学物質」について、現行12物質から15物質に変更

MSDS制度の対象となる「第二種指定化学物質」について、現行81物質から100物質に変更



業種の追加

届出を行う義務を負う事業者(第一種指定化学物質等取扱事業者)となり得る対象業種に「医療業」が追加

【改正後のPRTR制度の対象となり得る業種(現行23業種に医療業を追加)】

1 金属鉱業	9 倉庫業	17 機械修理業
2 原油及び天然ガス鉱業	10 石油卸売業	18 商品検査業
3 製造業	11 鉄スクラップ卸売業	19 計量証明業
4 電気業	12 自動車卸売業	20 一般廃棄物処理業
5 ガス業	13 燃料小売業	21 産業廃棄物処理業
6 熱供給業	14 洗濯業	22 医療業
7 下水道業	15 写真業	23 高等教育機関
8 鉄道業	16 自動車整備業	24 自然化学研究所

施行日

平成21年10月1日

スケジュール

年度	2008(平成20)年度	2009(平成21)年度	2010(平成22)年度	2011(平成23)年度
事業者による把握	2008年度分把握(現行指定物質)	2009年度分把握(現行指定物質)	2010年度分把握(新規指定物質)	2011年度分把握(新規指定物質)
事業者による届出、国による集計・公表		届出 2008年度分 公表	届出 2009年度分 公表	届出 2010年度分 公表

医療業追加

HP <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10428>

情報提供を受け付ける窓口「PRTR目安箱」

化管法に基づくPRTR制度では、対象事業者は事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量・移動量を、事業者が自ら把握して主務大臣に届け出ることが義務付けられています。また、届出を行わず、又は虚偽の届出をした者には、過料が適用されることが同法に規定されています。

化管法は、PRTR制度及びMSDS制度の適切な実施等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。PRTRデータは、第一種指定化学物質の排出の状況に関する理解を深める上の基本となる情報であり、その適切な届出が強く求められているところです。

このような状況から、PRTRデータの届出に関し、PRTRデータの信頼性や届出等にかかる問題について、広く国民の皆様から情報提供を受け付ける窓口として「PRTR目安箱」が設置されました。

詳しくは環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場>PRTR目安箱」をご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/meyasubako/index.html>

(3) 第一種指定化学物質リスト

- ・名称など、正式なものは環境省ホームページの対象化学物質の情報をご参照ください。
HP http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html
- ・ で塗られているものは、特定第一種指定化学物質です。
 特定第一種指定化学物質については、3ページをご参照ください。
- ・用途の合成樹脂原料、合成原料等の後の()内には、当該指定化学物質を使用して生成された合成樹脂等の用途や樹脂名等を示しています。

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令番号	CAS番号	名称(和文)	用途
1	-	垂鉛の水溶性化合物	金属表面処理、乾電池、殺菌剤
2	79-06-1	アクリルアミド	合成樹脂原料(凝集剤、土壌改良剤、接着剤、紙力増強剤)、加工剤(繊維改質)
3	79-10-7	アクリル酸	合成樹脂原料(高吸水性樹脂、増粘剤、凝集剤)、加工剤(繊維改質)
4	140-88-5	アクリル酸エチル	合成樹脂原料(アクリル繊維、塗料、接着剤、アクリルゴム、合成皮革)
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	合成樹脂原料(凝集剤、エマルジョン改質剤、繊維処理剤、粘着剤、接着剤)
6	96-33-3	アクリル酸メチル	合成樹脂原料(アクリル繊維、塗料、接着剤、アクリルゴム、合成皮革)
7	107-13-1	アクリロニトリル	合成樹脂原料(アクリル系合成繊維、合成ゴム、ABS樹脂、AS樹脂)
8	107-02-8	アクロレイン	合成原料(医薬品、アリルアルコール、グリセリン、架橋剤)、合成樹脂原料(アクリルフォーム)
9	103-23-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	可塑剤
10	111-69-3	アジポトリル	合成原料(ナイロン6,6)
11	75-07-0	アセトアルデヒド	合成原料(酢酸、過酢酸、無水酢酸、酢酸エチル)、農薬(防かび剤)、香料、還元剤、防腐剤
12	75-05-8	アセトトリル	合成原料(ビタミンB1、サルファ剤、香料、染料)溶剤、電池の電解液
13	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	重合開始剤、加工剤(ゴム、合成樹脂の発泡剤)
14	90-04-0	o-アニシジン	合成原料(各種染料)
15	62-53-3	アニリン	合成原料(染料、媒染料、ゴム薬品、火薬、ハイドロキノン、医薬品、ウレタン樹脂原料)
16	141-43-5	2-アミノエタノール	添加剤(洗剤、界面活性剤、化粧品、潤滑油)、溶剤、洗浄剤(半導体用)、繊維柔軟剤
17	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン(別名ジエチレントリアミン)	加工剤(繊維、紙)、合成原料(キレート剤、接着剤、農薬)
18	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)	農薬(殺虫剤、殺虫殺菌剤)
19	61-82-5	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	農薬(除草剤)、硬化剤(合成樹脂用)、分散染料
20	51276-47-2	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィノイル]酪酸(別名グルホシネート)	農薬(除草剤)
21	591-27-5	m-アミノフェノール	合成原料(染料、医薬品、農薬、アラミド繊維原料)、染毛剤
22	107-18-6	アリルアルコール	合成原料(エピクロロヒドリン、香料、難燃剤、医薬品、ジアリールフタレート樹脂)
23	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	合成原料(染料、エポキシ樹脂)、加工剤(繊維)、安定剤(樹脂、農薬)
24	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	界面活性剤
25	-	アンチモン及びその化合物	樹脂難燃助剤、顔料、蓄電池、半導体、ガラス材料

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令 番号	CAS番号	名称(和文)	用途
26	1332-21-4	石綿	断熱材、建材原料(補強剤)、摩擦材
27	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	合成樹脂(ポリウレタン)原料、接着剤、加工剤(表面処理剤)
28	78-79-5	イソブレン	合成樹脂原料(ポリイソブレン(イソブレンゴム、ブチルゴム))
29	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	合成樹脂原料(エポキシ樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリスルホン)、安定剤(塩化ビニル用)、酸化防止剤
30	25068-38-6	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)	エポキシ樹脂(接着剤、シール剤、塗料、電気・電子部品、複合材料)
31	4162-45-2	2,2'-(イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ])ジエタノール	難燃剤
32	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン	加硫促進剤
33	13516-27-3	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)	農薬(殺菌剤)
34	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)	農薬(除草剤)
35	25319-90-8	S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート(別名フェノチオール又はMCPAチオエチル)	農薬(除草剤)
36	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)	農薬(除草剤)
37	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート(別名EPN)	農薬(殺虫剤)
38	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ベンディメタリン)	農薬(除草剤)
39	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)	農薬(除草剤)
40	100-41-4	エチルベンゼン	合成原料(スチレン)、溶剤
41	151-56-4	エチレンイミン	合成原料(タウリン、ポリエチレンイミン、農薬)
42	75-21-8	エチレンオキシド	合成原料(エチレングリコール、エタノールアミン、1,4-ジオキサン、界面活性剤)、殺菌剤
43	107-21-1	エチレングリコール	合成樹脂原料(ポリエステル樹脂)、不凍液、合成原料(染料、香料)、溶剤(農業用)
44	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	溶媒(各種樹脂用、印刷インキ)、医薬品抽出剤
45	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	溶媒(各種樹脂用、印刷インキ、ポリサルファイトゴム製造用)、電解コンデンサー、ガンリン添加剤
46	107-15-3	エチレンジアミン	加工剤(繊維防しわ剤、紙の湿潤強化剤)、界面活性剤、キレート剤、合成樹脂原料(エポキシ樹脂硬化剤)
47	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	加工剤(染色助剤、繊維処理助剤、金属表面処理剤)、安定剤(塩化ビニル樹脂用)、重合開始剤(合成ゴム)、食品添加剤、化粧品添加剤
48	12122-67-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジネブ)	農薬(殺菌剤)
49	12427-38-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)	農薬(殺菌剤)
50	8018-01-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	農薬(殺菌剤)

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令番号	CAS番号	名称(和文)	用途
51	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ピピリジニウム=ジプロミド(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)	農薬(除草剤)
52	62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)	医薬品
53	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール(別名エクロメゾール)	農薬(除草剤)
54	106-89-8	エビクロロヒドリン	合成樹脂原料(エポキシ樹脂)、合成原料(グリセリン、界面活性剤、イオン交換樹脂、医薬品)、加工剤(繊維処理)、可塑剤、農薬(殺虫・殺菌剤)
55	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	安定剤(樹脂、農薬)、加工剤(繊維改質)、エポキシ樹脂アルキド樹脂の反応性希釈剤
56	75-56-9	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	合成原料(プロピレングリコール、プロピレンカーボネート、ウレタン樹脂、界面活性剤、医薬品、農薬)
57	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	安定剤(合成樹脂、農薬)、加工剤(繊維改質)、エポキシ樹脂・アルキド樹脂の反応性希釈剤
58	111-87-5	1-オクタノール	溶剤(香料、化粧品、有機合成反応)、合成原料(可塑剤、安定剤、界面活性剤、合成樹脂)
59	1806-26-4	p-オクチルフェノール	合成原料(界面活性剤)、合成樹脂原料(フェノール樹脂)
60	-	カドミウム及びその化合物	顔料、電池、合金
61	105-60-2	-カプロラクタム	合成樹脂原料(衣料用繊維、タイヤコード、各種成型加工部品、食品包装用フィルム)
62	576-26-1	2,6-キシレノール	合成樹脂原料(エンジニアリングプラスチック)、合成原料(防かび剤、抗酸化剤)
63	1330-20-7	キシレン	合成原料(テレフタル酸、染料、有機顔料、香料、可塑剤、医薬品)、ガソリン・灯油成分、溶剤(塗料、農薬)
64	-	銀及びその水溶性化合物	写真材料、電池、電気接点、銀口ウ
65	107-22-2	グリオキサール	加工剤(繊維処理、土壌硬化、紙仕上げ)、合成原料(香料、医薬品)
66	111-30-8	グルタルアルデヒド	架橋剤、試薬、殺ウイルス剤
67	1319-77-3	クレゾール	合成樹脂原料(半導体封止材料、ワニス)、合成原料(染料、農薬、可塑剤)、消毒剤
68	-	クロム及び3価クロム化合物	ステンレス鋼、メッキ、スーパーアロイ(超硬合金)、顔料、皮なめし剤
69	-	6価クロム化合物	メッキ、顔料、触媒、金属表面処理剤
70	79-04-9	クロロアセチル=クロリド	合成原料(クロルアセチル化剤)
71	95-51-2	o-クロロアニリン	合成原料(医薬・農薬中間体)、架橋剤(樹脂用)
72	106-47-8	p-クロロアニリン	合成原料
73	108-42-9	m-クロロアニリン	合成原料(染料)
74	75-00-3	クロロエタン	合成原料(重合触媒、農薬、エチル化剤)、発泡剤(発泡ポリスチレン等)
75	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)	農薬(除草剤)
76	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)	農薬(除草剤)
77	75-01-4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	合成樹脂原料(ポリ塩化ビニル樹脂、塩化ビニル-酢酸ビニル共重合樹脂、塩化ビニル-塩化ビニリデン共重合樹脂)
78	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-1,1,1-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン(別名フルアジナム)	農薬(殺菌剤)

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令 番号	CAS番号	名称(和文)	用途
79	119446-68-3	1-({2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル}メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)	農薬(殺虫剤)
80	79-11-8	クロロ酢酸	合成原料(マロン酸、アミノ酸、香料、医薬品、除草剤、可塑剤)
81	51218-49-6	2-クロロ-2'β'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)	農薬(除草剤)
82	15972-60-8	2-クロロ-2'β'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)	農薬(除草剤)
83	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	合成原料(染料)
84	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)	フルオロカーボン(冷媒、発泡剤、噴射剤)
85	75-45-6	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	フルオロカーボン(冷媒、発泡剤、噴射剤)
86	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)	フルオロカーボン(冷媒)
87	-	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)	フルオロカーボン(冷媒、合成原料)
88	75-72-9	クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13)	フルオロカーボン(冷媒、エッチング剤、合成原料)
89	95-49-8	o-クロロトルエン	合成原料(染料、農薬、医薬品)
90	122-34-9	2-クロロ-4β-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	農薬(除草剤)
91	107-05-1	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)	合成原料(アリル誘導体化合物、香料、農薬、医薬品)
92	86598-92-7	4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート(別名イミベンコナゾール)	農薬(殺菌剤)
93	108-90-7	クロロベンゼン	合成原料(染料、香料、医薬品、農薬)
94	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)	フルオロカーボン(冷媒)
95	67-66-3	クロロホルム	合成原料(代替フロン、フッ素樹脂)、医薬品(麻酔剤、消毒剤、血液防腐剤)、溶剤(ゴム・メチルセルロース用)
96	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)	合成原料(シリコン樹脂、ブチルゴム)、溶剤(医薬品製造用、農薬製造用)、発泡剤(発泡ポリスチレン用)
97	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)	農薬(除草剤)
98	96491-05-3	2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2'β'-ジメチルアセトアニリド(別名テニルクロール)	農薬(除草剤)
99	1314-62-1	五酸化バナジウム	触媒、特殊鋼、合成原料(バナジウム化合物)
100	-	コバルト及びその化合物	特殊鋼、磁性材料、触媒
101	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	溶剤(塗料、インキ)
102	108-05-4	酢酸ビニル	合成樹脂原料(ポリ酢酸ビニル、酢酸ビニル共重合樹脂、ポリビニルアルコール)
103	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	溶剤(塗料、接着剤)
104	90-02-8	サリチルアルデヒド	試薬(Cu, Ni等の検出用)
105	102851-06-9	-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-, -, -トリフルオロ-p-トリル)-D-バリナート(別名フルバリネート)	農薬(殺虫剤)

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令番号	CAS番号	名称(和文)	用途
106	51630-58-1	-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチレート(別名フェンバレート)	農薬(殺虫剤)
107	52315-07-8	-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート(別名シベルメトリン)	農薬(殺虫剤)
108	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	メッキ助剤、写真材料
109	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	医薬品原料(抗ヒスタミン剤、抗マラリア剤、鎮痛剤)、防錆剤、合成原料(凝集剤)、溶剤(印刷インキ・アゾ染料の緩性揮発剤)
110	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロペンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	農薬(除草剤)
111	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	農薬(除草剤)
112	56-23-5	四塩化炭素	合成原料(ホスゲン、農薬(殺虫剤))、溶剤
113	123-91-1	1,4-ジオキサソ	溶剤(合成皮革、塗料、合成反応用)、分散剤
114	108-91-8	シクロヘキシルアミン	防錆剤、ゴム用薬品、清缶剤、染色助剤、酸素吸収剤、不凍液
115	95-33-0	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	加硫促進剤
116	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	合成原料(塩化ビニル原料、エチレンジアミン、医薬品、農薬(殺虫剤))、合成樹脂原料(ポリアミノ酸樹脂)、洗浄剤(フィルム用)、溶剤、くん蒸剤
117	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	合成樹脂原料(ポリ塩化ビニリデン(食品包装用フィルム))
118	156-59-2	cis-1,2-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン製造の副生成物
119	156-60-5	trans-1,2-ジクロロエチレン	洗浄剤の微量添加物
120	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	硬化剤(ウレタン樹脂・エポキシ樹脂・エポキシウレタン樹脂用)
121	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	フルオロカーボン(冷媒、噴射剤、発泡剤)
122	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	農薬(除草剤)
123	-	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	フルオロカーボン(噴射剤、発泡剤、合成原料)
124	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	フルオロカーボン(冷媒、洗浄剤、発泡剤)
125	106917-52-6	2',4'-ジクロロ-, -, -トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)	農薬(殺菌剤)
126	82692-44-2	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)	農薬(除草剤)
127	3209-22-1	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン	合成原料
128	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	合成原料(染料、有機顔料)
129	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)	農薬(除草剤)
130	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニユロン)	農薬(除草剤)
131	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)	農薬(除草剤)

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令 番号	CAS番号	名称(和文)	用途
132	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HFC-141b)	フルオロカーボン(洗浄剤、発泡剤)
133	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	フルオロカーボン(合成原料、冷媒)
134	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	架橋剤(セルロース系材料)、溶剤(プラスチック・合成樹脂用)、合成原料
135	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	農薬(殺虫剤)、溶剤(合成樹脂用)、くん蒸剤
136	709-98-8	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパニル又はDCPA)	農薬(除草剤)
137	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	農薬(殺虫剤)
138	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	合成原料(顔料)
139	95-50-1	o-ジクロロベンゼン	合成原料(染料、顔料、農薬、医薬品)、溶剤、洗浄剤(グリース用)、その他(消毒剤、伝導熱媒体)
140	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	合成原料(ジアミノベンゼン(染料、合成樹脂用)、農薬(殺虫剤)、防臭剤)
141	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェン(別名ピラゾキシフェン)	農薬(除草剤)
142	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)	農薬(除草剤)
143	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロロベンニル又はDBN)	農薬(除草剤)
144	-	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)	フルオロカーボン(洗浄剤)
145	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	洗浄剤(金属脱脂)、溶剤(重合用)、エアゾール噴射剤、インキ成分、ペイント剥離剤
146	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	農薬(殺菌剤)
147	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	農薬(殺菌剤)
148	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)	農薬(殺菌剤)
149	640-15-3	ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル(別名チオメトン)	農薬(殺虫剤)
150	35400-43-2	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名スルプロホス)	農薬(殺虫剤)
151	298-04-4	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	農薬(殺虫剤)
152	2310-17-0	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル(別名ホサロン)]	農薬(殺虫剤)
153	34643-46-4	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	農薬(殺虫剤)
154	950-37-8	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)	農薬(殺虫剤)
155	121-75-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	農薬(殺虫剤)
156	60-51-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル(別名ジメトエート)]	農薬(殺虫剤)

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令番号	CAS番号	名称(和文)	用途
157	25321-14-6	ジニトロトルエン	合成原料(2,4-トルエンジアミン、染料、火薬)
158	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	合成原料(黒色硫化染料)、試薬、防腐剤
159	122-39-4	ジフェニルアミン	合成原料(染料、医薬品)、安定剤(火薬・塩素系溶剤用)、有機ゴム薬品
160	102-81-8	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール	触媒(ポリウレタン合成)、繊維助剤、乳化剤
161	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,β-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ペンソ[<i>b</i>]フラニル(別名カルボスルファン)	農薬(殺虫剤)
162	-	ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	ハロン(消火剤)
163	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	合成原料(染料、顔料)
164	95-64-7	3,4-ジメチルアニリン	合成原料(ビタミンB2等)
165	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名フェノチカルブ)	農薬(殺虫剤)
166	1643-20-5	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	洗浄剤(シャンプー、台所用洗剤)
167	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロロホン又はDEP)	農薬(殺虫剤)
168	4685-14-7	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム塩(次号に掲げるものを除く。)	農薬(殺虫剤)
169	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)	農薬(除草剤)
170	85785-20-2	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル(別名エスプロカルブ)	農薬(除草剤)
171	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン(別名o-トリジン)	合成原料(染料(ナフトールAS-G、トルイレンオレンジR、ベンゾブルー3B等))
172	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	溶剤(合成繊維、合成皮革、医薬品、色素用)、試薬(ホルミル化剤)、ガス吸収剤
173	2597-03-7	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)	農薬(殺虫剤)
174	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイオキシニル)	農薬(除草剤)
175	-	水銀及びその化合物	蛍光灯、温度計、アマルガム、触媒
176	-	有機スズ化合物	殺菌剤
177	100-42-5	スチレン	合成樹脂原料(ポリスチレン樹脂、合成ゴム、AS樹脂、ABS樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、イオン交換樹脂)
178	-	セレン及びその化合物	ガラス着色剤、整流器、光電セル
179	-	ダイオキシン類	非意図的生成物
180	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名ダゾメット)	農薬(土壌殺菌剤、除草剤)
181	62-56-6	チオ尿素	医薬品原料(チオウラシル、メチオニン等)、農薬(発芽ホルモン)、加工剤(繊維・紙・樹脂用)
182	108-98-5	チオフェノール	合成原料(医薬品、農薬)、安定剤(重合・酸化防止剤)、ゴム用素練り促進剤
183	77458-01-6	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)	農薬(殺虫剤)
184	2636-26-2	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチル(別名シアノホス又はCYAP)	農薬(殺虫剤)

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令 番号	CAS番号	名称(和文)	用途
185	333-41-5	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)X別名ダイアジノン)	農薬(殺虫剤)
186	119-12-0	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1β-ジヒドロ-3-ピリダジニル)X別名ピリダフェンチオン)	農薬(殺虫剤)
187	13593-03-8	チオりん酸O,O-ジエチル-O-2-キノキサリニル(別名キナルホス)	農薬(殺虫剤)
188	2921-88-2	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)X別名クロールピリホス)	農薬(殺虫剤)
189	18854-01-8	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)X別名イソキサチオン)	農薬(殺虫剤)
190	97-17-6	チオりん酸O-2,4-ジクロロフェニル-O,O-ジエチル(別名ジクロロフェンチオン又はECP)	農薬(殺虫剤)
191	2275-23-2	チオりん酸O,O-ジメチル-S-{2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル}X別名バミドチオン)	農薬(殺虫剤)
192	122-14-5	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)X別名フェントロチオン又はMEP)	農薬(殺虫剤)
193	55-38-9	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)X別名フェンチオン又はMPP)	農薬(殺虫剤)
194	5598-13-0	チオりん酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-O,O-ジメチル(別名クロールピリホスメチル)	農薬(殺虫剤)
195	41198-08-7	チオりん酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)	農薬(殺虫剤)
196	26087-47-8	チオりん酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)	農薬(殺菌剤)
197	1163-19-5	デカブプロモジフェニルエーテル	難燃剤(ポリエチレン・ABS樹脂・ポリスチレン・ポリエステル樹脂用)
198	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシク[3,3,1,1,3,7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	硬化剤(熱硬化性樹脂)、加硫促進剤、その他(発砲剤、ホスゲンの吸収剤)
199	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	農薬(殺菌剤)
200	127-18-4	テトラクロロエチレン	溶剤(ドライクリーニング、医薬品、香料、塗料)、洗剤(原毛用)、合成原料(代替フロン)
201	-	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	フルオロカーボン(冷媒、洗剤、合成原料)
202	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂、アルキッド樹脂)、エポキシ樹脂用硬化剤
203	116-14-3	テトラフルオロエチレン	合成樹脂原料(フッ素樹脂)、合成原料(含フッ素化合物)
204	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	農薬(殺虫剤)、加硫促進剤(チウラム系)
205	100-21-0	テレフタル酸	合成樹脂原料(ポリエステル系繊維・樹脂)
206	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	合成樹脂原料(ポリエステル系繊維・樹脂)
207	-	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	メッキ、電池、顔料、触媒、皮なめし、農薬、殺菌剤
208	75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド	合成原料(染料、農薬、医薬品)
209	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	合成原料(代替フロン用)、試薬、溶剤、洗剤

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令番号	CAS番号	名称(和文)	用途
210	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	洗浄剤
211	79-01-6	トリクロロエチレン	溶剤(染料、生ゴム、硫黄、ピッチ、塗料)、洗浄剤(脱脂、原毛用)、合成原料(代替フロン)、農薬(殺虫剤)
212	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	合成原料(アゾ染料、アンスラキノン染料、蛍光染料、合成樹脂、農薬)、加硫促進剤
213	-	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)	フルオロカーボン(洗浄剤、合成原料)
214	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	農薬(殺虫剤)
215	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)	農薬(殺虫剤)
216	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロビル)	農薬(除草剤)
217	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	溶剤、合成原料(フッ素樹脂、医薬品)、フッ素系冷媒、血液防腐剤
218	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリオン	硬化剤(ポリエステル系)、エポキシ樹脂改質剤、安定剤(難燃プラスチック)、その他(エポキシ系樹脂の主剤)
219	118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン	炸薬、硝安爆薬用鋭感剤
220	1582-09-8	2,4,6-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン(別名トリフルラリン)	農薬(除草剤)
221	118-79-6	2,4,6-トリプロモフェノール	難燃剤(プラスチック、繊維)
222	75-25-2	トリプロモメタン(別名プロモホルム)	難燃剤、ゲージ剤
223	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	合成原料(可塑剤、香料、溶剤、界面活性剤)
224	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン	合成原料(染料、紫外線安定剤、医薬品)、ガソリン成分、溶剤
225	95-53-4	o-トルイジン	合成原料(エポキシ樹脂硬化剤、染料等)、溶剤
226	106-49-0	p-トルイジン	合成原料、溶剤
227	108-88-3	トルエン	合成原料(合成繊維、染料、火薬(TNT)、香料、有機顔料、可塑剤、ガソリン成分、溶剤(塗料、インキ))
228	95-80-7	2,4-トルエンジアミン	合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)、合成原料(染料)
229	52570-16-8	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)	農薬(除草剤)
230	-	鉛及びその化合物	バッテリー、光学ガラス、顔料、塩化ビニル樹脂安定剤
231	7440-02-0	ニッケル	メッキ、磁性材料、ステンレス鋼、ニッケル鋼
232	-	ニッケル化合物	顔料、メッキ、電池
233	139-13-9	ニトリロ三酢酸	キレート化剤
234	100-01-6	p-ニトロアニリン	合成原料(染料:ダイレクトグリーンB、チアゾールエローR等、アゾ染料・アゾイック染料の合成中間体)
235	628-96-6	ニトログリコール	火薬
236	55-63-0	ニトログリセリン	ダイナマイトの基材、無煙火薬の主剤、医薬品
237	100-00-5	p-ニトロクロロベンゼン	合成原料(アゾ染料、硫化染料、p-アミノフェノール、p-アニシジン)
238	86-30-6	N-ニトロソジフェニルアミン	スコーチ防止剤(ゴム薬品)
239	100-02-7	p-ニトロフェノール	合成原料(フェネチジン・アセトフェネチジンの合成中間体)、試薬(指示薬)、農薬(殺菌剤)
240	98-95-3	ニトロベンゼン	合成原料(アニリン、ベンジジン、キノリン、アゾベンゼン(染料、香料中間体))、溶剤(硝酸セルロース)、塵埃防止剤、酸化剤
241	75-15-0	二硫化炭素	溶剤(ビスコース人絹、セロハン)、合成原料(農薬、医薬品)、加硫促進剤、その他(浮遊選鉱剤、ゴム製造用添加剤)

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令 番号	CAS番号	名称(和文)	用途
242	25154-52-3	ノニルフェノール	合成原料(界面活性剤)、安定剤(エチルセルロース)、加硫促進剤、ゴム助剤
243	-	バリウム及びその水溶性化合物	紙加工剤、ガラス材料、顔料、電子材料、触媒、セラミックス原料
244	88-89-1	ピクリン酸	合成原料(クロロピクリン(農業)、染料)、花火
245	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)	農業(除草剤)
246	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシ銅又は有機銅)	農業(殺菌剤)
247	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)	農業(殺虫剤)
248	563-12-2	ビス(ジチオリン酸)S,S'-メチレン-O,O',O',O'-テトラエチル(別名エチオン)	農業(殺虫剤)
249	137-30-4	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	農業(殺虫剤)、加硫促進剤(チウラム系)
250	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	農業(殺菌剤)
251	61789-80-8	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド	界面活性剤
252	-	砒素及びその無機化合物	殺虫剤、半導体、木材防腐・防蟻剤
253	302-01-2	ヒドラジン	清缶剤、合成原料(農業)、水処理剤、ロケット燃料、還元剤
254	123-31-9	ヒドロキノン	写真用材料(現像薬)、安定剤(重合防止剤)、合成原料(メーカ、染料)
255	100-40-3	4-ピニル-1-シクロヘキセン	合成原料(難燃剤、塗料)
256	100-69-6	2-ピニルピリジン	合成原料(タイヤコード接着剤、殺虫剤、殺菌剤)
257	55179-31-2	1-(4-ピフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール(別名ピテルタノール)	農業(殺菌剤)
258	110-85-0	ピペラジン	触媒(ウレタン用)、合成原料、試薬(アンチモン・ビスマス・金の検出試薬)
259	110-86-1	ピリジン	合成原料(医薬品(スルフォンアミド剤、抗ヒスタミン剤)、界面活性剤、加硫促進剤、農業)、アルコールの変性剤
260	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	合成原料(医薬品、香料)、加硫剤、重合防止剤、その他(酸化抑制剤)
261	96-09-3	フェニルオキシラン	合成原料(フェニルエチルアルコール、フェニルアラニン、合成樹脂、香料)
262	95-54-5	o-フェニレンジアミン	合成原料(農業、医薬、ゴム薬、顔料)
263	106-50-3	p-フェニレンジアミン	合成原料(アゾ染料、白髪染め)、写真用材料(現像薬)
264	108-45-2	m-フェニレンジアミン	合成原料(アゾ染料、白髪染め)、その他(顕色剤)
265	156-43-4	p-フェネチジン	合成原料(染料)
266	108-95-2	フェノール	合成樹脂原料(フェノール樹脂)、合成原料(ピクリン酸、アニリン、ビスフェノール-A、農業、可塑剤、染料)、消毒剤、歯科用局所麻酔
267	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ベルメトリン)	農業(殺虫剤)
268	106-99-0	1,3-ブタジエン	合成樹脂原料(合成ゴム(SBR、NBR)、ABS樹脂)、合成原料(ブタンジオール)

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令番号	CAS番号	名称(和文)	用途
269	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル	可塑剤
270	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル	可塑剤
271	3648-21-3	フタル酸ジ-n-ヘプチル	可塑剤
272	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	可塑剤
273	85-68-7	フタル酸n-ブチル=ベンジル	可塑剤
274	69327-76-0	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名ブプロフェジン)	農薬(殺虫剤)
275	112410-23-8	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)	農薬(殺虫剤)
276	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ペノミル)	農薬(殺菌剤)
277	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハ口ホップブチル)	農薬(除草剤)
278	134098-61-6	tert-ブチル=4-([1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル]メチリデン)アミノオキシメチル)ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	農薬(殺虫剤)
279	2312-35-8	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名プロバルギット又はBPPS)	農薬(殺虫剤)
280	96489-71-3	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダベン)	農薬(殺虫剤)
281	119168-77-3	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	農薬(殺虫剤)
282	95-31-8	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	加硫促進剤
283	-	ふっ化水素及びその水溶性塩	合成原料(フロン)、金属・ガラスの表面処理剤(エッチング剤)、半導体製造用エッチング剤
284	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名プロピネブ)	農薬(殺菌剤)
285	353-59-3	プロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	ハロン(消火剤)
286	75-63-8	プロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	ハロン(消火剤、冷媒)
287	75-26-3	2-プロモプロパン	合成原料(医薬、農薬、感光剤)
288	74-83-9	プロモメタン(別名臭化メチル)	合成原料、その他(食品・土壌くん蒸剤)
289	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)	農薬(殺虫剤)
290	115-28-6	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビシクロ[2,2,1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂)
291	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	農薬(殺虫剤)
292	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	合成樹脂原料(ポリアミド(ナイロン66)樹脂・染料、ポリウレタン)

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令 番号	CAS番号	名称(和文)	用途
293	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	合成樹脂原料(塗料、接着剤、コーティング加工用樹脂)
294	-	ベリリウム及びその化合物	電子機器用バネ材、X線管、安全工具
295	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	合成原料(医薬品、安定剤、老化防止剤)、染料、農薬)、その他(紫外線吸収剤)
296	98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド	合成原料
297	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	合成原料(キノリンレッド、アリザリンエローA:染料、合成樹脂、香料、ピロガロール、イソキノリン、ガソリン重合物生成防止剤)
298	100-52-7	ベンズアルデヒド	合成原料(安息香酸、香料、医薬品、染料)、加工剤(合成繊維助剤)
299	71-43-2	ベンゼン	合成原料(スチレン、フェノール、無水マレイン酸、染料、有機顔料、合成洗剤、医薬品、香料、合成繊維、農薬、可塑剤、防腐剤(PCP)、防虫剤)、溶剤、ガソリン成分
300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	合成原料(水溶性塗料、エステル系耐熱性可塑剤、ポリアミド)、硬化剤(エポキシ樹脂)、加工剤(繊維処理剤)、安定剤
301	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセット)	農薬(除草剤)
302	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCNB)	農薬(殺菌剤)
303	87-86-5	ペンタクロロフェノール	農薬(防菌剤・防かび剤)
304	-	ほう素及びその化合物	電機・電子工業(液晶パネル、ドーピング剤)、脱酸剤、ガラス繊維用添加剤、消毒剤
305	75-44-5	ホスゲン	合成原料(染料、イソシアネート類、医薬品、可塑剤、ポリカーボネート樹脂、紫外線吸収剤)、加工剤(繊維処理剤)、農薬(除草剤)
306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	熱媒体、コンデンサー油
307	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	界面活性剤(乳化剤、可溶化剤、分散剤(洗浄剤、農薬、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品))
308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル	界面活性剤(乳化剤、可溶化剤、分散剤(洗浄剤、農薬、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品))
309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエ	界面活性剤(乳化剤、可溶化剤、分散剤(洗浄剤、農薬、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品))
310	50-00-0	ホルムアルデヒド	合成樹脂原料(フェノール系、尿素系、メラミン系合成樹脂、ポリアセタール樹脂)、パラホルムアルデヒド、繊維処理剤、その他(消毒剤、一般防腐剤)
311	-	マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池、磁性材料、脱酸素剤、酸化剤
312	85-44-9	無水フタル酸	合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂)、合成原料(フタル酸系可塑剤(DOP、DBP)、フタルイミド、安息香酸)、ゴム薬品(スコーチ防止剤))
313	108-31-6	無水マレイン酸	合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂)、合成原料(テトラヒドロフラン、フマル酸、コハク酸、可塑剤(DOM))、その他(皮なめし剤)
314	79-41-4	メタクリル酸	合成樹脂原料(熱硬化性樹脂、接着剤、塗料)、加工剤(ラテックス改質剤、プラスチック改質剤、紙・繊維加工剤、皮革処理剤)
315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	合成樹脂原料(塗料、被覆材料)、加工剤(繊維処理剤)、接着剤、その他(潤滑油添加剤、歯科材料、分散剤、内部可塑剤)

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令番号	CAS番号	名称(和文)	用途
316	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	合成樹脂原料(熱硬化性樹脂、イオン交換樹脂)、加工剤(繊維処理剤、ゴム・樹脂の改質剤)、接着剤、帯電防止剤、安定剤(塩化ビニル)、印刷インキのバインダー
317	105-16-8	メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル	合成樹脂原料(塗料、イオン交換樹脂)、繊維処理剤、紙加工剤、安定剤(ゴム)、潤滑油添加剤
318	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	合成樹脂原料(塗料、イオン交換樹脂)、繊維処理剤、加工剤(紙)、安定剤(ゴム)、潤滑油添加剤
319	97-88-1	メタクリル酸n-ブチル	合成樹脂原料(樹脂)、金属表面処理剤、加工剤(繊維処理剤、紙加工剤)、可塑剤(塗料内部可塑剤)、潤滑油添加剤
320	80-62-6	メタクリル酸メチル	合成樹脂原料(メタクリル樹脂、接着剤)
321	126-98-7	メタクリロニトリル	合成樹脂原料(樹脂)
322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4β-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	農薬(殺菌剤)
323	100-61-8	N-メチルアニリン	合成原料(染料、農薬、医薬品)
324	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	農薬(殺虫剤)
325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	農薬(殺虫剤)
326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル(別名プロポキスル又はPHC)	農薬(殺虫剤)
327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	農薬(殺虫剤)
328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル(別名XMC)	農薬(殺虫剤)
329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	農薬(殺虫剤)
330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)	農薬(殺虫剤)
331	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4β-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロメチル)	農薬(除草剤)
332	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザベンタ-1,4-ジエン(別名アミトラズ)	農薬(殺虫剤)
333	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	農薬(殺虫剤)
334	2439-01-2	6-メチル-1,3-ジチオ[4,5-b]キノキサリン-2-オン	農薬(殺菌剤)
335	98-83-9	-メチルスチレン	加工剤(樹脂改質剤)
336	108-99-6	3-メチルピリジン	合成原料(医薬品、農薬、ゴム薬品、界面活性剤)、溶剤
337	61432-55-1	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ペペリジン-1-カルボチオアート(別名ジメピレラート)	農薬(除草剤)
338	26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート(別名m-トリレンジイソシアネート)	合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)
339	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	農薬(除草剤)
340	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	合成原料(染料)、合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)、硬化剤(エポキシ樹脂、ポリウレタン樹脂)

第一種指定化学物質リスト(平成22年度までの届出対象物質)

政令 番号	CAS番号	名称(和文)	用途
341	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジ イソシアネート	合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)
342	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチル チオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニ ル(別名ピリプチカルブ)	農薬(除草剤)
343	298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g I 1]ベン ゾピラン-7-オン(別名メトキサレン)	医薬品
344	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	合成原料(アゾ染料:エオサミンB、コクシニンB等)
345	68-11-1	メルカプト酢酸	安定剤(塩化ビニル・ゴム)、医薬中間体、加工剤(動 物繊維)、脱毛剤、重金属の除去剤
346	-	モリブデン及びその化合物	特殊鋼、顔料、触媒
347	470-90-6	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニ ル)ビニル=ジエチル(別名クロルフェンピ ホス又はCVP)	農薬(殺虫剤)
348	2274-67-1	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニ ル)ビニル=ジメチル(別名ジメチルピホス)	農薬(殺虫剤)
349	300-76-5	りん酸1,2-ジプロモ-2,2-ジクロロエチル =ジメチル(別名ナレド又はBRP)	農薬(殺虫剤)
350	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名 ジクロルボス又はDDVP)	農薬(殺虫剤)
351	6923-22-4	りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N- メチルカルバモイル)ビニル(別名モノクロ トホス)	農薬(殺虫剤)
352	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)	難燃剤(塩化ビニル・硬質ウレタンフォーム・ポリエ ステル・エポキシ樹脂用)
353	25155-23-1	りん酸トリス(ジメチルフェニル)	可塑剤、難燃剤
354	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル	触媒、安定剤(樹脂、繊維)、可塑剤、潤滑油添加剤、 レーザー用消泡剤

第一種指定化学物質リスト(平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届け出る対象物質)

政令 番号	CAS番号	名称(和文)	政令 番号	CAS番号	名称(和文)
1	-	亜鉛の水溶性化合物	41	66332-96-5	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアミド(別名フルトラニル)
2	79-06-1	アクリルアミド	42	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン
3	140-88-5	アクリル酸エチル	43	13516-27-3	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)
4	-	アクリル酸及びその水溶性塩	44	-	インジウム及びその化合物
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	45	75-08-1	エタンチオール
6	818-61-1	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	46	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)
7	141-32-2	アクリル酸ノルマル-ブチル	47	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタ-トリル)=セカンダリ-ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)
8	96-33-3	アクリル酸メチル	48	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート(別名EPN)
9	107-13-1	アクリロニトリル	49	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2β-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ベンディメタリン)
10	107-02-8	アクロレイン	50	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)
11	26628-22-8	アジ化ナトリウム	51	149-57-5	2-エチルヘキサ酸
12	75-07-0	アセトアルデヒド	52	83130-01-2	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノ)オキシカルボニル]アミノ]チオ[アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
13	75-05-8	アセトニトリル	53	100-41-4	エチルベンゼン
14	75-86-5	アセトンシアノヒドリン	54	98886-44-3	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジン)ホスホチオアート(別名ホスチアゼート)
15	83-32-9	アセナフテン	55	151-56-4	エチレンイミン
16	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	56	75-21-8	エチレンオキシド
17	90-04-0	オルト-アニシジン	57	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル
18	62-53-3	アニリン	58	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル
19	82-45-1	1-アミノ-9,10-アントラキノン	59	107-15-3	エチレンジアミン
20	141-43-5	2-アミノエタノール	60	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸
21	1698-60-8	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン(別名クロリダジン)	61	12427-38-2	NN'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)
22	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)	62	8018-01-7	NN'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとNN'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)
23	123-30-8	パラ-アミノフェノール	63	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)
24	591-27-5	メタ-アミノフェノール	64	80844-07-1	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンブックス)
25	21087-64-9	4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン(別名メトリブジン)	65	106-89-8	エピクロロヒドリン
26	107-11-9	3-アミノ-1-プロペン	66	106-88-7	1,2-エポキシブタン
27	41394-05-2	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン(別名メタミトロン)	67	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール
28	107-18-6	アリルアルコール	68	75-56-9	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)
29	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	69	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル
30	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	70	155569-91-8	エマメクテン安息香酸塩(別名エマメクテンB1a安息香酸塩及びエマメクテンB1b安息香酸塩の混合物)
31	-	アンチモン及びその化合物	71	7705-08-0	塩化第二鉄
32	120-12-7	アントラセン	72	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)
33	1332-21-4	石綿			
34	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート			
35	78-84-2	イソブチルアルデヒド			
36	78-79-5	イソブレン			
37	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)			
38	4162-45-2	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2β-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール			
39	22224-92-6	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)			
40	149877-41-8	イソプロピル=2-(4-メトキシフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート(別名ビフェナゼート)			

第一種指定化学物質リスト(平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届け出る対象物質)

政令番号	CAS番号	名称(和文)
73	111-87-5	1-オクタノール
74	1806-26-4	パラ-オクチルフェノール
75	-	カドミウム及びその化合物
76	105-60-2	イプシロン-カプロラクタム
77	156-62-7	カルシウムシアナミド
78	105-67-9	2,4-キシレノール
79	576-26-1	2,6-キシレノール
80	1330-20-7	キシレン
81	91-22-5	キノリン
82	-	銀及びその水溶性化合物
83	98-82-8	クメン
84	107-22-2	グリオキサール
85	111-30-8	グルタルアルデヒド
86	1319-77-3	クレゾール
87	-	クロム及び三価クロム化合物
88	-	六価クロム化合物
89	95-51-2 106-47-8 108-42-9	クロロアニリン
90	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)
91	21725-46-2	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)
92	129558-76-5	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド(別名トルフェンピラド)
93	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)
94	75-01-4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)
95	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファアルファトリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラ-トルイジン(別名フルアジナム)
96	119446-68-3	1-[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)
97	611-19-8	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン
98	79-11-8	クロロ酢酸
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル
100	51218-49-6	2-クロロ-2'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)
101	15972-60-8	2-クロロ-2'-β'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)
102	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン
103	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)
104	75-45-6	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)
105	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)

政令番号	CAS番号	名称(和文)
106	-	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)
107	75-72-9	クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13)
108	7085-19-0 93-65-2	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ)
109	95-49-8	オルト-クロロトルエン
110	106-43-4	パラ-クロロトルエン
111	121-87-9	2-クロロ-4-ニトロアニリン
112	88-73-3	2-クロロニトロベンゼン
113	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)
114	133220-30-1	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル-1-2-エチルインダン-1,3-ジオン(別名インダノファン)]
115	158237-07-1	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド(別名フェントラザミド)
116	78587-05-0	(4RS,5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド(別名ヘキシチアゾクス)
117	107534-96-3	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名テブコナゾール)
118	88671-89-0	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル(別名マイクロブタニル)
119	114369-43-6	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)プロピロニトリル(別名フェンブコナゾール)
120	95-57-8	オルト-クロロフェノール
121	106-48-9	パラ-クロロフェノール
122	598-78-7	2-クロロプロピオン酸
123	107-05-1	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)
124	99485-76-4	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア(別名クミルロン)
125	108-90-7	クロロベンゼン
126	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン(別名HCFC-115)
127	67-66-3	クロロホルム
128	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)
129	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェノール
130	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)
131	563-47-3	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン
132	-	コバルト及びその化合物
133	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)
134	108-05-4	酢酸ビニル
135	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)
136	90-02-8	サリチルアルデヒド
137	420-04-2	シアナミド

第一種指定化学物質リスト(平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届け出る対象物質)

政令番号	CAS番号	名称(和文)	政令番号	CAS番号	名称(和文)
138	139920-32-4	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド(別名ジクロシメット)	167	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン
139	66841-25-6	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラフロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)	168	36734-19-7	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキサイミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名イプロジオン)
140	39515-41-8	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロバトリン)	169	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)
141	57966-95-7	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア(別名シモキサニル)	170	112281-77-3	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル-1,1,2,2-テトラフルオロエチル=エーテル(別名テトラコナゾール)
142	615-05-4	2,4-ジアミノアニソール	171	60207-90-1	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物(別名プロピコナゾール)
143	101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	172	153197-14-9	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン(別名オキサジクロメホン)
144	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	173	50471-44-8	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン(別名ピンクゾリン)
145	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	174	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニユロン)
146	29232-93-7	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名ピリミホスメチル)	175	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)
147	28249-77-6	NN-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	176	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)
148	125306-83-4	NN-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	177	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)
149	56-23-5	四塩化炭素	178	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン
150	123-91-1	1,4-ジオキサソ	179	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)
151	646-06-0	1,3-ジオキサソラン	180	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン
152	15263-53-3	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(NN-ジメチルアミノ)-プロパン(別名カルタップ)	181	95-50-1 106-46-7	ジクロロベンゼン
153	7696-12-0	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン)	182	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)
154	108-91-8	シクロヘキシルアミン	183	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)
155	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	184	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)
156	27134-27-6	ジクロロアニリン	185	-	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)
157	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	186	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
158	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	187	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)
159	156-59-2	シス-1,2-ジクロロエチレン	188	101-83-7	NN-ジシクロヘキシルアミン
160	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	189	4979-32-2	NN-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド
161	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	190	77-73-6	ジシクロペンタジエン
162	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	191	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
163	-	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	192	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S-S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)
164	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	193	298-04-4	ジチオリン酸O O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)
165	95-73-8	2,4-ジクロロトルエン			
166	99-54-7	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン			

第一種指定化学物質リスト(平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届け出る対象物質)

政令 番号	CAS番号	名称(和文)	政令 番号	CAS番号	名称(和文)
194	2310-17-0	ジチオリン酸O ₂ -ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル](別名ホサロン)	225	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロロホン又はDEP)
195	34643-46-4	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	226	57-14-7	1,1-ジメチルヒドラジン
196	950-37-8	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O ₂ -ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)	227	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ピピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)
197	121-75-5	ジチオリン酸O ₂ -ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	228	91-97-4	3,3'-ジメチルピフェニル-4,4'-ジイル=ジイソシアネート
198	60-51-5	ジチオリン酸O ₂ -ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメトエート)	229	23564-05-8	ジメチル=4,4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)X(別名チオファネートメチル)
199	16090-02-1	ジナトリウム=2,2'-ピニレンビス[5-(4-ホルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート]X(別名CIフルオレスセント260)	230	793-24-8	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン
200	25321-14-6	ジニトロトルエン	231	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン(別名オルト-トリジン)
201	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	232	68-12-2	NN-ジメチルホルムアミド
202	1321-74-0	ジピニルベンゼン	233	2597-03-7	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)
203	122-39-4	ジフェニルアミン	234	7726-95-6	臭素
204	101-84-8	ジフェニルエーテル	235	-	臭素酸の水溶性塩
205	102-06-7	1,3-ジフェニルグアニジン	236	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイオキシニル)
206	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボスルファン)	237	-	水銀及びその化合物
207	128-37-0	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール(別名BHT)	238	61788-32-7	水素化テルフェニル
208	96-76-4	2,4-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	239	-	有機スズ化合物
209	124-48-1	ジプロモクロロメタン	240	100-42-5	スチレン
210	10222-01-2	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド(別名DBNPA)	241	4016-24-4	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩
211	-	ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	242	-	セレン及びその化合物
212	30560-19-1	(RS)-O,S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート(別名アセフェート)	243	-	ダイオキシソキソ類
213	127-19-5	NN-ジメチルアセトアミド	244	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名ダゾメット)
214	95-68-1	2,4-ジメチルアニリン	245	62-56-6	チオ尿素
215	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	246	108-98-5	チオフェノール
216	121-69-7	N,N-ジメチルアニリン	247	77458-01-6	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)
217	31895-21-3	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン(別名チオシクラム)	248	333-41-5	チオリン酸O ₂ -ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)X(別名ダイアジノン)
218	124-40-3	ジメチルアミン	249	2921-88-2	チオリン酸O ₂ -ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)X(別名クロルピリホス)
219	624-92-0	ジメチルジスルフィド	250	18854-01-8	チオリン酸O ₂ -ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)X(別名イソキサチオン)
220	-	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	251	122-14-5	チオリン酸O ₂ -ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)X(別名フェニトチオン又はMEP)
221	82560-54-1	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)	252	55-38-9	チオリン酸O ₂ -ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)X(別名フェンチオン又はMPP)
222	62850-32-2	NN-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)	253	41198-08-7	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)
223	112-18-5	NN-ジメチルデシルアミン	254	26087-47-8	チオリン酸S-ベンジル-O ₂ -ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)
224	1643-20-5	NN-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	255	1163-19-5	デカプロモジフェニルエーテル

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト(平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届け出る対象物質)

政令 番号	CAS番号	名称(和文)
256	334-48-5	デカン酸
257	112-30-1 25339-17-7	デシラルコール(別名デカノール)
258	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3,3,1,1(3,7)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
259	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)
260	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロタロニル又はTPN)
261	27355-22-2	4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン(別名フサライド)
262	127-18-4	テトラクロロエチレン
263	-	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)
264	118-75-2	2,3,5,6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノ
265	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸
266	79538-32-2	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)
267	59669-26-0	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン(別名チオジカルブ)
268	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
269	505-32-8	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール(別名イソフィトール)
270	100-21-0	テレフタル酸
271	120-61-6	テレフタル酸ジメチル
272	-	銅水溶性塩(錯塩を除く。)
273	112-53-8	1-ドデカノール(別名ノルマル-ドデシラルコール)
274	25103-58-6	ターシャリ-ドデカンチオール
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム
276	112-57-2	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン(別名テトラエチレンペンタミン)
277	121-44-8	トリエチルアミン
278	112-24-3	トリエチレンテトラミン
279	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン
280	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン
281	79-01-6	トリクロロエチレン
282	76-03-9	トリクロロ酢酸
283	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン
284	-	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)
285	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)
286	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)
287	88-06-2	2,4,6-トリクロロフェノール
288	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)
289	96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン
290	12002-48-1	トリクロロベンゼン
291	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン

政令 番号	CAS番号	名称(和文)
292	102-82-9	トリプチルアミン
293	1582-09-8	アルファアルファアルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-パラ-トルイジン(別名トリフルラリン)
294	118-79-6	2,4,6-トリプロモフェノール
295	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール
296	95-63-6	1,2,4-トリメチルベンゼン
297	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン
298	26471-62-5	トリレンジイソシアネート
299	95-53-4 106-49-0	トルイジン
300	108-88-3	トルエン
301	25376-45-8	トルエンジアミン
302	91-20-3	ナフタレン
303	3173-72-6	1,5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート
304	7439-92-1	鉛
305	-	鉛化合物
306	13048-33-4	二アクリル酸ヘキサメチレン(別名HDDA)
307	7699-43-6	二塩酸化ジルコニウム
308	7440-02-0	ニッケル
309	-	ニッケル化合物
310	139-13-9	ニトリロ三酢酸
311	91-23-6	オルト-ニトロアニソール
312	88-74-4	オルト-ニトロアニリン
313	55-63-0	ニトログリセリン
314	100-00-5	パラ-ニトロクロロベンゼン
315	88-72-2	オルト-ニトロトルエン
316	98-95-3	ニトロベンゼン
317	75-52-5	ニトロメタン
318	75-15-0	二硫化炭素
319	143-08-8	1-ノナノール(別名ノルマル-ノニルアルコール)
320	25154-52-3	ノニルフェノール
321	-	バナジウム化合物
322	3618-72-2	5'-[NN'-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-オキシアセトアニリド
323	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)
324	101-90-6	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン
325	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシ銅又は有機銅)
326	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロロフェンジジン)
327	782-74-1	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン
328	137-30-4	ビス(NN'-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)
329	64440-88-6	ビス(NN'-ジメチルジチオカルバミン酸)NN'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド
331	95465-99-9	SS-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)

第一種指定化学物質リスト(平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届け出る対象物質)

政令番号	CAS番号	名称(和文)
332	-	砒素及びその無機化合物
333	302-01-2	ヒドラジン
334	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル
335	103-90-2	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド
336	123-31-9	ヒドロキノン
337	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン
338	100-69-6	2-ビニルピリジン
339	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン
340	92-52-4	ピフェニル
341	110-85-0	ピペラジン
342	110-86-1	ピリジン
343	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)
344	96-09-3	フェニルオキシラン
345	100-63-0	フェニルヒドラジン
346	90-43-7	2-フェニルフェノール
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド
348	95-54-5 106-50-3 108-45-2	フェニレンジアミン
349	108-95-2	フェノール
350	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ベルメトリン)
351	106-99-0	1,3-ブタジエン
352	131-17-9	フタル酸ジアリル
353	84-66-2	フタル酸ジエチル
354	84-74-2	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル
355	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
356	85-68-7	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル
357	69327-76-0	2-ターシャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名ブプロフェジン)
358	112410-23-8	N-ターシャリ-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)
359	2426-08-6	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル
360	17804-35-2	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)
361	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(2-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)
362	80060-09-9	1-ターシャリ-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロン)
363	19666-30-9	5-ターシャリ-ブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン(別名オキサジアゾン)
364	134098-61-6	ターシャリ-ブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ペンゾアート(別名フェンピロキシメート)
365	25013-16-5	ブチルヒドロキシアニソール(別名BHA)
366	75-91-2	ターシャリ-ブチル=ヒドロペルオキシド

政令番号	CAS番号	名称(和文)
367	89-72-5	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール
369	2312-35-8	2-(4-ターシャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名プロパルギット又はBPPS)
370	96489-71-3	2-ターシャリ-ブチル-5-(4-ターシャリ-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダベン)
371	119168-77-3	N-(4-ターシャリ-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキシアミド(別名テブフェンピラド)
372	95-31-8	N-(ターシャリ-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド
373	88-60-8	2-ターシャリ-ブチル-5-メチルフェノール
374	-	ふっ化水素及びその水溶性塩
375	4170-30-3	2-ブテナール
376	23184-66-9	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2'6'-ジエチルアセトアニリド(別名ブタクロール)
377	110-00-9	フラン
378	12071-83-9	NN'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名プロピネブ)
379	107-19-7	2-プロピン-1-オール
380	353-59-3	プロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)
381	75-27-4	プロモジクロロメタン
382	75-63-8	プロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)
383	314-40-9	5-プロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン(別名プロマシル)
384	106-94-5	1-プロモプロパン
385	75-26-3	2-プロモプロパン
386	74-83-9	プロモメタン(別名臭化メチル)
387	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)
388	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド
390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン
391	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート
392	110-54-3	ノルマル-ヘキサン
393	135-19-3	ベタナフトール
394	-	ベリリウム及びその化合物
395	-	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩
396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)
397	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド
398	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)
399	100-52-7	ベンズアルデヒド

第一種指定化学物質リスト(平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届け出る対象物質)

政令番号	CAS番号	名称(和文)	政令番号	CAS番号	名称(和文)
400	71-43-2	ベンゼン	432	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザベンタ-1,4-ジエン(別名アミトラス)
401	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	433	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)
402	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセツ)	434	23135-22-0	メチル-N,N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサミイミデート(別名オキサミル)
403	119-61-9	ベンゾフェノン	435	136191-64-5	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバツクメチル)
404	87-86-5	ペンタクロロフェノール	436	98-83-9	アルファ-メチルスチレン
405	-	ほう素化合物	437	3268-49-3	3-メチルチオプロパナール
406	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	438	1321-94-4	メチルナフタレン
407	-	ポリ(オキシエチレン)エーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	439	108-99-6	3-メチルピリジン
408	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)オクチルフェニルエーテル	440	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	441	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール
410	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)ニルフェニルエーテル	442	55814-41-0	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メプロニル)
411	50-00-0	ホルムアルデヒド	443	16752-77-5	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミデート(別名メソミル)
412	-	マンガン及びその化合物	444	141517-21-7	メチル=(E)-メトキシイミノ-(2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル)アセタート(別名トリプロキシストロピン)
413	85-44-9	無水フタル酸	445	143390-89-0	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート(別名クレソキムメチル)
414	108-31-6	無水マレイン酸	446	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン
415	79-41-4	メタクリル酸	447	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート
416	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	448	101-68-8	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名MDI)
417	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	449	13684-63-4	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート(別名フェンメディアム)
418	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	450	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリ-ブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)
419	97-88-1	メタクリル酸ノルマル-ブチル	451	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン
420	80-62-6	メタクリル酸メチル	452	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール
421	674-82-8	4-メチリデンオキセタン-2-オン(別名ジケテン)	453	-	モリブデン及びその化合物
422	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	454	95-32-9	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール
423	74-89-5	メチルアミン	455	110-91-8	モルホリン
424	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	456	20859-73-8	りん化アルミニウム
425	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	457	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロロボス又はDDVP)
426	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	458	78-42-2	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)
427	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	459	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)
428	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル(別名フェノカルブ又はBPMC)	460	1330-78-5	りん酸トリトリル
429	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイル)スルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロメチル)	461	115-86-6	りん酸トリフェニル
430	173584-44-6	メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデン[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート(別名インドキサカルブ)	462	126-73-8	りん酸トリ-ノルマル-ブチル
431	131860-33-8	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート(別名アゾキシストロピン)			

もっと知りたい時には

ファイル記録事項開示請求書

平成 年 月 日

環境大臣 殿

請求者

住所	—
氏名	—
※法人その他の団体にあっては、その所在地・名称及び代表者の氏名を記載。 問い合わせ先 ※郵送又はインターネットで開示を請求をする場合のみ (電話番号) 記載 (郵便先は、上記住所あてとなります)	— (内線)
※法人その他の団体にあっては、担当者の氏名も記載。	— (担当者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第10条
第1項に基づき、次のとおりファイル記録事項の開示を請求します。

開示を請求するファイル記録事項の対象年度(排出年度)	全年度に第一種指定化学物質等取扱事業者が把握した情報
開示を請求する情報	<input type="checkbox"/> すべてのファイル記録事項 <input type="checkbox"/> ファイル記録事項の一部
希望する開示実施方法	<input type="checkbox"/> ※以下のいびき丸の口にはレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 用紙 (A4) への出力 <input type="checkbox"/> フレキシブルディスク (FD) <input type="checkbox"/> 光ディスク (CD-R)

※以下の欄には記入しないで下さい。

(受付印)

(収入印紙貼付欄)

用紙・FD・CD-R 枚/	MB
(料金)	円

※開示を請求する情報で「ファイル記録事項の一部」を選択した場合は、必ず以下を御記入ください。

※以下のいびき丸の口にはレ点を付し、必要事項を記入してください。
欄が足りない場合は、備考欄を活用してください。

特定の事業所の情報 ※事業所の名称及び所在地を記入してください。

一定の条件を満たす事業所の情報 ※以下、①～④の空欄に検索条件を記載してください。
(複数選択可)

※以下①～④のすべての条件を満たす事業所について、開示を求めます。

①都道府県・市区町村名	に所在する事業所であること
②業種名 又は 業種コード	に属する事業を営む事業所であること
③化学物質名称 及び 施行令号番号	の届出をした事業所であること
④その他	

備考

<記入にあたっての注意事項>

1. 開示を求める事業所が特定されている場合には、「特定の事業所の情報」に、検索項目(①～④)により事業所を絞り込んで特定する場合は「一定の条件を満たす事業所の情報」に、該当するいずれか一方を選択して、記載してください。
 2. 特定の事業所の情報(事業所の名称及び所在地)の欄には、事業者が特定できるよう、事業所の正式な名称並びに所在する都道府県及び市区町村名を記載してください。
 3. 一定の条件を満たす事業所の情報①～④には、それぞれ複数の事項を記載することができます。
 4. 一定の条件を満たす事業所の情報「④その他」の欄には、①～③以外の条件を記載することができます。
(可能な限り具体的に記載してください。)
- ただし、ファイル記録事項にある項目以外の項目で検索することはできません。

(4)ファイル記録事項開示請求書

2. PRTRに関連する用語の解説

かんきょう 環境リスク

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を經由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。その大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか(暴露量)で決まり、概念的に式で表すと次のようになる。

化学物質の環境リスク = 有害性の程度 × 暴露量

化学物質は、安全なものと同様に有害なものに二分することはできない。例えば、有害性が低くても短期間に大量に暴露すれば悪影響が生じる可能性は非常に高くなり、逆に有害性の高い物質であってもごく微量の暴露であれば、悪影響が生じる可能性は低くなる。技術的、費用的な面で限界があるものの、暴露量を少なくしたり、有害性の低い物質を使用したりすることで、環境リスクを低減することができる。

はいしゅつりょう 排出量

生産工程などから排ガスや排水等に含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量。例えば、大気では排気口や煙突からの排出ばかりではなく、ペンキなどの塗料に含まれる成分の揮発、水域では公共用水域への排出のほか廃液などを公海域に投棄する場合、土壌ではタンクやパイプから土壌への漏洩などが含まれる。

いどうりょう 移動量

その事業活動にかかる廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量のことであり、具体的には下水道への放出、他の産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量。

とりあつかいりょう 取扱量

当該化学物質の製造量・使用量等を合計した量。

かがくぶつつかかりしん 化学物質管理指針

「化学物質管理指針」とは、化管法第3条第1項の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、事業者が講ずべき化学物質の管理に係る措置を定めたもの。

事業者は責務として、この指針に留意して、化学物質の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされている。(化学物質管理指針、平成12年3月30日環境庁・通商産業省告示第1号)

ゆうがいせい 有害性

化学物質のもつ物性(融点や密度)とともに固有の性質の一つで、有害さの程度を示す。化学物質の有害性は、症状が現れるまでの時間によって急性毒性と慢性毒性に分けられ、また症状の種類として発がん性や生殖毒性などがある。多くの有害性は、動物実験で得られた結果を人に当てはめるため、不確実性を伴う。

急性毒性とは、化学物質を1回投与するか短時間暴露してから数日以内に発症する毒性を指す。慢性毒性とは、化学物質を繰り返し投与するか長期間暴露したとき数カ月以上してから発症する毒性を指す。急性毒性に比べ症状が低濃度で現れる。

はつがんせい
発がん性

発がん性に基づき2つのクラスに分類されている。発がん性とは動物の正常細胞に作用して、細胞をがん化する性質のことである。分類に際してはIARC(国際がん研究機関)、EPA(米国環境保護庁)、EU(欧州連合)、NTP(米国毒性プログラム)、ACGIH(米国産業衛生専門家会議)、日本産業衛生学会の6つの機関の発がん性ランクを利用している。

発がん性の分類

クラス	機関名	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	日本産業衛生学会
	評価方法						
1	人発がん性あり (1機関以上)	1	A	1	a	A1	1
2	人発がん性の疑いが強い (IARCで2Aまたは2Bまたは複数機関)	2A 2B	B1 B2	2	b	A2 A3	2A 2B

へんいげんせい
変異原性

変異原性とは突然変異を引き起こす性質のことで、発がん性などと関係がある。

かんさせい
感作性

感作性とは化学物質への反復暴露後に、暴露された人または動物の大部分にその正常な組織にアレルギー反応を生じさせる性質のことである。

せいたいどくせい
生態毒性

生態毒性は、主として魚、ミジンコ及び藻類に対する毒性試験で示されるもので、動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある性質のことである。

おぞんそうはかいぶつしつ
オゾン層破壊物質

オゾン層破壊物質とは、オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがある物質。「オゾン層破壊物質」としてモントリオール議定書に規定され、国際的にも合意されている。

キャスばんごう
CAS番号

アメリカ化学会の機関であるCAS(Chemical Abstracts Service)が化学物質に付与している登録番号で、*****-**-*の数字。世界共通の化学物質に対するコードで、現在4,400万種類以上の有機・無機化合物の登録がある(2009年2月現在<http://www.cas.org/expertise/cascontent/index.html>参照)。

レスポンシブル・ケア

事業者が、製品の開発から廃棄に至るすべての過程において環境保全・安全を確保することを主旨とする自主管理活動。1985年にカナダではじまり、日本では平成7年(1995年)に(社)日本化学工業協会が日本レスポンシブル・ケア協議会を設立し、医薬品、化学、プラスチック、ガラス、塗料などの製造業約100社(2008年10月現在)が加盟して取組を進めている。

かんきょう

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントに関しては、ISO(国際標準化機構)がISO14000シリーズと呼ばれるさまざまな国際規格を定めており、これらは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援するさまざまな手法に関する規格から構成されている。

かんきょうほうこくしょ

環境報告書

事業者の環境負荷の状況や環境保全活動をまとめた年次報告書で、自主的な情報公表の手段となっている。冊子やインターネットで数百家が公表しており、次第にその数が増えている。

エムエスディーエス

MSDS(Material Safety Data Sheet:化学物質等安全データシート)

事業者が排出量や移動量を算出する際、自分の取り扱っている原材料等に関して、どのような化学物質がどれくらい含まれているかという情報が必要になる。このような情報に加え、その性質や取扱い方法などが記載されたものを化学物質の情報シート(MSDS)という。MSDSは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その物質に関する情報を提供するためのもので、化管法では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の要件を満たす製品について、このMSDSを提供することが義務づけられた。(次ページ参照)

MSDSに関する規定は、「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」(平成12年12月22日通産省令第401号)

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law/law_5.htmlで定められている。

していかがくぶっしつとうとりあつかいじぎょうしゃ

指定化学物質等取扱事業者

化管法では、第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等を取り扱う事業者を「指定化学物質等取扱事業者」と定義しています。ここでは、PRTR制度の対象業種や従業員数、取扱量などの要件(5ページ参照)はなく、これらの指定化学物質を出荷する際には、MSDSを提供することが義務づけられている事業者のことを指します。なお、第一種指定化学物質等を取り扱い、対象業種に指定され、取扱量の要件を満たす事業者を「第一種指定化学物質等取扱事業者」といいます。

化学物質等安全データシート(性状取扱情報)

1. 製品及び会社情報

製品名	トリクロロエチレン
会社名	霞が関工業株式会社
住所	神奈川県横浜市中区1丁目1番地
担当部門	品質保証部
担当者(作成者)	製品太郎
電話番号	045-123-4567
FAX番号	045-123-4568
製品コード	COS-0001
緊急連絡先	横浜工場(電話番号 045-123-1234)
整理番号	TCE-1

2. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	単一製品
化学名	トリクロロエチレン
別名	トリクロルエチレン、三塩化エチレン
成分及び含有量	99%
化学特性(化学式又は構造式)	$\text{CHCl}=\text{CCl}_2$
官報公示整理番号(化審法・安衛法)	2-105
CAS No.	79-01-6
化学物質管理促進法	第一種指定化学物質政令番号第211号
労働安全衛生法	57条の2第1項(通知対象物政令番号第383号)

3. 危険有害性の要約

最重要危険有害性：吸入したり皮膚からの体内への吸収により、中枢神経系や血液に影響を及ぼす。蒸気は強い麻酔作用がある。

有害性：蒸気は強い麻酔作用があり、肝臓や腎臓に障害を起こしうる。この液体と接触すると、目は刺激され、継続して作用を受けると皮膚も刺激される。急性毒性の結果としては、中枢神経系の一時的障害、しかし永続的障害も起こる。火災の場合は、有害な塩化水素等が発生する。

環境影響：水生生物に中程度の毒性を示すが、生物蓄積は低い。

物理的及び化学的危険性：トリクロロエチレンは、室温では難燃性である。しかし、高温度や高酸素濃度等の特殊な条件の下では引火し、時には爆発する。

主要な徴候：麻酔作用

分類の名称：(分類基準は日本方式)急性毒性物質、その他の有害性物質

4. 応急措置

吸入した場合：傷病者を新鮮な空気のところに移し、窮屈な衣服部分は緩めて安楽な状態にし、医師が来るまで身体を冷やしてはならない。呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行うとともに、医師の診断を受けさせる。

(以下略)

3. 関連サイトアドレス集

国内

< 行政機関 >

環境省環境保健部環境安全課・PRTR担当 TEL : 03-5521-8260
ehs@env.go.jp

PRTR制度に関連する情報

- 「PRTRインフォメーション広場」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- 「PRTR 集計結果のコーナー」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/>
- 「PRTR集計・公表システム」 <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrinfor/index.html>

対象化学物質の有害性など

- 「PRTR法指定化学物質データ検索」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/db.php3>
- 「対象化学物質情報」 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html

リスクコミュニケーションなど

- 「化学物質やその環境リスクについて学び、調べ、参加する」
<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>
- 「化学物質に関するリスクコミュニケーション - 環境省における取組 - 」
<http://www.env.go.jp/chemi/communication/9.html>

パンフレット・冊子

- 「PRTRについて」(環境省・経済産業省)
http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law/prtr_panf/prtr_panf.html
- 「GHS 化学品の分類および表示に関する世界調和システムについて」
<http://www.env.go.jp/chemi/ghs/>
- 「化学物質ファクトシート2007年度版」
<http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>
- 「かんたん化学物質ガイド」
<http://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/>

経済産業省製造産業局化学物質管理課 TEL : 03-3501-0080

- 「化学物質管理政策サイト」
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html
- 「化学物質排出把握管理促進法サイト」
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

自治体

各自治体のホームページアドレスは、91ページ以降にある「各自治体のPRTR担当窓口」をご参照ください。

< 関連団体 >

- (独)国立環境研究所 <http://www.nies.go.jp/index-j.html>
- 「化学物質データベース」 <http://w-chemdb.nies.go.jp/>
- (独)製品評価技術基盤機構 <http://www.nite.go.jp/>
- 「化学物質総合情報提供システム(CHRIP)」 <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>
- (独)国立医薬品食品衛生研究所 <http://www.nihs.go.jp/index-j.html>
- 「国際化学物質安全性カード(ICSC)」 <http://www.nihs.go.jp/ICSC/>
- (独)産業技術総合研究所 化学物質リスク管理研究センター <http://www.aist-riss.jp/contents/index.html>
- (財)化学物質評価研究機構 <http://www.cerij.or.jp/cerij/index.html>

「化学物質安全性(ハザード)評価シート」

http://www.cerij.or.jp/db/sheet/sheet_idx.htm

(社)環境情報科学センター

<http://www.ceis.or.jp/>

(社)日本化学物質安全・情報センター

<http://www.jetoc.or.jp/>

(社)日本化学工業協会

<http://www.nikkakyo.org/>

石油化学工業協会

<http://www.jpca.or.jp/index.html>

中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター

<http://www.jaish.gr.jp/>

< 民間団体 >

有害化学物質削減ネットワーク

<http://toxwatch.xteam.jp/HP/>

エコケミストリー研究会

<http://www.ecochemi.jp/>

諸外国

< 行政機関 >

EU(欧州委員会)

「EPER(European Pollutant Emission Register)」<http://eper.eea.europa.eu/eper/>

英国

「PI(Pollution Inventory)」

<http://www.environment-agency.gov.uk/business/topics/pollution/32254.aspx>

ドイツ

「EPER(European Pollutant Emission Register)」<http://www.eper.de/>

オランダ

「PER(Pollutant Emission Register)」<http://www.emissieregistratie.nl/erpubliek/bumper.nl.aspx>

米国

「TRI(Toxics Release Inventory)」<http://www.epa.gov/tri/>

「Envirofacts」<http://www.epa.gov/enviro/>

「TOXNET」<http://toxnet.nlm.nih.gov/>

カナダ

「NPRI(National Pollutant Release Inventory)」<http://www.ec.gc.ca/pdb/npri/>

オーストラリア

「NPI(National Pollutant Inventory)」<http://www.npi.gov.au/>

韓国

「TRI(Toxic Release Inventory)」<http://tri.nier.go.kr/>

< 国際機関 >

UNECE(国連欧州経済委員会)

「PRTR」<http://www.unece.org/env/pp/prtr.htm>

OECD(経済開発協力機構)

「PRTR」

http://www.oecd.org/department/0,2688,en_2649_34411_1_1_1_1_1,00.html

< 民間団体 >

米国 「Scorecard」<http://www.scorecard.org/>

カナダ 「Pollution Watch」<http://www.pollutionwatch.org/>

4. 各自治体のPRTR担当窓口

関連ホームページについて、PRTR専門サイトがない場合は、環境担当部局のサイトになっており、環境担当部局のサイトがない場合やアドレスが比較的長い場合は、各自治体のトップページになっています。

自治体名	部局名 / 電話番号 / 関連ホームページアドレス	
北海道	環境政策課	011-231-4111(内24-264)
	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/kss/	
札幌市	環境対策課	011-211-2882
	http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku_busshitsu/kagaku_busshitsu/index.html	
青森県	環境政策課環境保全グループ	017-734-9242
	http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/econavi.html	
岩手県	環境保全課環境調整担当	019-629-5359
	http://www.pref.iwate.jp/list.rbz?nd=281&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=261&pnp=281	
宮古市	環境課	0193-62-2111(内362)
	http://www.city.miyako.iwate.jp/cb/hpc/Article-376-539.html	
花巻市	生活環境課	0198-24-2111(内256)
	http://www.city.hanamaki.iwate.jp/living/kankyo/	
北上市	生活環境課	0197-64-2111
	http://www.city.kitakami.iwate.jp/	
遠野市	環境課	0198-62-2111(内322)
	http://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/%EF%BC%91.html	
宮城県	環境対策課環境安全班	022-211-2667
	http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/index_prtr.htm	
仙台市	環境対策課	022-214-8221
	http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/kagaku/index.html# 2	
秋田県	環境あきた創造課環境管理室	018-860-1601
	http://www.pref.akita.lg.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1139297038610&SiteID=0	
山形県	環境企画課環境保全室	023-630-2338
	http://www.pref.yamagata.jp/ou/bunkakankyo/050009/	
福島県	水・大気環境課	024-521-7261
	http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/	
茨城県	環境対策課	029-301-2956
	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/kantai/kantai.htm	
栃木県	環境保全課大気環境担当	028-623-3188
	http://www.pref.tochigi.jp/eco/kankyou/hozen/	
宇都宮市	環境保全課	028-632-2408
	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kankyo/seikatsukankyo/004611.html	
群馬県	環境保全課大気保全係	027-226-2837
	http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=7410	
埼玉県	青空再生課有害化学物質担当	048-830-2986
	http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BF00/contents.html#8	
さいたま市	環境対策課大気騒音係	048-829-1330
	http://www.city.saitama.jp/www/genre/000000000000/1000000000602/index.html	
川越市	環境保全課大気保全担当	049-224-5894
	http://www.city.kawagoe.saitama.jp/icity/browser?ActionCode=genlist&GenrelD=1105424512771&ParentGenre=100000000001	
所沢市	環境対策課化学物質グループ	04-2998-9230
	http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/soshiki/kankyo/kankyotaisaku/index.html	
川口市	環境保全課大気係	048-228-5389
	http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28039999/28039999.html	
越谷市	環境保全課大気水質係	048-963-9186
	http://www2.city.koshigaya.saitama.jp/sisei/siyakusyomado/kankyokezai/kankyohozenka/taikisuisitu/taikisuisitu_syoukai/index.html	
千葉県	大気保全課大気・特殊公害指導室	043-223-3805
	http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_taiki/kagaku/kagaku.html	
千葉市	環境規制課	043-245-5185
	http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/top_prtr.html	
東京都	化学物質対策課企画係	03-5388-3503
	http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/tekisei/tekiseikanri.htm	

自治体名	部局名 / 電話番号 / 関連ホームページアドレス	
神奈川県	大気水質課化学物質対策班	045-210-4119
	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/prtr/index_prtr.html	
横浜市	環境管理課	045-671-2487
	http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/kaihatsu/kisei/kagaku/index.html	
川崎市	企画指導課化学物質対策担当	044-200-2532
	http://www.city.kawasaki.jp/30/30kagaku/home/kagaku/kagakutop.htm	
新潟県	環境対策課環境保全担当	025-280-5154
	http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/1207069266614.html	
新潟市	環境対策課水質係	025-226-1371
	http://www.city.niigata.jp/info/kantai/mizu/PRTR/PRTP.htm	
富山県	環境保全課	076-444-3144
	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/index.html	
富山市	環境保全課	076-443-2086
	http://www.city.toyama.toyama.jp/division/kankyou/kankyouhozen/index.htm	
石川県	環境政策課規制指導グループ	076-225-1463
	http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/kankeihourei/shidou/PRTR-HP/prtrhome.htm	
福井県	環境政策課環境管理審査室	0776-20-0303
	http://www.erc.pref.fukui.jp/chem/prtr/index.html	
山梨県	大気水質保全課大気担当	055-223-1510
	http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/65_043.html	
長野県	水大気環境課大気保全係	026-235-7177
	http://www.pref.nagano.jp/kankyo/mizutaiki/taiki/prtr/t-prtr.htm	
長野市	環境政策課	026-224-8034
	http://www.city.nagano.jp/pcp_portal/PortalServlet;jsessionid=AD394C30A4C2CCA7EB264BC8869C6592?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000000	
岐阜県	地球環境課	058-272-1111(内2696、2697)
	http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11264/taiki/prtrHP/index.htm	
静岡県	生活環境室	054-221-2258
	http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-050/taiki/prtr/prtr_top.html	
静岡市	環境保全課大気担当	054-221-1358
	http://www.city.shizuoka.jp/deps/kankyouhozen/kagakubussitsuiindex.html	
浜松市	環境保全課	053-453-6170
	http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/businessindex/env/prtr.htm	
愛知県	環境活動推進課環境リスク対策グループ	052-954-6212
	http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/index.html	
名古屋市	地域環境対策課有害化学物質対策係	052-972-2677
	http://www.city.nagoya.jp/jigyuu/gomi/kankyouhozen/kogai/kagaku/	
豊橋市	環境保全課	0532-51-2395
	http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo_hozen/index.html	
岡崎市	環境保全課	0564-23-6194
	http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu1126.html	
豊田市	環境保全課	0565-34-6628
	http://www.city.toyota.aichi.jp/division_n/ae00/ae03/index.html	
三重県	地球温暖化対策室	059-224-2380
	http://www.pref.mie.jp/EARTH/	
滋賀県	琵琶湖再生課	077-528-3456
	http://www.pref.shiga.jp/d/biwako/index.html	
京都府	環境管理課指導担当	075-414-4707
	http://www.pref.kyoto.jp/prtr/	
京都市	環境指導課	075-213-0928
	http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-2-3-0-0_1.html	
大阪府	環境保全課P R T R担当	06-6944-9247
	http://www.epcc.pref.osaka.jp/main/chemical/index.html	
大阪市	環境保全部環境規制担当	06-6615-7988
	http://www.city.osaka.jp/kankyojigyo/jyoukyou/kagaku/prtr/index.html	
堺市	環境指導課化学物質グループ	072-228-7474
	http://www.city.sakai.osaka.jp/city/info/_kankei/index.html	
兵庫県	環境影響評価室環境情報担当	078-362-3276
	http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/topics/new-prtr/prtrindex.htm	
神戸市	環境評価共生推進室	078-322-5312
	http://www.city.kobe.jp/cityoffice/24/sosiki/chikyu/anzen/index.html	

自治体名	部局名 / 電話番号 / 関連ホームページアドレス	
奈良県	環境政策課	0742-27-8734
	http://www.eco.pref.nara.jp/prtr/index.html	
和歌山県	環境管理課	073-441-2688
	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/prtr/	
鳥取県	水・大気環境課	0857-26-7206
	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20422	
島根県	環境政策課化学物質・アスベスト対策スタッフ	0852-22-6445
	http://www.pref.shimane.lg.jp/environment/kankyo/kankyo/kagaku/	
岡山県	環境管理課化学物質対策班	086-226-7305
	http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=6097	
岡山市	環境保全課	086-803-1280
	http://www.city.okayama.okayama.jp/kankyou/kankyokisei/	
倉敷市	環境政策課	086-426-3391
	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kkanpo/seikatu-kankyo/kagakubu/index.html	
新見市	生活環境課	0867-72-6124
	http://www.city.niimi.okayama.jp/?ID=5017	
広島県	環境保全課	082-513-2920
	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/g/index.html	
広島市	環境保全課	082-504-2692
	http://www.city.hiroshima.jp/icity/browser?ActionCode=genlist&GenreID=1111539244653	
呉市	環境管理課 環境調査係	0823-25-3551
	http://www.city.kure.lg.jp/kankyo/index.html	
福山市	環境保全課	084-928-1072
	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/life/detail.php?hdnKey=4104	
山口県	環境政策課大気・化学物質環境班	083-933-3034
http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/env/index.htm		
徳島県	環境局環境管理課企画調査担当	088-621-2271
	http://www.pref.tokushima.jp/Generaladmin.nsf/WMV/b021k0130	
香川県	環境管理課大気保全・環境安全グループ	087-832-3219
	http://www.pref.kagawa.jp/USERS/s14910/kankyo/taiki/taiki_top.htm#	
愛媛県	環境政策課	089-912-2347
	http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/060kankyou/00005442040812/PRTRmain.htm	
高知県	環境対策課	088-823-9686
	http://www.pref.kochi.jp/kankyou/prtr/index.html	
福岡県	環境保全課調査指導係	092-643-3359
	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/1900200.html	
北九州市	環境保全課	093-582-2290
	http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=16295	
福岡市	環境保全課主査（有害汚染物質専任）	092-733-5386
	http://kankyo.city.fukuoka.lg.jp/data/kagaku/index.html	
佐賀県	循環型社会推進課	0952-25-7774
	http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kankyo/kankyo/env/sonota/prtr.htm	
長崎県	環境政策課環境監視班	095-895-2356
	http://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/dept/index.php	
熊本県	環境保全課大気・化学物質班	096-333-2269
	http://www.pref.kumamoto.jp/menu/menu_31.asp	
大分県	環境保全課大気保全班	097-506-3114
	http://www.pref.oita.jp/13350/shokai/	
宮崎県	環境管理課大気・化学物質担当	0985-26-7085
	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/	
鹿児島県	環境管理課環境管理係	099-286-2624
	http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/kagaku/prtr/index.html	
鹿児島市	環境保全課水質係	099-216-1298
	http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/4kankyoricycle/4-3kankyohozen/4-3-22prtr.html	
沖縄県	環境保全課	098-866-2236
	http://www.pref.okinawa.jp/kankyouhozen/index.html	

都道府県によっては出先機関を受付窓口としている場合があります。上記部局にお問い合わせください。
印のついた部局は平成21年4月からの窓口です。

5. 索引

アルファベット

CAS番号	86
MSDS	87
PRTR制度	1

あ

移動量	6、85
埋立	6、31
オゾン層破壊物質	86

か

開示請求	18
化学物質アドバイザー	55
化学物質管理指針	85
化管法	2、59
環境報告書	87
環境マネジメントシステム	87
環境リスク	85
感作性	86
下水道	6
公共用水域	6
公表	1

さ

指定化学物質等取扱事業者	87
推計方法	8、9
生態毒性	86

た

第一種指定化学物質	3、63～83
ダイオキシン類の単位	35
対象化学物質	3
対象事業者	5
第二種指定化学物質	3
特定第一種指定化学物質	3、35
土壌への排出	6、31
届出事業所	38
取扱量	85

は

排出量	6、85
暴露量	17
発がん性	86
変異原生	86

や

有害性	85
-----	----

ら

レスポンシブル・ケア	87
------------	----

PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック

化学物質による環境リスクを減らすために / 平成19年度集計結果から

平成21年(2009年)3月

発行 環境省環境保健部環境安全課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL.03-5521-8260 FAX.03-3580-3596

E-mail ehs@env.go.jp

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>

編集 社団法人環境情報科学センター

〒102-0081 東京都千代田区四番町8-19

TEL.03-3265-4000 FAX.03-3234-5407

<http://www.ceis.or.jp/>